其陰謀速に成るべからざるを信じ、他の事變の起らざるに先つて景勝を夷平せんとして出づ。烏居元忠を止めて伏見を守らしめて曰く、萬一變起らば天主閣中の黄金を鎔て之を用へよと。家康立つや、三成聿起して使を四方に發し、徒黨を募る。大谷吉繼、未だ三成の陰謀を知らず、家康に從軍せんと欲して、三成の子重家を誘ふ。三成之に告ぐるに兵を上國に擧げて、景勝に應じ、南北挾擊せんことを以てす。吉繼其決して勝たさるを打算して之を止む。三成聽かずして曰く此事、一身の爲めにあらず、以て豐臣氏に酬へんと欲するのみ。成敗利鈍は顧みる所にあらず。且つ已に上杉と約して兵を擧げしむ。上杉をして獨り家康に當らしむるは忍びざる所也と。吉繼遂に別を告げて去る。然かも之を乘るに忍びず即ちまた歸つて曰く、我一身を以て汝に與へんと。三成、遂に長束正家、增田長盛及び玄以の名を以て毛利輝元を誘ふに元帥を以てせしめ、また兵を以て大坂の四面を守り、諸侯の質の國に逃るを防がしめ、三奉行の名を以て家康の十三罪を數へて、檄を諸侯に傳ふ。諸侯應ずるもの三十二人。毛利輝元、吉川廣家、毛利秀元、宇喜田秀家、島津惟新、小早川秀秋、鍋島勝茂、小西行長、脇坂安治、秋月種長を初めとして其兵九萬三千七百人に達す。秀家の議により機先を制せんかため、兵を美濃尾張に出して、家康の擧動を見んとす。輝元秀頼を奉じて大坂にあり、また兵を分つて細川忠興の父幽齋を田邊に攻め、家康の城代、鳥居元忠を伏見に攻む。幽齋は一代の歌人にして、歌學の奥義に達し、公卿また却つて幽齋に學ばんとす。天皇幽齋死して歌學また共に亡びんことを恐れ、兩軍に諭して交綏せしむ。元忠は固守して下らず、遂に敗れて自殺す。家康の後には此の如き變あり、家康の前には景勝、精兵を備へて俟ち、自ら徹服して白河附近の地を相して、革籠原を以て最後の決戰場と定め、家康の兵を此に誘ひ、家康を敗らば其全軍を此に殲さんとし、景勝敗れば上杉の全軍また此に死せんことを期し、矮々として家康の來るを俟ち、また使を發して越後の遺族をして亂を起さしむ。佐竹義宣また陽に家康の命を奉じて兵を出し、其鬼怒川を渡るを待つて後より之を擊たんことを計る。家康之を知らず、二十四日下野の小山に入り秀忠は已に宇都宮に至て、初めて鳥居元忠が三成等の暴發を報ずるの書に接し、即ち福島正則、黒田長政、細川忠興等の客將を召きて狀を告げ、且つ其志を問ふ。衆皆な曰く唯だ内府を助けて三成を誅せんのみ。妻子は顧みる所にあらずと。また旗下の將士を集めて事を議す。井伊直政、酒井家次、極力三成を擊つて直ちに天下を取らんことを主張す。家康沈吟して決せず直政疾聲して曰く、公若し此に出でず、徒らに箱根を守て偷安せんと欲せばまた再び見へざるべしと、袖を拂て出づ。家康沈思熟考する久うして、また直政を招きて議を交ゆ。已にして秀忠使を發して之を贊す。家康遂に意を決して三成を先にせんと欲し、先づ客將をして上國に向はしむ。福島正則、池田輝政先鋒たり、井伊直政、本多忠勝軍監たり、別に子秀康をして宇都

宮に據らしめ、傍近諸侯をして城廓を修繕して、景勝の追蹤に備へしめ、別に政宗をして兵を率して動かず、景勝を控制せしめ、秀忠をして中山道より進ましめ、自ら東海道より進まんとし、形勢を伺ふ。

**三百四十九節　三成、家康兩軍の形勢**　此時に方つて三成の黨與已に進んで美濃に入り、其の南北東西交通の要衝たるを以て、全力を盡くして之を略し、其の二十二城中已に十七城を取り、大垣、岐阜、竹ヶ鼻、犬山に據りて尾張に迫る。已にして八月十四日家康黨の先鋒諸將、悉く尾張の清洲に入り、家康の來るを待つて戰はんとして、空しく對峙す。家康猶ほ彼等を信ずる能はずして、孤疑躊躇し、萬全の形勢を見ずんば發せざらんとし、使を發して曰く、速に開戰して三成等に黨せざるの實を示せと。諸將乃ち先づ岐阜竹ヶ鼻を攻めて之を取り、犬山を下し敵軍を追ふて赤坂に入り大垣を壓し、家康の本營を岡山に定め、火を放つて垂井、關ヶ原を燒く。三成其必らず佐和山に向はんとするを察し、即ち大谷吉繼、脇坂吉治等をして關ヶ原の西南を扼せしむ、毛利秀元、吉川廣家また來つて南宮山に陣して、家康黨の陣營を俯瞰し、秀秋は松尾山に陣す。家康江戸にあり、下野常陸の黨與に對しては、景勝若し來らは直ちに出でゝ助けんと云ひ、先鋒の客將に對しては速に上國に上るべしと云ひ、兩端を持す。今や、岐阜、犬山を取るの報に接し、則ち之を政宗等に報じ、急に秀忠は中山道より、自らは東海道より、美濃に進む。九月十四日岡山の本營に入るや、家康黨の軍氣大に揚る。此時家康の全軍七萬人、三成の全軍七萬九千、數に於ては略ぼ匹敵すと雖も、三成の軍は早く已に弱點を示したり。天下の信用、家康に歸するは之を云はず。三成の黨與にして最も戰に長して恃むべきは、浮田秀家と大谷吉繼のみ。毛利輝元は大坂にありて吉川廣家のために沮まれて來らざる也。毛利秀元は其兵一萬六千人あり、秀家に次ぎて最も大兵を擁するものにして、而して吉川廣家のために制せられて戰ふ能はざる也。小早川秀秋は一萬五千六百人の大兵を有するもの也。而して彼また形勢を觀望して戰志なきのみならず。また後より三成を襲はんことを家康に約し、三成をして秀秋を危ふみて其の最も恃む所の驍勇大谷吉繼をして家康に備へずして、秀秋に具ふるの已むを得ざるを感ぜしめたり。佐和山に向ふの道を扼したる脇坂安治も、已にまた內應を約したり。故に三成の軍七萬九千と稱するも、戰志あるは四萬六千人のみ。加ふるに島津惟新の如きは其初め家康に屬せんとして勢に迫られて、三成に黨せるものにして、戰志薄く、且つ三成、聲望隱越あるにあらずして、全軍の牛耳を執るがため、號令は號令にあらずして、依賴となり、號令と云ふや、其命を奉せざる島津惟新の如きものあり。故に戰はずして勝敗の數已に明かなるものありき。

**三百五十節　關ヶ原の戰、三成遂に大敗す**　家康形勢を案じて曰く敵軍遂に大垣を出でざるべしと、即ち

池田輝政、淺野幸長等をして大垣に備へしめ、大軍佐和山に向ふて之を屠り、直ちに大坂に入らんとす。三成之を聞き全軍を關ケ原に集めて要撃せんと欲して、夜私かに發し、北國街道の口を扼す。家康之を聞きまた急に其後を追ふて進み。家康の先鋒正則の兵と、三成の後陣と殆んど相接するに至る。家康、桃配山に陣し、福島、加藤、藤堂、田中、黒田等の客將をして主として敵に當らしめ、家康の麾下遙かに後に陣す。已にして九月十五日の曉、先鋒、福島正則の未だ戰を開かざるに先だち、井伊直政、列を犯して前進し、浮田直家を撃つて戰端を開く。此より福島井伊の二將は浮田に當り、藤堂京極の二將は大谷に當り、織田、吉田、佐久間、船越は小西に當り、黒田、加藤、細川、田中、金森、竹中の諸將は石田に當る。三成の諸將皆な能く戰ひ、家康の諸將數ば撃退せらる。殊とに三成の本隊五千人、最も勇猛、黒田、細川、加藤田中、戸川、生駒、藤堂、京極の八將、百戰の勇、五倍の兵を以て之を攻めて勝たず。已にして三成毛利秀元、小早川秀秋を招かんとして、豫じめ約する所に從つて烽火を擧ぐ。二人遂に來らず。家康、秀元、秀秋の二人、遂に二成に加はらさるを見るや即ち本多忠勝をして兵を放つて前隊を助けしむ。小西宇喜多の二隊之がために敗る。家康猶ほ危疑して自ら戰はず、秀秋が後より三成を襲ふを待つて動かんとし、麾下の士久保島孫兵衛をして試みに銃を發して秀秋の營を撃たしむ。秀秋已むを得ずして動き、横さまに大谷の隊を衝く。脇坂朽木の諸將、また三

秀秋の先鋒松野主馬、秀秋の命なきを以て、今日三成に背くは、豐公に報する所以にあらずとし、傍觀して戰はず。

佐和山は三成の父正継、兄正澄、子重家等をして之を守らしむ。諸將能く戰ふて敗れば、秀秋を破るに已にして力盡き皆な戰死し、或は自殺す。此將津田清盛、獨り家康に屬せ



成に背きて藤堂高虎に應し、大谷の前隊を撃つ。吉繼逆撃して秀秋の兵を敗る、然かも大勢盛に支さるを見て自殺す。家康勢に乘じ麾下をして突喊せしむ。全軍之に應し軍氣益に十倍し、進んで小西宇喜多を走らし、全軍悉く石田島津の二隊を掩撃す。二隊能く戰ふて屈せず、已にして三成の部下、力盡きて走る。島津惟新、即ち將士に命じて曰く、四方皆な敵にして走路なし。家康の陣を斬つて死せんと。衆皆な諫止す、即ち走路を前方に開かんと欲し、記章馬標を去り、全軍を一團とすれば一千六百の衆半ば已に盡く、即ち東南の敵を衝く。福島、小早川、本多、井伊の諸隊合撃して已まず、豐久以下亂軍中に死し、惟新が圍を脫し得たる時は僅かに八十人を存するのみ。即ち牧田川を渡り、多良より近江に出で、國に歸る。長曾我部、安國寺、長束、毛利秀元等之を聞きて皆な走る。此に於てか家康急に甲を着く、衆之を怪む。曰く敵に勝つて甲の緒を締めよと云ふは、殆んど今日の謂也と、衆凱歌を唱へんことを乞ふ、家康曰く今や大敵已に走ると雖も、諸君の質、猶ほ大坂にあり、大坂を占有して而して後凱歌を唱ふべしと。即ち小早川秀秋、脇坂安治をして內應の期に後るゝの罪を償はしめんがため、井伊直政の監軍の下に佐和山城を攻めて之を取らしめ、且つ書を發して輝元に告げ、家康輝元に介然たる所なしと云ふ。秀元、南宮山より走つて大坂に入り、輝元を勸め秀頼を擁して戰はしめんとす。輝元聽かず、吉川廣家の策を聽き家康を避けて木津の邸に入る。後陽成天皇家康の勝利を聞き、

しもの也。奮闘風靡す、勝降な担絶す、城陥るに及び脇坂安治の士なる捨に臨して翼さなし、北藩士人さ共に悠々敢中な行く。家康招きて之を下だす。以て三成の士心を得るの深かりしを見るべき也。

三成、山間に潜伏し、野味を食ふ。已にして下痢を患へて農家に入る、或る人農夫に即て曰く、三成を蔵さば重らんと、三成出でて、農夫に謂りて、出でて之を訴へしむ。農夫曰く、訴へざれば三成も免れず、訴へさるも免れず、訴へふの汝に挙なるに如かず、農夫之を訴ふ、田中吉政之を執ふ。然れども之に仕ふる平日の如し、賄賂多く之を侮辱して慎を啓らず。淺野幸長獨り之を聴す。

勅使を近江の草津に發して之を迎へ、其京師に入るや、公卿争つて其門に集まる。之より衆康大坂に入り、大に功を論し、賞を行ひ、行長、惠瓊、三成を執へて之を斬る。

**三百五十一節** 景勝以下、家康に服屬す

之より先き景勝の衆家康の上國に上るを聞き、兵を發して之を追撃せんと欲す。景勝、政宗の其虚を衝かんことを恐れて聽かず。已にして秀康宇都宮より戰書を發して之を挑むや、景勝之を却けて曰く、子年少くして兵少なし我敵にあらず。子襲を欠かば我能く之を分たんと。また最上義光に黄金二萬兩を送りて之を誘ふ。義光家康に心服して聽かざるや、景勝即ち先づ之を夷げんと欲し、四萬の兵を擧げて之を攻む。義光二十五塞を作りて伊達政宗と相應援す、衆寡力戰其二十一塞を取り、將に上の山、長谷の兩城を取らんとするとき、關ヶ原の敗報を聞き兵を收めて歸る。此他越後にありては宇佐見勝行、柿崎景則等の土豪兵を起して四方に轉戰するあり。越前加賀にありては丹羽長重は三成に黨し、前田利長は家康に黨して、小松大聖寺に戰ひ、伊達政宗は白石城を取り、信州にありては眞田昌幸其子幸村、上田を守りて秀忠の軍を遮つて、十日の間之を逗遽せしめ。秀忠爲めに關ヶ原に會戰する能はず。豊後にありては、黒田如水、兵を募つて四隣を攻伐し、大友義統は三成に屬して四方を攻めて如水と爭ひ、肥後にありては加藤清正、小西の虚を擣きて其地を併せ、筑後にありては鍋島直茂、立花宗茂を攻む。已にして關ヶ原の報に接するや、景勝和を乞ひ、幸村もまた



降り、島津もまた降り、天下初て平也。

**三百五十二節** 家康府を江戸に開らく、征夷大將軍の任官

此に於てか、家康新に幕府を起さんとして地を相す。關ヶ原の勝利は客將の力なりしと雖も、家康は關ヶ原以北の勢力を疑ふ能はざりき。地を以てせば京畿大坂は守るの地にあらず。兵を以てせば中國四國の兵は不破の關以北の兵に如かず。況んや家康、江戸に移りて以來、所謂る八州の形勢、守るに天嶮あり、居るに天富あり士心悍強にして質實、名節を抵厲し、義理を重んずるの風あり、頼朝以來覇者の此に居りしもの偶然ならざるを見たり。是れ秀吉が京攝中國を來往して功を爲し、其の天下の要樞たるを知るが故也。此に於てか遂に幕府を江戸に定め、また其親族を要地に封じて、天下の勢を制せんとし、秀康を越前に封じて北道を鎮せしめ、忠吉を尾張に封じて海道を固めしめ、爾來事に觸れ、機に投じて客將を僻地に黜り、譜第を以て要地を占めしめ、秀吉の廟に萬石を寄附し、三千四百石を延曆寺に、二萬石を高野山に、三千石を圓城寺に寄附し、皇室公卿の田を增加して、以て禍亂の源を塞がんとす。彼れ未だ征夷大將軍たらずと雖も、事實に於て已に大將軍也。欠く所は名義のみ。併かも彼は秀頼の存するを以て、禍亂關ヶ原に止ると爲す能はず、關ヶ原の客將、多く三成を怕みしを以て己に黨するも、一旦、秀頼の天下を奪はんとせば、多少の騒亂を免れざるを知りて、暫らく虚名を避く。故に慶長七年正

行長槽河に走り、知る所の僧林藏主之を紿して自殺せしめんとす、行長覺りすして曰く我耶蘇を奉ず、自殺すべからずと。僧之を訴ふ。三成行長以下皆大阪堺京都の市中に徇へて、六條磧に斬る。

月諸侯江戸に會同して、明白に家康が天下の主たるを證認せんと欲するも家康辭して受けず。前田利長最も慧敏にして家康謙退の情僞を察し、則ち強ひて江戸に入るや諸侯相繼で江戸に會同す。此に於てか其十二月家康遂に征夷大將軍となり、右大臣を以て淳和奨學兩院の別當、源氏の長者たり。家康深く古今の國主、多く己の身に及んで繼嗣を立てず、身死するや其子をして孤立せしめたるを見て、即ち早く繼嗣を立て、威力を附し、之を仰ぐこと己と同じからしめ、身死するも天下を動搖せざらしめんと欲し、慶長十年征夷大將軍を其子秀忠に讓り、駿河の靜岡に城きて此に居り、猶ほ大事は自ら督す、此に於てか德川氏の覇業全く成る。

# 第二十五章　德川氏の盛世　神武紀元二千二百六十六年より二千三百七十六年に至る

第三百五十三節　封建成つて平人安康を得、產業進む　第三百五十四節　淀君の人物、家康之を激發す、大坂兵を擧ぐ　第三百五十五節　大坂敗北して和す　第三百五十六節　大坂の再擧、秀頼淀君の自殺　第三百五十七節　藤原の惺窩、林羅山、文運の興隆、宋學武士の學となる　第三百五十八節　家康の法令、銷武の手段　第三百五十九節　德川時代の慈法　第三百六十節　家康の一統政略、其の功過第三百六十一節　家康の死、其像を西南に向はしむ　第三百六十二節　泰平の空氣、秀忠の女中宮となる　第三百六十三節　幕府中の黨爭、本多正純放たる、春日の局　第三百六十四節　家光諸侯を臣とす　第三百六十五節　不形儀の改易、五人組の制、士農衣服の制限　第三百六十六節　後水尾德川氏を憤る、外樣大名の夷滅、家光の上洛　第三百六十七節　耶蘇敎徒の迫害、島原の敎徒亂を起す　第三百六十八節　島原亂徒の敗滅、信仰試驗の酷刑　第三百六十九

節　海外遠征の雄圖、遲疑に於ける日本人　第三百七十節　明の覆亡、遺臣來つて援兵を乞ふ　第三百七十一節　藤樹、蕃山、奴隸の全滅　第三百七十二節　德川武士氣質　第三百七十三節　生活、美術行樂、工藝の進歩　第三百七十四節　浪人の抱負、由井の正雪　第三百七十五節　將軍家綱、正雪の叛亂　第三百七十六節　浪人減じて遊俠の徒興る　第三百七十七節　公卿、江戸に媚附す　第三百七十八節　酒井忠清の專橫、大奥の婦女政治に容喙す、皇親を將軍とするの議、綱吉の迎立　第三百七十九節　堀田正俊の重農政策　第三百八十節　綱吉學を好む、諸侯學に向ふ　第三百八十一節　池田光政、熊澤蕃山、第三百八十二節　會津の保科正之、山崎闇齋、神道の結成、異端排擊　第三百八十三節　水戸の學風、明學の感化を受く　第三百八十四節　綱吉時代の學者　第三百八十五節　正俊殺さる、男色の少年、藝能の徒、士林に入る　第三百八十六節　柳澤保明の寵任、保明文學を保護す　第三百八十七節　禽獸保護の令、僧侶の殊寵、犬を殺すを禁ず　第三百八十八節　綱吉の禁奢令、彼の驕奢溫恵、社會的進歩、當時の貿易財政　第三百八十九節　元祿武士の風尙、赤穗義士の復仇、天災地變、綱吉の死、第三百九十節　家宣綱吉の非政を改む　第三百九十一節　政權側用人に移る　第三百九十二節　閭部詮房、新井君美の出身、君美の硬貨政策　第三百九十三節　王覇の衝突、新井君美幕府を王とし主權を取らんとす、朝鮮使節待遇の禮、家宣の死　第三百九十四節　硬貨の制行はる、荷蘭清の貿易及び其制限、扱荷の風生す、吉宗家宣の政治を破る、幕府衰亡の發端

**三百五十三節　封建成つて平人安康を得、產業進む**

關が原大戰の前後に方つて武士浮浪の時代已に去つて、封建撫御の勢益す固く、諸侯多く競ふて人民を招撫せしがため、平人漸やく其土に安じて產物益す增加し、加ふるに葡萄牙、西班牙、和蘭の貿易船の來るもの益す多く、支那沿岸の貿易もまた發達し、且つ東西南北の大征戰は道路を作り、交通を便にし、秀吉の好大政策は內國の航路を開き、政權の强固なるによりて海賊を平げて、追劍を滅ぜしかば、產業勃々として起りぬ。且つ國內銀を產するの地は、石見と佐渡にして、銀は中國の山より出るものを恃みしも其產額多からざりしに、家康に至り、毛利上杉の手より此二鑛を取り、大久保長安をして採金

佐渡は初め銀を出さず大久保長安に至りて銀を出し、石見は毛利の時金を出さず、長安に至

りて金を出だす、佐渡は慶長六年前後毎年一萬貫の銀、七百九十枚の金を出す、石見は四千貫の金を出す。

慶長十一年大正月を以て、江戸城を營み、役を大諸侯に課す

江戸城の建築に用ひし石、百人持の石は銀二十枚を拂ひ、ころた一箱に對しては、金三兩を拂へり。

せしむるに及び、産額大に增加し、獨り銀のみならず、黃金をも出する至り、是より金銀山を探撿する者を命じて地力を開發せしかば、其産出の額驚くべきものあり。また民間の貿易は六年前後毎年一萬貫の銀、七百九十枚の金を出す、石見は四千貫の金を出す。足利氏以來、明の永樂錢を用ひ、後鐵を以て錢を鑄り、鐚錢と名けて永樂錢と交用し、其四個を以て永樂錢の一に更へしが、慶長十一年永樂錢を禁して鐚錢を專用せしむるに至り、民間猶ほ永樂錢を愛するや、即ち銅銀二種の慶長通寶を鑄造して、永樂錢を驅逐せしめたり。また秀吉多く金銀を蓄へて軍國の變に備へんとし、金を鑄て千枚分銅なるものを作り、一個凡そ鈑金一千枚に當りしが、秀賴之を鑄て通貨を作りしかば、此等の貨幣は或は城地の築造費として、或は諸侯宴遊の費として民間に流布しぬ。此の如く社會の富榮便宜の增加するに從つて、和平の氣、融々として四方より湧き來り、加ふるに木綿の產出益す盛んにして、寒冷なる麻衣に代りしかば、生活の快樂も加はりぬ。已にして熊猪侍從以下朝廷の公卿、後陽成の寵姬長橋局以下の徒を姦するあり、朝廷の中、黨を分つて相爭はんとせしに家康宮中の腐敗由る所ありとなし、强て之を窮めず、以て公卿の間を和睦せしめ、慶長十六年後陽成の太子を立てゝ後水尾天皇とせしかば公卿家康の寬大を悅び、萬民皆な思らく北條氏以來の治平待て求むべしと。早くも皷腹の樂を期したるものありき。然れども天下之を嘉ばざるものあり。即ち秀賴淀君を中心とする大坂の一黨也。

## 三百五十四節　淀君の人物、家康之を激發す、大坂氏を亡ぶ

淀君巧慧多才にして美貌あり。秀吉の寵愛を一身に集む。秀吉の死するや年僅かに二十二。才色双絕の女にして、豐臣氏の權勢を一身に集めて子は少にして夫なく、媚附佞巧の徒に圍繞せらる、過なきを得べからず。況んや淀君、貞節自ら保つの家妻にあらず。其辨才は以て武人を役すべく、其誇榮心は以て冒險者を嘉ばすべく、其智見は以て老雄家康の秘密を摘發するに足るべく。殆んど佛王の寵姬ポムパドールに比すべき政治的婦人なるをや。彼女を役するに沈重、嚴肅の士を以てすれば、其辨才、名譽心、智見は以て內を助くべく、以て外を飾るべく、殺伐野鄙なる武人社會に一個の高尙、溫雅なる感情を與ふべかりし也。然れども不幸にして彼女は徒大自ら樂しみ、放縱制縛なき秀吉の妃たりしがために、其才をして邪佞に走らしめ、秀吉の死するや、また諂諛、巧佞の徒に圍繞せられて、遂に傲慢、放恣自ら制する能はざる驕婦となり、大野治長に私す。治長輕躁、淀君の愛を負ふを誇り、威權を專らにし、豐臣氏の再興を以て自任す。淀君また妬婇の念に富み、諸將にして婦人を愛するものあるや、自家の夫婿が他の婦人を愛するが如くに、妬悍し、往々諸將、部屬の內事に干涉す。今や此の妬悍、輕躁の男女は家康の威權漸やく豐臣氏を壓するを見て之に平かならず。家康と相抗爭するの機會を窺ふ。況んや三成、行長、長盛等、關ケ原の役を企てしもの皆な淀君の黨にして、一敗地に塗るゝや、其敵手加藤清正、淺野幸長等の權漸やく大に、

慶長十年、北領南島より蝦夷を輸入し來る、此より幾內九州に植へて大に盛に、爾後令を下して之を作り、賣るもの町人は五十日、百姓は三十日、自分兵粮にて牢舍たるべく、其同鄉の者百姓一人に島

之と共に其親近する所の夫人杉原氏の聲望漸やく高く、家康もまた杉原氏平靜の性情以て和平を爲すべきを知りて之と親近す、故に關ヶ原以來淀君益す志を得ず。已にして慶長十一年、杉原氏二寺を東山に建て、秀吉の冥福を祈る。福島正則、加藤清正之を助けて工を竣へ、高臺寺と稱す。之より杉原氏を高臺夫人と云ふ。淀君之と儗ふて方廣寺を建てんとす。西南諸侯また之を助く。乃ち使を發して家康に其工を助けんことを乞ふ。家康退けて曰く東大寺は聖武帝の勅願寺也、僧重源の之を修めんとするや、鎌倉覇府之を助けず。況んや方廣寺は一豐臣氏の家事のみ。天下の主たる者に於て何かあらんと。大坂の諸將益す家康に平ならず、私かに諸道亡命の士を養ふて世變を待つ。家康が京都に置く所の所司代板倉勝重、人をして浪士と稱して大坂に入らしめ、其情僞を探りて之を家康に報ず。家康之を夷滅せずんば長く禍根たらんとするを思ひ、遂に意を決して之を激發せしめんとす。十九年七月方廣寺成る、秀賴自ら之を落せんとし、儀衛供張皆な整ひ、諸侯朝官、皆な之に會せんとして道路に充つ。僧侶、家康に依して鐘銘に家康を咒咀するの文字ありとなす。家康、羅織附會し、怒りを粧ふて曰く、是れ家康を咒ふて命を縮めんとするもの也と、急に命じて其慶會を止む。大坂片桐且元をして百方哀訴せしめ、其他意なきを辯ずるも聽かず。淀君また二尼を使として其異志なきを辯ず。家康二尼を待つこと極めて厚く、且元を責むること愈よ急也。遂に之に云つて曰く鐘銘のことは之を容さん



但だ浪士を招き兵備を整ふるの一事は決して容るすべからず、知らず汝何を以て秀賴の異志なきを明さんとするかと。且元家康の欲する所を問ふ。家康答へずして曰く是れ大坂自ら計るべき所也と。且元恐懼して歸り、道に二尼に會ふて曰く大坂の情僞惡く現はる、鐘銘の如きは口實のみ。今に及んで斷ずる所なくんば、故太閤の業、遂に保つべからざらん。第一策は秀賴公をして江戸に移らしむる也。第二策は暫らく江戸に遊びて、其戒心を減ずる也。第三策は大坂城を避けて他に移る也と。之より先き且元、大坂と江戸との間を周滑ならしめんとして、婚を本多正信に結びしかば大坂の諸黨久しく其の異志を疑ひしに今や兩尼家康の己に對するや歡然として他語なきに獨り且元の倉皇するを見て、益す且元、江戸と相通ずるを疑ひて之を淀君に告ぐ。淀君大に怒り且元を族滅せんとし之を治長に計る。時に秀賴の領する所六十五萬七千四百石にして百萬石と云ふ。治長天下の形勢を速斷して曰く、今や家康頻りに土木を起して諸侯を苦しめ、福島正則の如き、其築城の負擔に苦しみて暫らく肩を息はせんと云ふや、家康盛怒して、負擔を壓はゝ國に歸り兵備を嚴にして、以て征伐を待てと云ふに至り、萬民皆な之に苦しむ。宜しく此の機に乘じて大事を擧ぐべき也。大坂の領する所百萬石、金城湯池の固、以て天下に當るに足る。況んや故大閤殿下の遺恩、猶は天下に遍し。一たび檄を傳ふれば、天下皆な助かんと。淀君遂に意を決して織田長益、渡邊糺、木村重成、游田榮相以下の將校を會して

京都の商人、角倉了以父子、技工に長ずる多く、歳内の水運を計る。

慶長十二年四月、越前の國守、德川秀康死す、近臣永見右兵衛、長次、土屋左馬之助殉死す、家康之を聞き殉死を禁じ、若し犯すものあらば其家門を亡ぼすべしと云ふ。是より殉死の風衰ふ。

十四年二月、薩、藏、高虎、秀忠に勸めて諸侯の重臣子弟を質とし江戸に收めしむ。之を人質と云ふ、高虎首として其質を納る。

二月島津家久、德川氏に聘ふて琉球を擊つて之を取り、其主を擒へて江戸に上る。

日夜、攻守を議し、先づ且元を殺さんとす。且元之を聞きて走る。即ち諸侯に徼し、且つ兵を發して堺市を攻めて、其財貨、彈藥、銃器、刀劍、米穀を奪はしむ。四方の亡命の壯士、冒險變を待つの徒、皆な先を爭ふて大坂に集る。長曾我部盛親、眞田幸村、毛利勝永、大谷吉胤、福島正守、正鎭、明石守重、仙石宗也、瑞直之、後藤氏房等其中にあり。日ならずして城中の壯丁六萬人あるに至る。然れども伊達正宗は其使を縛し、島津家久は使を郤け、幷に之を德川氏に告げ、前田、加藤、黑田の徒皆な應せず。唯だ福島正則八萬石の米を貸したるのみ。大封を有するの諸侯、一人之に應するものなし。故に全軍を率ゆるの號令なく、策略は策略に消され、建議は建議に消され、首領なく、一統なく、早く已に敗兆を示めす。然れども城中の壯士皆な關ヶ原敗軍の汚名を洗かんとするの雄心勃々として已まず。大坂城の東南、今宮、天王寺に至るまで三里の空濠を穿ち、其岸に一大石壁を作り、東は大和木津の南川を導きて、志貴野今福、蓬島に及ぶまで、水を田に灌ぐて沼を作り、砦を船場、天滿、阿波座、中島、野田に作りて互に應援せしめ、淀君また娘子軍を作り、騎から甲を環し、馬に跨り、諸軍を巡撿す。

**三百五十五節　大坂敗北して和す**

之より先き、家康已に大坂の變を聞きて、令を諸侯に下して兵備を整へしめ、東海道の諸侯は勢多に集り、北陸道の諸侯は大津に集り、四國の諸侯は和泉に集り、中國の兵は池田に集り、以て家康の命を俟たしむ。已にして家康は奈良より住吉に出で、進んで天王寺に陣し、秀忠は伏見より平野に出づ、東西南北の兵集るもの五萬人。四面圍を重ね、土を以て山を築き、櫓砦を起して城中を瞰下して銃撃せしむ。家康兵を用ひずして秀頼を下さんと欲し、數ば使を發して和を促がす、秀頼依違して決せず。已にして諸砦多く敗れて城中、漸く恐る。家康即ち擒ふる所の侍女阿茶局をして城中に入り淀君に會して和を說かしめ、また人を更へて入つて和を說かしむ。城中已に諸侯の外援なきに絕望せし時なりしかば即ち和して以て家康の死を待たんとして遂に外濠を塡め、外壁を毀ち、總城の將士の罪を問ふなきを約して和を乞ふ。時に慶長十九年十二月二十三日也。德川氏即ち急に壁を毀ち濠を埋め、途に約に背きて二の丸の隍を埋む。淀君憤恨、之を責れども及ばず。

**三百五十六節　大坂の再興、秀頼淀君自殺す**

然れども大坂は長く平靜なる能はざりき。關ヶ原敗北者の子弟遺臣は、必らず家康を覆して甘心せんと欲して已まず。天下大志あり縱横の心ある浮浪、耶蘇敎を信ずるの士は悉く德川氏の鎭壓令のために一身天下に容るゝの地なく、爭亂を起して新運命を作るの外、活路あるなく大坂城の外、其目的を遂ぐるの地なきを見て、交も相煽揚して事を起さんとす、此に於てか前役を去る未だ三月に充たざるに、大坂また私かに兵備を修めて浪士を募り、十五萬人を得。即ち前年德川氏の作りし陣營を破却し、前年の空濠、石壁を復興せんとすれども、事倉卒にして及ばず。即ち醬漆を綯つ二尺餘にして、之に副ふるに柵を以

十四年七月、公頴、宮女を率ゐるあり。天皇、德川氏に命下して其罪を治めしむ。之より公頴を豐臣氏に移る。

十五年本多正純書を福建の總督に與へて、勘合印を求む、また性知に朱印を與ひ、日本國中の何れの地にありても貿易するを許す。

慶長十五年京師の商、朱屋玉成ノピスハンに渡りて貿易し、程々緋を挽へて歸る、十六年田中勝介なる者また渡航して親紗葡萄酒を挽へて歸る、ノピスンは北米新イスパニヤ也。

十七年京師の大佛成る、費す所、金四萬二千三百八十四枚、銀二萬三千七十四貫。

板倉勝重、將軍の命を奉ひ、京師の耶蘇敎會を破却す、また旅下の人を一組として耶蘇敎徒を擒縛して、悉く埼原加兵衛、小笠原備之丞等耶蘇敎を信ずるを以て道はる。

十八年八月、明人花火を献ず。

英人に貿易を許るし、何れの港にても入るを許るし、江戸に家を立て住居するを許るし、英人の犯罪は其官吏に一任す。

十八年十二月、之より先き執政大久保忠隣、本多正信と隙あり、人あり之を讒して、大久保父子の徒にして、耶蘇敎を以

て、徳川氏を傾けんとするなり云ふ。即ち思牌を以て耶蘇教徒を擯斥せしめて、遂に之を試み、遂に思牌を退く、之より正信の權愈よ大也。

元和二年八月安南の商舶來る朱印を與ふ

元和二年八月令を出し、関東の渡船場を定め、渡船場の外、渡船するを禁ず、婦人、手負は之を止めて江戸に注進せしめ、江戸に向ふものは、檢査せざらしむ、

てす。淀君、前敗に懲りて戰意なし。獨り秀頼、憤慨、熱中必らず死生を賭して戰はんとし、幸村氏房等之に云つて曰く、余武事に習はず、死期に至るも恐らくは知らざらん。公等余をして死期を過たしむる勿れと。兵を出して天王寺を守らしめ、必らず此に死せんとす。即ち諸將を發して近傍を抄掠し、嶮要を取り、家康の至るを俟つ。家康必らず秀頼を陷擠して後甘心せんとし、暫らく天下の物議を省みて之を放ちしのみ。再擧は意外の變にあらず。令を諸侯に下して徐かに兵を集む。會するもの十五萬八。行く〳〵大坂黨の兵を破り四方より迫る。家康先づ天王寺を取らんとし、藤堂高虎、井伊直政をして先鋒たらしむ。慶長二十年五月七日戰を開く、幸村、勝永、氏房、重成等の城將殊死して戰ひ、數ば家康の軍を破り、本多忠朝、小笠原秀政を殺ろし、猛烈無敵の名ある直政も、また之を破る能はず。城兵進んで中軍に迫り、秀忠の麾下を斬るに至る。已にして城中流言す。叛者あり内より火を放たんとすと。城兵大に擾きて退走し、狼藉の間死者一萬五千人に至る、家康の軍之に乘じ四方齊しく進みて城を攻む。城兵猶能く戰つて數ば之を擊退す。然れども大勢遂に支へず、逃亡相繼く、衆或は和せんと欲し、淀君また秀頼の妻、秀忠の女たるを幸として、之を質として和せんと欲し、其決を執つて須臾も放たず。已にして左右家康の爲めに買るゝもの事に托して之を擁して去る。淀君即ち和を請ふて使者往復周旋する間に、井伊直孝、銃を城中に放つて和志を絶たしむ。此に於てか秀頼等、

*或は云ふ秀頼、私に舟により逃れ、薩摩に走ると、

元和二年秀忠の女千姫曾て秀頼に嫁したるを以て、本多美濃守政重の子忠刻に嫁せしめ、化粧料として十萬石を與ふ。石見津和野の城主見坂崎親孝、襲ふて其妻を娶はんとす。幕府之を聽さず。即ち其家臣に命じて孝親を自殺せしむ。孝親よが隠かに、家臣之を殺ろす

和議の望なきを見て遂に自殺す*。時に秀頼二十三歳、淀君三十九歳、男女殉するもの四十二人之と共に火起りて城亡ぶ、徳川氏其遺類を求めて悉く之を殺ろす。之より先き加藤清正、節義ありと稱し、江戸に往來するごとに必らず秀頼を省す。人之を止むるや即ち云ふ、是れ舊恩に報する所以なりと。而して變起るや此節義漢も遂に恃むべからずして、徳川氏の統治の下に太平を樂しみぬ。

**三百五十七節　藤原の惺窩、林羅山、文教の興隆、宋學武士の學となる**

之より先き關ケ原の一戰に天下の向背を定め、和平の氣、進歩の象、融々として起るや、家康、文教を遇して兵革の氣を銷さんとして所在書を求め、學者を延く。當時應仁以後の大亂を承くること雖も、進歩の氣已に潜み、毛利氏の末、明と交通を開きしより、文學漸やく其歩を進しつゝありしが明人、多く科擧の制より朱子説を奉ずるが爲め、僧侶商賈が明人と接して得る所の儒書は多く四書の新註なりき。時に冷泉爲純の子、藤原の藤少にして僧となり播磨の龍野に居り、後、京都に出でゝ相國寺に入り、廣く典籍を見て、遂に佛教の正道にあらざるを悟りて儒に歸し惺窩と號し、明に入つて道を問はんとし、風濤に遇ふて果さず。其後、儒名益す高く、一代の士人仰きて先生と爲す。豊臣秀次、五山の詩僧を會するや、藤を招きしに辭して至らず。曰く物は類を以て集まる、儒は佛に交らずと。徳川家康、曾つて一たび、之を招きて大學を講せしむるや。藤坐に上りて沈

默する事久し。左右之を促がすや即ち曰く、大學は治國修身の大道也。大道を聞かんと欲して、公の衣冠正しからざるは何ぞやと。家康起つて衣服を整ふ。蕭は獨り朱註を信ずるのみならず、其狷狹、偏介、自ら高しとするの風を示めすに於て、また宋儒の風を傳へたり。而かも此の偏介自尊の風は武力の外、何ものをも知らず、茶の湯の外、何の禮法をも知らず、祖宗、大食以て自ら得たりとする武士を馴致するに、最も適當なるものなりき。故に家康已に大將軍となるや、即ちまた蕭を招きて學を講ぜしむ。蕭の弟子林信勝*また出藍の才あり、博聞宏識、能く其の學ぶ所を以て家康を助く。家康令を下して天下の遺書を求む。之より諸侯靡然として競ふて學に嚮ひ、兵革の氣日に消ゆ。是れ兵器を集めて銘解し、以て兵革の氣を銷さんとせる秀吉の未だ曾つて知らざる所也。而して藤原蕭、林信勝等皆な宋儒性理の說を奉ぜしかば、鎌倉以來、武士の學たりし禪學、遂に廢つて、宋學之に代つて武士の學となる。

**三百五十八節　家康の法令、錦武の手段**　文敬已に漸やく起らんとするや、家康また高野山に遯れたる細川幽齋を招きて法令を質す。幽齋は足利義照に從つて流離せる藤孝也。和漢の文學に通じ、古典に明かに、武士の心に通じ、親しく足利氏の末路を見て、信長秀吉の制度を實見せり。故に家康は彼によりて王朝、鎌倉、信長、秀吉の法令制度を折衷參酌して、以て時務に應ずるを得たり。而して僧南光坊天海あり。傑猾の才を以てまた家康を助け、能く公卿朝廷を制するの術を敎ゆ、故に家康は此二人に於て、叔孫通と大江廣元を得たりき。此くて家康が出したる法令の第一は、諸國の武家たる者は、*頼朝以來代々公方の法式を守るべく、江戸より發する條目は、益々堅く守るべく、法度に背き上意に背く者は、諸侯之を掩屏せず。諸侯の襲ふ所の侍以下、若し叛逆殺害の罪あるときは、諸侯互に之を容るゝを得ずと云ふにありき。彼れ自ら源家の正統と稱し、右大將以來の法令を守るべしと云ふ。彼が源家の正統たるや否や、知るべからず。然れども彼は精神に於ては、確かに頼朝の後胤たるものあり。彼は北人を以て天下を取りし、民政に注目して民心の上に其政府を立てんとし、士氣を勵まし、名節を磨かしめ、質素と、積威と、武斷の力によりて天下を經營せんとす。其手段の周密にして强硬、沈着にして厲刻なるは、鎌倉以來唯だ一人あるのみ。彼は更らに南方諸侯が武備を以て相競ひ、城廓を修め大艦を造るを以て、統一に害ありとして之を禁し、大艦巨舶を沒收しぬ（慶長十四年八月）寺院の新建は天下の財を蠹くして、禍亂を招くの恐あるを以て、之を禁じぬ。之より武家の法度を定め、文武弓馬の道を厲まし、群飲迭遊を禁じ、他國の侍を藏くすを禁じ、新たに城隍を起すを禁じ、其修補も必らず認許を得べしとなし、新制を希ふて徒黨するを禁じ、諸侯の私婚を禁じ、大名の江戸に勤仕するや、百萬石以下二十萬石以上は、二十騎以上を引率すべからずと

二年十二月謀作衆なるを以て、故老を集めて將軍の傍に侍して談判せしむ。

元和五年六月、福島正則の領邑安藝備後を奪つて、庶人とし、其子に津輕の四萬五千石を與ふ。卿名は幕府の許可なくして城隍を修めたりと云ふにあり、然れども久しく豐臣氏に志をよせ、大坂陣の時秀賴を助くるの志ありしによる。

*信勝羅山と號す

*慶長十六年四月十二日の臨侯の詔

なし、幕府の特許を得ざるもの、著くべからざる衣服を定め、勲倹を励ゆ、更らに禁中方御條目十七箇條なるものを定め、天皇、公卿、寺院の守るべき法規を立て、また公武法制十八條を定めて、幕府諸侯朝廷の際に規定す。是れ日本ありて以來、最も明確にして体裁ある憲法にして成文憲法は此に初まると云ふべき也。固より此より以前と雖も、聖徳太子の憲法十七條なきにあらずと雖も、是れ政治上の金言のみ。決して適當の意義に於ける憲法にあらず。真に憲法と云ふべきものは實に此に初まる。

**三百五十九節　徳川時代の憲法**　此の憲法に依て天皇の職分、三公進退の法も規定せられ、姓氏、族籍、世祿の制は定められ、武人は朝廷に仕へざるものと定められ、年號、天皇、皇族、貴族の服制は定められ、三公以下の命令に違ふ者の刑罰は定められ、罪の輕重は刑に法律によるべきを定められ、僧官の制も定められ、武門は直ちに朝廷と交渉すべからざるものと定められたり。而して天皇は其統治の權は、一切之を將軍に一任すべなし、政治は裁斷を俟たず、獨斷すべきものとなし。天下の政事は奉行の名を以てし勅命と雖も奉行の判なきは從はずとなし、天下若し禍亂あらば其罪將軍に歸すべきものとなし、一種變側の責任政府を規定したり。是れ實に藤原氏の夢にだも知らざる所、源朝の斷ずる能はざる所、尊氏、秀吉の會て聞かざる所、日本ありて以來の一大制度也。而して前十七條は家康關白二條昭實と連署してこれを定めて、以て公武合體に出るの式を示めし、次の十八條は家康の名を以て定め、欲定に出づと爲す。此の如くして英國の憲法なるものが、帝王と貴族の爭鬪中に成りしが如く日本の憲法もまた、武將の勢力中より湧き來りぬ。日本國民は決して無憲法の國民にてはあらざりし也。

**三百五十節　幕府の二元制度、其の功過**　蓋し家康が信長秀吉に勝る所は其意志の堅牢なるにあり、此意志や轉じて組織的能力となる。彼等は進躍膨脹すると共に、其立脚の地は甚だ危險なるものあり。家康に至ては然らず。如何なる恐るゝ手續を放たず、進取すると共に、組織を忘らず、

一郡を取れば一郡を組織し、一國を取れば一國を組織し、其旗下數萬の士をして、些の異志なき一大團躰たらしめたり。今や彼は日本全國の主となりしが故に、此に國家的組織を與へぬ。朝廷公卿は已に憲法の爲めに制御せられぬ。山林の英雄、天下の浪士は、法律の爲めに天地の間に跼蹐するに至りぬ。諸侯は譜代恩顧の士、親藩、宗族を星羅碁布して、以て要衝に當らしむるの制度によりて、其手足を制せられぬ。數十萬石の領主も譜代にあらずんば一毫啄を中央の政治に容るゝ能はざるの制度によりて、制せられぬ。內にあつて政治に參する譜代はまた其權餘あつて其祿少き制度のために制せられ、外にあつて諸侯たる譜代は、また精銳無比なる數萬騎の旗下のために制せられぬ。此の如く內外輕重の勢によりて相制せしむるがため、假令新たに事を起さんとするものあるも、其機會なきに窮しぬ。故に機才勇武の士も、非計を企てて身を過るものなし。大久保忠隣は百戰の武功あり。*盛名幕府に振ひ、權勢飛鳥を落とさんとす。併かも本多正信等に中てられて、家康に疎んぜられ、遂に其領邑近江の中村に隱遯して出でず。井伊直孝爲めに其宛を釋かんと云ふや、之を拒みて、窮達命也。强ひて宛を唱ふるは君上の非を擧るに似たりとなして、窮苦に死しぬ。本多正信の如き初め鷹匠にして、一向宗の一揆に投じて、家康に敵し、去つて京都に入りて松永久秀等と交り、また加賀に入りて一向一揆の大將たりしものにして、後家康に仕るや、權變機譎、能く天下の諸侯を弄し、三成の慧巧を以て猶ほ其術中に弄せられ、凡そ家康の陰謀、密計、興からざるなし。秀忠立つて二代將軍となるや、正信之が執事となりて江戸にあり、其子正純駿府にありて家康の執事たり威權旗下親藩に秀づ。彼の位置は正しく秀吉に於ける三成なりき。然かも家康の組織的腦力に率ひられては、遂に一事を爲す能はず。正信已に然り、天下德川氏に服せざる木强の勇、傑猾の才も、遂に組織以外に出る能はず。此の如く彼の眼中一の國家的組織あるのみ。而かも此の組織たるや、世界的の智識なく、寬裕の度量なく、國家の品位を高め、國家の面積を膨脹せしむるの大望なき組織たりしがため、彼は農民を强ひて、貧寒を以て其運命なりと覺悟せしめんとせり。朝鮮と和好して、長く事端を生ぜんことを避けたり。耶蘇教を禁壓するに酷刑を以てして、人文の進歩を遮ぎりたり。格式門閥を重じたるがため、奇能異材をして沈淪せしむるの端を開きぬ。德川氏を起せしものも彼の組織的能力也。鎖國、門閥の弊を作りて、日本を衰弱せしめ、自ら幕府を倒せしも、また彼の組織的能力也。

**三百六十一節　家康死して其像を西南に向しむ**　此の如くして天下一に定まり二百五十年統治の礎定るや、元和二年正月家康駿河田中城外に獵し、疾を得て、遂に起たず。後水尾帝之を聞き、勅使を發して家康の官を進めて太政大臣とす。彼れ其の遂に起たざるを知り、諸侯に遺命して曰く、余今ま病を得て長く踈らさらんとす。然れとも秀忠已に長じて、久しく天下の大政を總る。必し



*世說に云ふ大久保長安、石見守と稱す、巧思あり。全國の金銀山を領せしより、金銀盛に出づ、已にして死するや其妾財を得んと欲して遺族爭ふ。之より其家淫祠邪教を信ずるに耶蘇教を檢知らん、外人と通ずる跡あり。大久保忠隣の名また其中にあり。忠隣またキリシタンと叛な計りその領邑伊豆に蟄らんと云ふ、遂に退けらるゝや、忠隣到底叛逆の成るべからざるを知らん、是れ妄說のみ、

も後事を憂へず。然れとも二代將軍の政務若し非曲あらん乎。諸侯宜しく代つて治を行ふべし。天下は一人の天下にあらずして、天下の天下たり。子孫非曲によつて天下を失ふも、余の憾むる所にあらず、と。また秀忠に告けて曰く、余已に諸侯に告けて、將軍の政務に非曲あらば、代つて政を執るべしと云へり。善く民を養ひ、德を立て、以て國家を保つを怠る勿れ。若しそれ諸侯命を奉せるものあらば、一門譜代に論なく、速に兵を出して誅伐し假借する所ある勿れと。遺物寶劒を分つて諸侯近臣に與へ、新錄の劍を取りて、近臣に命して死刑に決したる囚人を斬らしむ。近臣、其銳利にして囚人の頭、覺へず落ちしを報するや、家康即ち之を取つて揮ること三たびにして曰く、余此劍を以て子孫を加護せんと。また遺命して曰く東國の諸侯は多くは譜代にして愛ふるに足らず、愛ふべきは西南諸侯也。宜しく余が像をして西南に向はしむべしと、遂に四月十七日を以て死す。年七十五。即ち久能山に葬り、後下野の日光山に移す、詔して東照大權現の神號を謚る。

**三百六十二節　泰平の宗旨、秀忠の女を中宮とす**　此の時に方つてや天下の人心、應仁以來の禍亂に飽きて、泰平を思ふのみならず、諸ろ天下の人心を率ゆべき豪傑も、また已に其土地財物に滿足して泰平を樂まんとし、所在之に平かならざる胃險者あるも、諸侯の勢甚だ強盛にして、位地勢力の懸隔甚しく、徒手空拳を揮つて事を爲す能はさるに至りしかば、天下の形勢、譬へば水の低きに就くが如く、滔々として泰平の化に向ふ。此に於てか久しく亂離の間に潛みたる文敎、工藝益す盛んにして、溝渠、運河起り、道路の修繕成り、外國貿易の爲めに船舶の構造も進みて、生產の便益す進みしかば、家康死するも天下一人、德川氏に抗せんとするものなく、將軍秀忠、諸侯をして三年國に就かしめんとするや、伊達政宗答へて、否な三年國に就かず、江戶にあらんと云ふに至る。加ふるに秀忠、寬裕にして度量あり、最も秋霜烈日の後を受くるに適し、元和六年、其女和子を以て後水尾天皇の中宮とするや、公武合躰してます〳〵治平の象ありき。此の婚娶たるや大坂の役後直ちに約せられたるものなりしが、今や家康死するを見て、公卿或は秀忠を輕んじて之を拒絕せんとす。藤堂高虎百方周旋して遂に中宮たらしむ。此時和子の齎らす所の長櫃千百八十にして、前後警衛の費を合算すれば、殆んど七十萬石の多きに至り、貧寒の朝廷、之がために頓に富む。之に加ふるに京都所司代として都下の警衛、中國四國九州の監督に當る板倉勝重*、また能く剛果、敏達、吏務の能を盡くせしかば、天下益す平か也。

**三百六十三節　德川府中の騷爭、本多正純放たる、春日の局**　初め秀忠、淀君の妹淺井氏を娶りて夫人とし二子を生む。㊀長を竹千代と云ひ、次を國千代と云ふ。夫人、國千代を殊寵せしかば、諸士多く國千代、必らす三代將軍たるべきを謂ひ、多く之に趨りて竹千代を省するもの少なし、竹千代の乳母を春日の局と云ふ、明智光秀の部下齋藤利三の女也。敢爲にして節義あり、また能く形

元和六年十二月、河野正安、罰を免るゝを得るを以て、長崎に學べるを召して侍醫とし、四百石を與ふ。此頃より泰西醫術少しく我國に入る乎。

元和七年、八月、濠羅國使江戶に來る、當時日本人の濠羅にあるもの八百人に至る。

元和九年七月、秀忠職を辭して、其子家光に讓る。

此年石川丈山安藝に行き淺野氏に仕ふ。

洛中に無業の浪人の徘徊するを禁ず。

*京都の民心を得る、父母の如し、訴訟あるや兩造の子女勝負の決するを俟つて、然る後に至る。托せらるゝに至る。所謂其訴訟の理非曲直を聽くや、子女勝負の決するを俟つて、然る後に至る。

勢を打算し、戰國婦人の氣質を代表す。思らく是れ家康に告ぐるに如くはなし、家康の倫常を重んずる必らず竹千代を取らんと。即ち伊勢神宮に詣ると稱して靜岡に入り、私かに之を家康に訴ふ。家康即ち自ら江戸に入る。秀忠及び夫人之を饗應し、一家團欒するや、家康、竹千代を傍に招きて之を殊寵し、國千代を却けて曰く、竹千代は未來の將軍也、國千代は其臣下たるべきもの也。決して席を同ふすべからずと。之より殿中の諸士皆多く竹千代に集る。此に於てか夫人、淺井氏の黨と、春日局の黨とを生ずるに至り。事ことに衝突せしが家康、死するや駿府の執政たりし、本多正純江戸に出でゝ老中となり、春日局に黨す。正純は本多正信の子也、才慧敏達なりと雖も、徒大自ら喜ぶの風あり。正信之を許して遂に身を過つの時あるべしと云ひ、之を戒めて其傲色增加する時は、其身亡ぶるの時なりと倩ずべしと云ふ。正純之を省みず、江戸に出でゝより、威權赫々同僚を凌ぎ、遂に下野宇都宮の城主となり十五萬五千石を領するに至る。酒井內藤の諸族之に平ならず。其春日局の黨たるに乘じ秀忠の夫人と結托して之を除かんと計る。本多正信に讒間せられたる大久保忠隣の餘黨また之と結ぶ。時に奧平忠昌、宇都宮を去るや、其妻、竹木を伐つて之を取り去る。正純を之を尤めて國代の常法に背くと爲し、卒を發して之を奪ふ。忠昌の妻は將軍秀忠の姉にして強悍能く爭ふ。此に於てか正純に平ならざるもの內外相煽揚し、元和八年、秀忠、日光廟參の歸途、宇都宮に宿せんとするや、相

八月還雜カンボジヤを擊たんとす。カンボジヤの地日本人多きを以て、使を發して之を德川氏に告ぐ、德川氏、日本人にして若しカンボジヤに與みするものあらば、之を攻むるもまた可なりと云ふ。十月耶蘇敎徒原主水火刑に處す、連坐火刑せらるゝもの二十四人。寬永元年三月、西班牙使を發して通商を乞ふ、其耶蘇敎の本國たるを以て、之を却けて容れず。二年林羅山翻點を施す所の五經を刻成る。五年中江藤樹、大息啓助等作る、時に年二十一。寬永寺を立つ、二月井伊直孝を大老とす。寬永四年カンボジヤ國人、書を長崎奉行に呈して互市を乞ふ。九月和蘭國王亦將軍に呈して互市を乞ふ。文辭禮なきを以て之を却く。十一月暹羅人二人將軍に謁す。寬永五年、宗義成北國對馬に歸覲するや、覺親羅氏を探索して報せしめ朝鮮若し雖あらば兵を發して之を勦絕せんことを請ふ。朝鮮王に云はしむ。七年越山の日蝕池の日樹を伐る。日樹は不受不施の說を唱ひ、勢忠夫人の葬送の施主を受けず、其爲す所、時人以て耶蘇敎會の爲す所に類すと爲すもの



計つて正純異圖ありとなし、其兵備あるを云ひ、其宿舍の秘奇にして殺人の準備あるを云ふ。秀忠大に驚きて江戸に歸り、遂に正純を出羽に放つ。此の如くして正純は敗れぬ、然れども家康が定めたる機關は廢すべからず。元和九年、秀忠其職を竹千代に讓る、之を三代將軍家光とす。

**三百六十四節　家光諸侯を馭す**

家光資性殷峻にして果斷、土井大炊頭利勝、酒井雅樂頭忠世、青山伯耆守忠俊之を輔佐して政治の局に當り、松平信綱、阿部忠秋之を輔く。時方さに二代秀忠寬洪の後を承けて、天下皆な德川氏に心服し、德川氏の權勢滿潮の如くに進む時なりしかば、彼が諸侯を集めて將軍襲職の宣言を爲すや、矯々として一世を下瞰するの風あり。曰く、東照宮の天下を統一するや、諸君の力を待つ多し。故に先將軍の東照宮の後を承くるや、諸君を待つに賓客の禮を以てす。是れ勢然らざるを得ざりし也。今や余に至つては即ち同じからず、生れながらにして天下の主たり。また先將軍の例により諸君を待つ能はず。今より君臣の儀を以て、諸君を遇し、國家の秩序を正さゝるべからず。若し或は之に堪へずして天下を望むものあらば、謂ふ軍陣の間に天下を授受せん、諸君國に就く三年、能く之を思ふべしと。諸侯默々として答ふるものなし。獨り伊達政宗進んで云つて曰く、當今の天下誰か德川氏の恩に浴せざる者ぞ。若し異圖ある者あらば、政宗先鋒となりて之を擊たんと、諸侯皆な善しと稱す。*此

也。日遂遠に敗れて卿せらる。十二月、忍岡の地五千三百坪を林道春に與へて、學寮を起さしむ。

＊是れ梁下め正宗と約する所なりと云はる。寛永八年尼張侯の家士、阿部正寶地球儀を作つて將軍に上る。

＊＊是れ家康存在の時已に企てられしものの也。九年一月薨ず、朝廷或は太上天皇の尊號を贈らんとして果さず、合德公と贈す。

六月、肥後國主加藤忠廣の失政を責めて、出羽庄内に移し、一萬石を與ふ。罪名は收斂暴政、其子光正、私かに叛を謀ると云ふにあり。強臣を誅鋤の譏も、強臣と雖も、誅鋤に出るのみ。

十一月、松平越後守光長の妹なる光の養女として右近衛大將九條道房に嫁せむ。幕府の女を公卿に嫁せしむるは此に初まる。寛永十年長崎の貿易令を定めて、外國へ相通ずるを禁ず、舉船に、よる外國に渡航すべからず、若し之を犯せば、入死罪、船は官沒とし、外國に住居を有する日本人にして歸來れば、死罪とし、貿易品を一手に買取る。十九年二月、外國船は凡べて出帆せしむべし。耶蘇教徒を密告すべきなす。三月初めて若年寄を置く。十一年二月、將軍秀忠及び諸侯を江戸に招きて猿樂を催し、江戸市中の町人をして芝居にて之を觀せしめ、且つ肯綮二萬貫を賜ふ。

の如くして德川氏の權定つて、諸侯は事實のみならず、名目儀禮に於ても臣屬となり、上杉、伊達最上の大族、將軍上洛の時は、其警衛手となるに至りぬ。久しく德川氏の强敵なりし島津義久、首として諸侯の妻子を江戶に質たらしむるの議を立てゝ、自ら之を行ふに至りぬ。

**三百六十五節　不形儀の改革、五人組の制、士農衣服の制禁**　斯くて家光治世の最初の事業として、洛中の寛永寺は建れたり。諸士の風采禮節を整へんかため、不形儀あるものは改易、追放、課料を以て之を罰したり。之がため、寛永二年、大番士、小幡藤五郎は、足に點灸せんとして裝をかゝげて殿中にありしがため、切腹を命ぜられ、其組頭は部下を匡正せざるの故を以て改易せられたり。

泪士は一擧に驅逐せられ、耶蘇教の禁令は愈よ嚴峻を加へられ、南光坊天海の手により上野寛永寺は建れたり。是れ京都の比叡と對抗し、延曆寺が桓武天皇の祈願所たりしが如く、德川氏の祈願寺たるもの也。＊＊故にまた皇子を乞ふて其寺主たらしめ、以て他日變ある時、擁して天子とするの時に備ふるもの也。諸士の驕奢にして其氣力を失せんことを防がんがため、旗下諸士の饗應は、二汁五菜、一酒一獻二肴に止るとの法令を發し、煙草は植且つ賣るを禁せられたり。然れども其遂に支ふべからざるを見るや、新田を起すにあらずんば之を植ゆるを許るさずとせられたり。諸士の風采禮節を整へんかため、不形儀あるものは改易、追放、課料を以て之を罰したり。之がため、寛永二年、大番士、小幡藤五郎は、足に點灸せんとして裝をかゝげて殿中にありしがため、切腹を命ぜられ、其組頭は部下を匡正せざるの故を以て改易せられたり。諸士の風采禮節を整へんかため、不形儀あるものは改易、追放、課料を以て之を罰したり。之がため、寛永二年、大番士、小幡藤五郎は、足に點灸せんとして裝をかゝげて殿中にありしがため、切腹を命ぜられ、其組頭は部下を匡正せざるの故を以て改易せられたり。

＊＊是れ家康存在の時已に企てられしものの也。九年一月薨ず、朝廷或は太上天皇の尊號を贈らんとして果さず、合德公と贈す。

六月、肥後國主加藤忠廣の失政を責めて、出羽庄内に移し、一萬石を與ふ。罪名は收斂暴政、其子光正、私かに叛を謀ると云ふにあり。強臣を誅鋤の譏も、強臣と雖も、誅鋤に出るのみ。

十一月、松平越後守光長の妹なる光の養女として右近衛大將九條道房に嫁せむ。幕府の女を公卿に嫁せしむるは此に初まる。寛永十年長崎の貿易令を定めて、外國へ相通ずるを禁ず、舉船に、よる外國に渡航すべからず、若し之を犯せば、入死罪、船は官沒とし、外國に住居を有する日本人にして歸來れば、死罪とし、貿易品を一手に買取る。十九年二月、外國船は凡べて出帆せしむべし。耶蘇教徒を密告すべきなす。三月初めて若年寄を置く。十一年二月、將軍秀忠及び諸侯を江戸に招きて猿樂を催し、江戸市中の町人をして芝居にて之を觀せしめ、且つ肯綮二萬貫を賜ふ。



の庄屋は綿木綿以上を用ゆべからず、農夫は木綿の外用ゆへからず。無紋無地の外、文彩ある服を用ゆべからさるの法令は出でぬ。農夫は米を食はずして雜穀を用ゆべく、酒を釀し温飩、素麵を作りて、米穀を徒費すべからざるを教へ、市民の大刀を帶ぶるを禁じ、美麗なる脇差を帶ふるを禁し、羅紗の合羽を用ゆるを禁じ、市民が馬背に布團を重ねて其上に乘るを禁じ、市中に鞠を蹴るを禁じ、商人が侍に對して抗爭すべからざるを定め、乞食來らば打擲して追べきを定め、盃の臺に紋樣を畫くを禁じ、箱に金銀箔を置くを禁じ、市民にして蒔繪の乘鞍を用ゆるを禁ず。其法令嚴峻にして餘裕なく、經綸の意義なく、殆んど木石の如き政策なりしと雖も、德川氏の覇氣勃々として其勢力の頂上に達したる時なりしかば曾な能く實行せられぬ。

**三百六十六節　後水尾德川氏に讓る、外樣大名の衰滅、家光の上洛**　家光は此の如く、諸士旗下農夫に對して嚴峻なるのみならず、更らに公卿朝廷に對しても嚴峻なりき。寛永六年、後水尾天皇、大德寺の僧澤庵、玉室以下に紫衣を與へ、其位階を進む。家光、其の幕府の手を經ざるを以て制度に背くと爲し、紫衣を奪ひ、位階を廢して、之を流竄す。天皇大に之を憤り。一の僧侶をすら貿罰する能はずんば皇位も保つ甲斐なしと云ふに至る。已にして家光の乳母春日の局、京師に出で天皇に謁せんことを乞ふ。朝議、匹婦天皇に拜謁を乞ふの例なきを以て之を許さざらんとす。然れども春日の局は家光の故を以て、威權赫々、幕府の中、隱然一黨の首領なるがため之を卻

其職を辭せんことを幕府に乞ふ。將軍許さず。九月江戸の市民を大手前に集め、土井利勝以下、大目付町奉行列坐して銀五千貫目を分與す。二十年居住する者には、三枚、是より久しく居住せる者に五枚を分つ。此頃より陛下の士なるもの氣を貴ふて漸やく踏徴也、渡邊數馬荒木又右衛門の復仇も此頃にあり。

*傳奏は、朝廷の機事を幕府に諮り、幕府の機事は之を朝廷に諮らさゞるに旨を爲して就職せしむるの例なり。寛永十二年三月、宗義成、其臣柳川調興交も相訴ふ、調興を津輕信義の家に流す、調興は久しく外交の局に當り、德川氏の國書を酬消して、國王を改め

けて後患を招かんことを恐れ、德川氏に黨するもの、相謀つて西三條大納言實條の妹と號して拜謁せしめ、且つ天盃を與ふ。天皇憤恚、遂に意を決して位を避け、其德川和子によりて生む所の女を立て丶天皇とす。之を明正とす、時に六歳。家光或は後水尾を隱岐に遷さんとす。秀忠之を制止す。已にして土井利勝等、傳奏中院大納言通村を以て事に害ありとなして、之を止め、日野大納言資房、心を德川氏に寄するを以て、之に代ゆ。*後水尾慚恚漸やく德川氏を除かんとするの志あり。家光、獨り皇室に對して嚴峻なるのみならず、諸侯に對するもまた嚴峻を極め、外樣大名の豪族を夷滅して以て幕府千歳の要を除かんと欲し、加藤清正の子忠廣の失政を責めて之を出羽に移す等、豪族誅滅の跡著しく現はれ、心を安ぜざるもの多し。また久しき泰平の爲め、將士漸やく驕るを以て、嚴厲の手段を以て之を禁せんと欲し、徒侍にして練羽二重以上の衣服を着くるものあれば、道に剝取せんと令するに至り、將士多く之を便とせず。已にして寛永九年一月秀忠死し、十年十二月、家光其弟駿河大納言忠長(國千代)に迫つて自殺せしむ。人心少しく安からず。後水尾此機に乘じ兵を擧げんとす。家光之を聞き寛永十一年七月諸道の兵三十五萬人を起し、伊達政宗を先鋒として上洛し、天皇に謁し、銀十二萬枚を京都の市民に散與し、其他皇室公卿に贈與する所甚だ多く、後水尾上皇の御料に七千石を加增して一萬石とす。上皇遂に屈してまた德川氏を擊つを企てず。之より後一年にして皇子紹仁生る。後ち



て國王とするが如き、陰謀ありしによる。十二月板倉重昌勝神務川な池田光政に路む、替山時に十六歳。十三年正月初めて評定所を置く。十五年五月五百石以上の船を禁するの令を重ぬ、十六年五月、荷蘭人の砲術を試ましむ、寛永十七年、正月持弓頭松平直次、同心衣服美に過ぐるを以て追放せしむ、旗下の士加賄菜の家、美に過ぐるを以て之を毀たしむ。十七年、葡萄牙の商船內に耶蘇教師を潛したりと云ふを以て、其船員六十三人を殺して、船餘貨物を燒き、十三人を許るして歸らしむ。十七年中江藤樹王陽明全書を得

寛永二十年に至り明正に代り立つて帝となる之を後光明帝とす。

**三百六十七節　耶蘇教徒の大迫害、島原の教徒、兵を擧ぐ**

然れども此時皇室よりも、諸侯よりも、敢爲大膽恐るべき一大勢力ありき。耶蘇教會是れ也。彼等は秀吉の迫害を蒙りて、猶ほ衰頽せず。家康の階遇を受けて益す盛んに、今や日本全國に蔓延して、大諸侯中之に加はるもの少なからず。彼等は無情にして深刻なる家康より、磔殺、火刑、鋸刑、水刑の苦を受け、其宗教を改めずんば、諸侯に仕ふるを禁せられたれば、其弱きものは山野に隱れて餓死し、其智なるものは聖母マヤリの像を掩ふに鬼子母神の像を以てして、市井に隱れ、或は靈驗著しき荒神と稱して、基督の像を村社に封して跡を隱くすあり。其強よき者は多く關ヶ原大坂陣に加つて敗亡し、高山右近等の徒はフヰリッピン島に逃る。然かも其勢衰へずして益す盛んに、刀鋸水火も以て之を屈する能はず。德川の旗下また之を信ずるもの少なからざるに至りぬ。初め秀吉は無識なる葡萄の水夫が、我教の到る所乃ち政權も達すと云へるを聞きて、耶蘇教を侵略の具と信じて之を禁止せしに、家康に至つては已に和蘭人、英人來つて葡萄牙と貿易の利を爭ふあり、此時、歐洲にあつては新舊二教の爭鬪其沸熱點に達したる時なりしかば、新教國民たる彼等は、直ちに家康に告ぐるに舊教國民の禍心、野望、宗教を掠奪の具とするを告げ、自ら基督聖母の像を踏み、十字架を折つて其徒にあらざるを示せしかば、家康耶蘇教を排するの心は、益す甚しく、在

らゆる手段を盡くして之を苦しめ、在らゆる所につきて之を殺ろせしかば、家光に至つては弟を殺ろし、親臣を自殺せしむる深刻の心を以て、法を執ること益す甚しく、初より刑殺する所二十五萬人に至る。併かも苦節其志を改めず、刑卒、獄吏をして其志を翻して信徒たらしむるに至る。豐後の一婦人は懷姙中に夫と共に火刑に處せられ、秋田の佐竹の家臣、四十餘人執へらるゝや、河合某の子は十三歳にして、自ら十五歳と稱して遂に共に火刑に就けり。陸奥の福永某は數仞の井中に倒懸せらるゝこと三日にして死せり。死するに臨んで猶は泰然として曰く、死は憾むに足らず、憾むらくは將軍と日本國民とをして、耶蘇を知らしめさるにありと。豐後大友の家臣にして親しく主命によりて、羅馬に使せる中浦某は、七十の老躰を以て溫中に倒懸せらるゝ七日にして死せり。浦翁牙の宣教師サン、セヴアスチヤン、ウイレラ執らへられて火刑に處せられんとするや、耶蘇教の大意を論じて之を將軍家光に示めす。家光之を讀みて靈魂不滅の論に至り、慨然として恐れ、彼等は眞に其教を傳ふるの外、他意あらさるべしと云ふに至りしが、左右の德源によりて遂にウイレラを火刑に處しぬ。此の如き刑罰を以てするも、猶ほ全國の信徒を滅盡する能はず、九州の地殊に其徒多く、肥前其中心たり。時に肥前の領主板倉重政、政を失して幕府の歡心を損ず。即ち耶蘇教徒を駈迫して歡心を得んと欲して、大迫害を起し、信徒を發見するや其全面に『キリシタン』の文字を烙印して、後之を殺ろし、婦人小兒幸

*小左衛門は小西の舊臣也。

十八年殿中の風流を禁ず六月巡檢使を諸國に發す十二月內藤正次の族其主を殺すを以て江戸市中を引廻はし日本橋の上に懸ち、人數の首に過ぐること十日にして竹鋸を以て其首を斬らしめ、其受人たりしもの、兄弟妻子等皆な磔殺せらる。十九年、此年、殿夫の食物には雜穀を交へ、多く米を食はさらしめ、また農夫の酒を醸すを禁じ、酒麴粟麴等、貝殼を消燒するものを作らさらしめ、獨草は木

兒を問はず、或は信徒に簑笠を着けしめ、之に火を放ち、其の熱に堪へずして蹈躍するを見て、歡と爲し、名けて簑躍となし、或は信徒を温泉ク嶽の沸泉に投するが如き、慘刑兇殺を逞し、財を奪ひ、産を掠む。此時に當り小西行長の遺臣肥前肥後に散在し、多く耶蘇教を信ず。殊に大矢野作左衛門、千束善右衛門、森宗意、大江原右衛門、山善右衛門等大矢野島に在り、松倉の兇殺を見て其遂に己に及ばんことを恐れ、寧ろ戰つて死せんとし、寛永十四年十月大矢野の村長益田小左衛門*の子四郎時貞を擁して首領となし、傍近の耶蘇教徒を糾合して兵を擧げ、代官を殺ろして原の城に據る。傍近の教徒、之を聞きて集るもの男女三萬五千人。

**三百六十八節　島原亂徒の敗北、信仰試驗の酷刑**　島原の城主松倉氏、天草の領主寺澤廣高、各〻兵を出し之を攻めて勝たず。幕府即ち近傍諸侯に命じて援兵を發せしめ、皆な坂倉內膳正重昌の號令を奉ぜしむ。九州の諸侯集るもの三萬人。數ば戰つて勝たず。此に於てか更らに松平伊豆守信綱を大將として南下せしむるや、重昌功なきを恥ぢ、急に戰つて四千人を失して身また敗死す。熊本細川氏の將米田監物益田四郎の父母を執へて、松平伊豆守の營に至る。信綱母を誘ふて降を勸めしむ、母喜びて之を諾す、嘗成つて城中に投せんとして之を見れば、降を勸むるにあらずして、潔よく決戰せんことを勸むる也。信綱大に怒り、罵つて下郎の母となすや、母また泰然として色を爲して曰く、榮枯地を代へしめよ、四郎何ぞ曾て下郎ならん。寸土一兵なくして能



て、初めて陽明學を唱ふ。時に三十三歳。

く四萬の衆を集め、天下を敵として戰はんとす。足下の如きは二百石を小身を以て、他人の家を續き、上意を迎ふて今日あるのみならずやと。信綱爲めに默然たり。已にして九州諸侯の集めて獨身の農夫、病むさき、村邑共同して耕作を助くべきを命ず。農夫の衣服は紫色紅梅に染むるを禁じ、其他色も紋采を用ゐるを能はさらしめ、庄屋は絹細布の外を用ひ、一般の農夫は木綿以上を用ゆる能はさらしむ。田畑の永代賣買を禁ず。

寛永二十年十月偸天海死す。明正天皇位を其弟に讓る、之を後光明天皇とす。

正保元年十二月明の提督水師總兵右都督鄭芝龍、三千を借り甲二百を買ひ濟を助けんことを乞ふ許さず、之を乞ふ許明の隆武王、黄徽明をして、日本に來りて援兵を乞はしむ、徽明、清兵に執られ、其下黄方酋陳必勝をして王及び鄭芝龍の母を拋ちて、來つて援兵を乞はしむ。幕府固辭して答へさるに、清已に福建を取り、明全く亡ぶ、即ち其國の頗末を退けて此に報ず。

六月大飢す。

山崎闇齋遷俗して儒に入る、時に三十五歳。

慶安元年五月松板倉の勸により私塾を京師堀川に立て講習堂と號す。

中江藤樹死す。

慶安二年六月三宅寄齋死す。

十二月谷時中死す。

家光最も明察、賞罰更に嚴徒大草原組と稱する者を執ふ、家光命じて日く、更らに檢閲せよ、必ずしも之に對するものあらんや、果たして小草原組の賊あり。後、光尚に云ふ、中に三百六十九人の徒は鉄鋤せられ、家康の統一政略は其極所まで實行せられぬ。此に至つては大志ある者の運命は唯だ刑死あるのみ。彼等にして節を屈して仕へんとするも、徳川氏の制は山林の豪傑を用ひずして、譜代恩顧の徒を用ゆるにあり、諸侯の間また漸やく門閥の勢を爲せしかば、志士力を伸ばすの地なく、去つて倭寇を起さんには、諸侯の監視嚴密にして力を爲し難し。此に於てか相率へて海外に移住して、新運命を作らんと試むるもの無數、寛永前後遅羅にある邦人のみにて殆んど八千人、相集つて日本町を作るに至る。元和中遅羅の屬國、六昆、兵を擧げて遅羅を攻む。六昆は即ちマレー半島のリガル也*。遅羅王戰つて勝たず、日本人の武名を聞きて援兵を乞ふ。時に山田仁左衛門、津田又左衛門の二人、最も雄志あり、衆を起して之を助け、六昆を擊つて之を夷らぐ。王即ち二人に妻はすに其女を以てし、六昆を仁左衛門に與ふ。仁左衛門は駿河の人、商賈に從つて遅羅に移りしもの也。後、堺の人木谷久左衛門もまた遅羅王を助けて敵國と戰ひ、功を以て封を受く。此他冒險の浪士、膽大の商賈、相携へて海表を拓き、東京（トンキン）を以て姓とする者あり、呂宋を以て姓とする者あり、阿媽港を世俗天川と呼ぶを以て、天川屋と稱する者あり。對外進向の雄志、勃々として起りしが、徳川氏は獨り耶蘇教師、葡萄牙人の入來を拒むのみならず、邦人の海外に出るを禁じ、刑死、改易、族滅を以て之を制せしかば、貿

と。家光見て曰く、京都の人心果して動揺すと、左右其故を知らず、酒井忠勝之を聞きて曰く、京師の人心動揺すれば、必ず生ぜんことを憂ひ、所司代珠さに優柔なるの故なりと。家光之によりて其動揺を知る。天草の時貞信綱に呈するの書に云ふ。今度爲二下之一身一及二籠城一候事君國家被二思召一候樣に可レ致候、其外志候者も增二色身一忠之儀、不レ及二申上一候、如レ此候上にても、日本は螻蟻退縮自ら守るの境に沈みぬ。然れども是れ寧ろ自然の勢なりき。當時秀吉の大略あるものなく、家康の雄材あるものなく、其將相多く武將にあらずして、皆な守成の才なりしが故也。而して守成の力に於ては、當時は最も殷富なる時なりき。之を內にしては將軍家光、執法嚴峻、鎌倉武士風の復興に志ざし、土井利勝の朴質にして剛健なる、殆んど北條泰時の風あり、阿部忠秋の識見度量あり、寬洪にして敏達なる皆な互相の器なりき。

### 三百七十一節　薩摩、番山、奴隸の全滅

此時諸侯靡然として學に向ひ、近江の一民中江藤樹は其博學篤行を以て、一代の聖人として尊崇せられ、熊澤蕃山は京都の一民にして、諸侯其門に出入して師弟の禮を取りて之に屈す。林道春は一儒者にして幕府に出入す。師弟の義、嚴にして儒者の官は諸侯の爭ふ能はざるものゝ如く支那聖賢の理想的道義は、諸侯の間に行はれ、民政に注目し、士風を磨かんとするもの相續で出しかば國家の組織は益す鞏固にして、風俗、前古に一變するに至りぬ。其中最も著しきは奴隸の

易の權全く蘭人の手に歸し、倭寇以來鬱勃たる海表萬里遠征の志も遂に屈して、家康の統一政治は、家光に至りて齷齪政治となりぬ。

### 三百七十節　明の滅亡、遺臣來つて援兵を乞ふ

此の如くして日本に於ては一統の氣運益す熟するに方りて、支那大陸は一大爭亂の禍となりぬ。明已に連年、倭寇の爲めに海岸を襲はれ、また朝鮮を救ふて勝たず、國力漸やく傾かんとする時、文選司郎中、顧憲成等、孫丕揚、鄒元標、趙南星等と黨を結びて、禮部尙書沈貫等と相抗爭す、時人之を名けて東林浙黨と云ふ。是より兩黨政權を握りて相傾け、民政地に落ち、兵備懈怠す。時に文祿の役、朝鮮王を救はんと提議せる愛親覺羅氏漸やく大にして、遂東の地を幷し、家光將軍となるの翌年、年號を立てゝ天命元年とす。遂瞥日夜北京を窺かすも朝廷の士、猶ほ直名を售つて、交も傾覆を事とし、將士戰意なく、愛親覺羅氏竟に北京に至り、國を滿と號し、勢に乘じて南下するや流賊四方に起り、各帝王と稱し、また天下を收拾するの勢力あるなし。此に於てか正保三年、九月明人黃徵明來つて援兵を乞ふ。幕府、其明主の正使にあらざるを以て拒みて容れず、越へて十月、鄭芝龍また使を遣はして援兵を乞ふ。鄭は元と商賈にして、日本に來住し、肥前平戶の民、田川七左衛門の女を娶りて妻とす。後海盜の群に入つて其首領となり、また明に降りて福建鎭撫の任に當りしが、明の社稷已に轉覆したる後、唐王を立てゝ帝とし、援を日本に請ふて明朝を回復



せんと欲したる也。然れども無事太平、鎖見の繭中に籠るが如くして康安を求むる幕府は、固より此の大志ある能はず。紀伊の藩主松平賴宣の排擊によりて、遂に兵を出さず。已にして芝龍また走りて、唐王も淸兵に執られ明遂に亡ぶ。是より海表拓開の志消へ、政治上にても貿易にしても、敏達なる皆な互相の器なりき。

### 三百七十一節　薩摩、番山、奴隸の全滅

此時諸侯靡然として學に向ひ、近江の一民中江藤樹は其博學篤行を以て、一代の聖人として尊崇せられ、熊澤蕃山は京都の一民にして、諸侯其門に出入して師弟の禮を取りて之に屈す。林道春は一儒者にして幕府に出入す。師弟の義、嚴にして儒者の官は諸侯の爭ふ能はざるものゝ如く支那聖賢の理想的道義は、諸侯の間に行はれ、民政に注目し、士風を磨かんとするもの相續で出しかば國家の組織は益す鞏固にして、風俗、前古に一變するに至りぬ。其中最も著しきは奴隸の

民はペグウのリンゲン一世と。之より先き緬甸久しくペグウを爭ふて之を服す。ペグウは支那人の所謂る東蠻牛也。其都府をランゲーンと云ふ。
七月降人より異名を附せられし者あらば之を告げしむ。
八月正雪忠彌の黨二十九人を磔に、十七人を斬り、正雪以下自殺せし者の首を梟す。是より餘黨次で刑せらるゝ者多し。
十月浪人を養ふを禁ず。
二年正月、芝、麴町の民、玉川の上水を市中に引かんことを乞ふ之を許して七千五百兩を與へて費用を助く、之より先き既に神田上水あり。
秤を一定して東方三十三ヶ國には守隨秤を用ひ西

全滅したると、武士氣質の結成したるにあり。奴隷の制は國史と共に起り、王朝時代に盛にして、藤原氏の末に至ても猶ほ衰へず、之と共に人を拘引して賣買するの風を生じたり。此風たるや法律の禁ずる所なりしと雖も、奴隷の制度存ずる以上は防ぐべからざるの勢あり。北條氏烈日の威も、猶ほ之を禁ずる能はざりしが、南北朝の爭亂より全國の豪族、一人として隊を組み、一族を舉げて征戰せざるはなきより、古來豪族に附屬したる奴隷は、漸々其形体を一變して、所謂る家の子郎黨なる者の中に混入して、武士の族となり、或は全國を舉げて征戰に從事する間には、勢に迫られて純乎たる自主の農夫となるものあり、古來の階級、姓氏、人種、混淆して跡を止めざるに至りしも、猶ほ人身賣買は禁ずべからずして、盛に行はれしが應仁以來封建の勢漸やく盛なるに及んで、諸侯は獨り其入租のみならず、其人民をも私有するの勢あるより、漸やく人民を愛惜して之を保護するの意を生じ、人身賣買益す減少し、德川氏に至りては秋霜烈日の威を以て、人身賣買を禁止するに至りしかば、娼妓の如き者の外、良家が人を買ふて使役するもの全く滅しぬ。唯だ官奴は或る場合に於て其刑名を見たりと雖も、實際に之を用ゆること極めて少く、奴隷は一階級としては全く消滅せり。** 而して奴隷の制倒れ、人身賣買禁せらるゝや、年季なる風を生じ、人身の一生を賣買せずして、三年五年を限りて全く主人の自由に一任するの風を生じ、事實に於ては無期限の年季なるものにして、人身賣買に同じかりし



方三十三國は善四郎秤を用へしむ。
澤庵月應等の僧將軍に用ひられしより、禪學また漸く行はる。
承應三年九月後光明天皇崩す、太子良仁親王立つ之を後西院天皇とす。
明暦元年江戸町中定むるものを頒布す。法令漸やく備はる。
明暦元年十月金銀收引は時の相場次第たるへきを令し、官立相場を廢す、之より後官相場なり立つる所なきにあらさるも行はれず。
五月暹羅使を發して交易を乞ふ。許さず、後數年にして許るす。
三年正月江戸丸山本妙寺、小石川鷹匠町より出火し、本城二の丸三の丸以下江戸大半燒失す、死者十萬八千人、已にして饑あり、貧民餓死する者

かば、家光の時法令を下して、年季は十年以上を約すべからざるを命ずるに至りぬ。

**三百七十二節 德川武士氣質**

武士氣質に至ては、殆んど空前絶後の美質を生じたり。天文永祿の時代の武士が如何に主從の關係を結び、如何に法律、血族の外に、新結合を起したるかは已に之を解說せり。新結合成つてより已に一百年意氣相投合して主從となりしもの、子孫の代に至りては、恩と功とによりて結合せる君臣の關係となりぬ。彼等の父祖は百戰の場に出入して、死生の道を來往したるがため、膽氣を尙び直截を尙びぬ。今や其子孫は膽氣と直截とを忘れずして、稍々禮儀に向ひぬ。彼等の父祖は戰士にして、其生活は質素なるがため、金錢を貴とばざりしに、彼等に至りては坐して祿を得べきがため、淸廉にして金錢を望まざる也。彼等の祖父は戰功に誇りて、集れば刀を拔きて柱を切るの狂戲ありしが、彼等は法律のために禮節を敎へられ、之に背しものは改易切腹を命ぜらるゝに至りしかば、謹愼の風を加へたり。無經典無敎育なる彼等の父祖は、天下の公事を決するの席上に於ても、猶ほ、遊女をして酒を酌みて一坐を周旋せしめしに、* 彼等に至ては全く遊女に近くすら禁ぜられ、必要なきに市邑の街路に徘徊するすら禁ぜられぬ。彼等の祖父が意氣、勇志を以て相競ふたるより生じたる美事は、彼等を規矩する經典となりて、面目と、然諾と、主君のためには凡てのものを犧牲とせざるべからざるを信ずるに至りぬ。加ふるに無敎育なる彼等は、卒然として朱儒の性理の說、明朝忠

君慷慨の說を以て敎へられしかば、天文以來の勇士猛將の言行と相合して、彼等は背くべからざる一大道德經を得て忠義道なるものの確然として定りぬ。金を以て贈物とするや、己を賤むとして、刀劒に手をかくるの昂然たる氣向此時に生じ、道に少女の狼藉に遇ふを見るや、之を救はんがためには單身群敵と戰ふて死するを辭せざる勤王士時代の俠氣を生じ、其道路に相逢ふや、互に禮節を盡くし、若し其身分に適せざる禮遇を爲すものあるや、死を以て爭ふの傲骨を生じ、朋友に不禮あるや、強ひて笑を粧ふて其妻子を追ふのストイック的矯飾の風を生じたり。彼等は足の全部に適はざる足半を穿ちて、風采猶ほ野人に遠からずと雖も、意に適はすんば世祿を捨てゝ髮を亂して扁舟を弄する氣宇ありき。彼等の克己、節義、任俠、自任は三代將軍の治世の下に於て、殆んど其理想的程度に達しぬ。彼等の畢惡は刀劒の銳鈍、手腕の強弱を試みんがため、夜、市街の暗所に藏れて、無罪の人を斬殺するにありき。故に法令は數ば之を禁じ市邑の辻には必らず門を設けて、辻番を置き、一定の時間の後は之を閉ちて、以て兇徒の徘徊するを防ぎしも、容易に全廢せしむる能はざりき。

## 三百七十三節　生活、美術、行樂、工藝の進歩

此の如き質素醇朴なる風氣の中より、固より室町時代の驕奢より生じたる美術工藝の進歩と、生活の進歩を求むべからず。家康時代に於て諸侯の

三月徇人を引見して南蠻諸國にして耶蘇敎國となりしものあらば、通知を怠るなかれと命ず。

明の歸化僧隱元禪師に山城國大和田村に地を與へて、黃檗宗を弘通するを許す。

四月、鄭成功、臺灣を取り、闔人皆な走り、其內二艘の舶客長崎に逃る。

十一月山形城主松平下總守忠弘其城を修繕せんと請ひしかば、却て命じて之をなし

多し。

五月江月の乞食なる數ふるに一千三百餘人あり。

七月皇女達宮を娶りて、將軍の夫人とす、

破却せしむ。

寬文二年三月松平信綱死す。

十一月淨瑠璃、小石川牛込、市ヶ谷赤坂虎門邊下等の山門より內は賤民農夫馬に乘りて通ぐるを禁ず。

寬文三年正月二十四日後水尾の第十六子眞仁親王を天皇と爲す。此時皇位を繼ぐ、之を靈元天皇とす。

前後通算五百五十年の御生む所也。

*印仁の後文明五年香取津宮の後人左近次郎なる者五ヶ年間奴隸を賣りし三十二歲の男子一人、本錢一貫文なりき、此時受人なる者あ



邸宅に客を招くや、茶に伴ふ菓子としては小豆餅、大豆粉餅を供するに過ぎさりしが、家光時代に至りて生活進歩し、士民稍驕ると稱するも猶ほ小豆餅、大豆餅に代ゆるに蕎麥麵を以てするに過ぎさりき。また人あり、家光に時給の藥籠を献するや、酒井忠世大に怒り、家康の遺訓に背くとなして之を碎くに至る。以て當時の風を知るへき也。然れども國民の活力已に泰平の間に增加して將さに溢れんとするに至りしかば、此かる質朴なる政治の下にありとも種々なる形躰を以て發達し、小野の阿通が織田豐臣二氏の下に初めたる淨瑠璃*は天地に跼蹐する一浪士の爲めに繰人形に和し、三絃に和する近世的形躰を取りて、非常の速力を以て三都に行はるゝに至り、遂に薩摩國主島津氏の喜ぶ所となり、浪士は薩摩淨雲の名を得、之より諸侯の間に行はるゝに至りぬ。阿國舞歌妓も盛に行れ、風流躍なるもの藤堂高虎の喜ふ所となりて、家光に勸められ、之より諸侯の間に行はれ、伊達政宗が之を以て家光を饗するや、數十の家人をして美眼盛裝して踊らしめ、自ら淺黃に金紋を施したる衣服を穿つ、後世演劇の美服多く此風を取るに至る。家光後に之を禁すと雖も、遂に止まざる也。此くてまた浮世又平は土佐派より出でゝ、別に浮世繪の一派を初め、本阿彌光悅は蒔繪の巧を極め、文祿の役に朝鮮より擄へて歸れる磁工は九谷燒を出し、左甚五郎は彫刻を出す。已にして家光、天下の諸侯に課して日光に家康の廟を立るや、奇巧を集め、精力を極め、財力を盡くし、華麗巧致、天下の耳目を驚かせしか

り。寶貝の公然たりしを見るへし、また甲冑の武田晴信の家法にて、猶ほ奴隷に、刀劍を識認して、劍法の如くなるへし。死を厳禁して習く容あらば亡主新主の貴とす。

六月江戸市中の商人、市外五六里以内の者より買掛りあらば、戦許すへきも五六里以外の者には、銭拂ひざるこさを令す。寛文三年伊藤仁齋京都にあり三十六歳にして漢魏の注により、五經を校して古學と云ふ。土佐の野中兼山死す。寛文四年六月、米澤城主上杉綱勝子なくして死す、養子ありと雖も、未期に際して立て嗣子は遺領を賜ふへからず、半ばを與ひ其半を没官す。

寛文四年十月新吉原以外の地に娼婦なおくものは、悉く非人頭に逃れて非人は非人頭の外出を禁ず。

## 三百七十四節　浪人の抱負、由井の正雪

泰平の氣、文雅の風此の如く盛んならんとすると雖も、社會に固有する殺伐、鬱を吐ふの氣は全く消磨せず、天地の間に身を容るゝの地なき浪人は、漸やく軍學、兵法、劍術、槍術、經濟を以て諸侯を犯すもの少からず。武者修行と號して天下を周遊し、各々豪傑を説ふ。時に浪人を養ふの法禁漸やく弛み、諸侯もまた爭つて浪人を招きしかば浪人は智勇學術を恃み、却つて氣を負ふて諸侯を睥睨するもの少からず。無職、無祿は却つて一種の誇榮たるに至りぬ。當時諸浪人の中最も著名なる者を由井正雪とす。正雪は駿河の油井の市民にして父之を清見寺の僧に托するや、正雪僧たるを肯せず、去つて江戸に遊び、遂に浪士の群に入り、劍法、兵學を學ぶ。正雪、機才に富み、昂然當世の英雄を以て自ら任し、浪人多く之に服屬し、從遊するもの雲の如く、諸侯また爭つて之を惹きて其兵學を聽く。岡山の城主新太郎少將光政、熊澤蕃山を用ひて國政を改革し、人物志望、當世第一の名あり。和歌山の藩主、徳川賴宣、南龍公と號し、徳川氏の宗室にしてまた廣く士を容るゝの名あり。正雪、光政に仕へんと欲するも、蕃山其異志あらんことを察し、之を遣りしかば乃ち深く賴宣の左右に結托して、其信任を受け、數ば出入す。

## 三百七十五節　家綱將軍となる、正雪叛を謀て破る

已にして慶安四年正月家光病を以て死す、年四十八死するに臨んで會津の城主保科肥後守正之を招きて、子家綱を托す。井伊直孝、酒井忠勝、遺命を奉じて紀伊、尾張、水戸の三家に傅ひて、家綱を立てゝ將軍とす。已にして執政諸侯を集めて喪を發するや、酒井忠勝大聲に呼びて曰く、新將軍幼と雖も、天下の主たり、諸君若し十一歳の幼主に飽きたらずして、天下を望まんとせばまた可也と。衆皆な默す、保科正之及び、越前の松平等、進んで曰く普天の下、誰か徳川氏の恩澤を被らざるものぞ。將軍の幼少を幸として非望を懐くものあらば、請ふ吾儕先づ之を粉碎して、以て新治世の祝儀とせんと。諸侯皆な俯伏して然りと云ふ。然りと雖も是れ表面の儀式のみ。家光の世執法嚴峻、少しも假す所なきがため、人心之に服せず、唯だ恐れて之に從ふに過ぎざるを見て、正雪等諸侯の不安を幸として將軍幼にして紀伊の賴宣天下の重名を負ふて立つ能はざるを以て、必らず怨望する所あるべきを信じ、紀藩太守の名を以て事を起さば、諸侯必らず應ずべし、諸侯にして應ずるや、賴宣も また必しも辭せざるべきを思ふて徒然を集め、火を放つて江戸を焼き、紛擾に乘じて兵を擧げんとす。徒黨氣息を通ずるもの二千餘人。慶安四年四月江戸の道灌山に會して密議し、長曾我部元親の孫、丸橋忠彌は江戸にあり、今井半兵衛、吉田勘右衛門は大坂にあり、熊谷三郎兵衛、加藤市右衛門は京都にあり、共に火を放つて同日に起らんとし、正雪は駿府に入つて事を起し

な張るを禁す、毛織の羽織を用ゆるを禁す、二汁五菜に過ぐるを禁す。八月町人上下を用ゆるを禁す。十月公卿の淫風を国政倹約の為め老中松平伊豆守信綱は、法網を四方に張つて驚くべき厳令を発して之を禁ずるや、酒井忠勝、浪人を追放して跡を江戸に止めさらしめんとす。諸侯多く之に同す、阿部豊後守忠秋、之を排して曰く、浪人の江戸に集るは、諸侯に仕途を求むるがため也。今まこれを放つて山林に帰らしめんとせば、彼等、天地に跼蹐して却つて事端を生ぜん、寧ろ之に仕途を与へて、生を諸侯に托せしむるの勝れるに如かず。且つ一旦の変によりて悉く浪人を追はんとせば、これ幕府威力の軽るきを示めすもの也と。幕議は遂に此政治家の風ある識見に従はさる能はさりき。当時幕府の諸老、酒井忠勝、朴実剛毅にして名あり、松平信綱、敏慧周密を以て名あり、而かも皆な政治家の器にあらず、政治家の風あるは、独り忠秋のみなりき。而して忠秋の寛裕政策のために、浪人は窘迫を免れしかば、各〻仕途を求め、産業につき天下愈よ太平なるに赴き、

奥守伊達綱村の家臣の子原田甲斐宗輔に嗾されて柴田外記伊達宗重に謀叛す、甲斐敗死す。山崎保科正之、山崎闇斎に重加霊社の神号を与ふ。十一月伊勢外宮の神官中四月波乱の裁許に関し天照大神の御名を称して内宮と権を争ひ、幕府両宮と権を分ちて之を裁決す。延宝三年代官伊奈兵右衛門伊豆守忠易、内田正信、春日局の母方列死す、殿中の女子を放ちしに三千人を遊ばしめて草木を食はしめ、人を遊ばしめて歸らしむ。将軍死するや殉死の禁令を発す、阿部正盛、内田正信、春日局の母方列死す、殿中の女子を放ちしに三千

## 三百七十六節　浪人減じて遊俠の徒興る

然れとも天下の浪人的分子は如何にしても全く絶滅し得へきものにあらずして、浪人僅かに消滅するや、此に遊俠の徒を生するに至りぬ。徳川氏の政略、天下の権力を中央に集め、坐ながら天下を控制するにありしかば、列侯、群伯をして江戸に止らしめ、年を限つて交る國に帰らしむ、之を名けて参勤交代と云ふ。諸侯國に就くの時も、猶ほ其の質を江戸に止めさるを得さりき。寛文五年に至り徳川氏の権已に定まりたるを見て、質子の制を廃せりと雖も、諸侯の妻子久しく已に江戸の栄華に慣れたれば、また郷里に帰りて素朴の生活を営むの気力を有せさるに至りき。此の如くして諸侯の第宅、定府の武士、旗下の武士、幕府の官吏によりて作られたる江戸は、天下の権勢、財貨、栄華、美人、快楽、利得、知巧の府となりしかば、殆んど日本の全力を集中したるものとなり、之と共に江戸の市民は一種の誇楽心を生じ、其武士は将軍直隷の身分に誇りて、地方の士民を卑しめ、江戸子は別種の民たるが如くに思ふに至りぬ。而して此の傲慢の中より遊手無頼、市中を横行し、意気相競ふの徒を生ず。或は市民より出るあり、或は旗下の士の少年より出るあり、或は浪人の変身せるあり。礼節を嘲り、権位を笑ひ、遊里を家とし、家に擡石の蓄なく、千金を擲て惜しまず、他人のために依頼さるゝや、死生を以て之を遂げんとし、また其事の理非を問はさる也。或は刀劔の飾に異様の風を為し、或は衣服の好尚に一種

の風流を示めし、黛を分ち派を立て、大小神祇組と云ひ、鶴鍋組と云ひ、吉屋組と云ひ、錢棒組と云ひ、其誇榮は侯伯を嘲り、法律の外に立つにあり、其信條は弱を助け強を凌くにあり。其風采擧動を稱して奴風と云ふ。奴とは古の奴隷より來れる語にして當時北方武士の家の子の理想的風采を云ふ。大抵其人、髯髭、濃深、故さらに之を上部に向つて磨し上げ、肌には牛首布の衣を着け、上には太布の襤染に糊を加へて鞏からしめたるを着け、馬革を帶とし獸皮の羽織を着け、長大鉛直の刀を帶び、目を怒らし、言語を疎豪にす。任俠の風は幾多の豪態ありと雖も、多く此の奴風より脫化し來り、曾つて上代にありて卑賤の異名たりし奴は、今は社會的誇榮の一種となれり。戰國以來遺傳したる倜儻不羈の活力は、械機的法律に攻められ、生活の容易に蒸され、凝つて遊俠の徒を生じ、不謹愼の空氣は、江戸の社會に充滿しぬ。是れ明かに時代の變遷を報するもの也。

**三百七十七節　公卿、江戸に媚附す**　時代の變遷は幕府に於ても井伊直政をして死せしめ、酒井忠勝を退かしめ、松平信綱を死せしめ、確かに不謹愼なる新時代を代表する酒井忠清をして、大老たらしめぬ。而かも幕府の權益す鞏固にして、法令益す備はり、後光明天皇、敢爲の氣を有するも、遂に幕府に對しては一指をも動かす能はずして、承應三年九月を以て崩するや、後西院天皇立つ。已にして水旱疾疫、火災數ば起るや、幕府見て以て天皇不德の致す所と爲せしかば

七百八あり、雜組と云ひ、一百人組と云ひ、吉屋組と云ひ、錢棒組と云ひ、其誇榮は侯伯を嘲り、法律の外に立つにあり、其信條は弱を助け強を凌くにあり。其風采擧動を稱して奴風と云ふ。奴とは古の奴隷より來れる語にして當時北方武士の家の子の理想的風采を云ふ。大抵其人、髯髭、濃深、故さらに之を上部に向つて磨し上げ、肌には牛首布の衣を着け、上には太布の襤染に糊を加へて鞏からしめたるを着け、馬革を帶とし獸皮の羽織を着け、長大鉛直の刀を帶び、目を怒らし、言語を疎豪にす。任俠の風は幾多の豪態ありと雖も、多く此の奴風より脫化し來り、曾つて上代にありて卑賤の異名たりし奴は、今は社會的誇榮の一種となれり。戰國以來遺傳したる倜儻不羈の活力は、械機的法律に攻められ、生活の容易に蒸され、凝つて遊俠の徒を生じ、不謹愼の空氣は、江戸の社會に充滿しぬ。是れ明かに時代の變遷を報するもの也。

**三百七十七節　公卿、江戸に媚附す**　時代の變遷は幕府に於ても井伊直政をして死せしめ、酒井忠勝を退かしめ、松平信綱を死せしめ、確かに不謹愼なる新時代を代表する酒井忠清をして、大老たらしめぬ。而かも幕府の權益す鞏固にして、法令益す備はり、後光明天皇、敢爲の氣を有するも、遂に幕府に對しては一指をも動かす能はずして、承應三年九月を以て崩するや、後西院天皇立つ。已にして水旱疾疫、火災數ば起るや、幕府見て以て天皇不德の致す所と爲せしかば



未だ新築の宮殿に入らずして、寛文三年正月位を靈元天皇に讓る。而かも公卿等、一人幕府に對して爭ふものなく、相競ふて幕府に媚附す。是また故なきにあらず、公卿は足利氏の時より亂離に遭ふて人生の辛酸を嘗め盡くし、名家舊族、大半滅亡して存せず、存するものは七清華三大臣家、以下六十餘家のみ。然かも德川氏に至つて絕へたるを續き、亡びたるを起して、一百三十六家に及ばしめ、而して其の將軍任官の宣下使、將軍死亡の吊使として江戸に來るや、幾多の金銀財貨を之に贈り、また京師に天變地異あるや、弔慰として貨財を贈るがため、公卿は德川氏の恩を感せざる能はざりき。況んや皇威凌遲すと雖も、猶ほ四五萬石より七八萬石の御料と、歲時の貢獻を得、其大半はまた公卿の手に入り、多少の餘裕を生せしかば、再び淫奢猥褻の王朝風を生じぬ。公卿は素より德川氏を以て、幕府中の最も仁惠あるものとなさゝる能はざりし也。

**三百七十八節　酒井忠清の專橫、大奧婦女政治に容喙す、皇親を將軍とするの議、綱吉の迎立**　此の如く天皇公卿が安逸を樂しむとき、將軍もまた一種皇室の如き空權を擁するものとなりぬ。之より先き家光の將軍たるや、殆んど將軍の親政となりて、大老奉行は其書記たるに過ぎざりしも、家綱に至りては凡庸にして、早くより榮華に慣れて世事に疎く、また親政に堪へざるものとなりしが、幸に酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋の在るや、老實、忠厚の古武士風を存したるがため、將軍の權

二年駿河宰士那の孝子を賞し休暇を作らしむ。

山崎闇齋死す　五月藩國に高札を立て忠孝を勸む、夫婦兄弟諸親類に睦しく召仕の者に至るまで、憐愍を加ふべしと令す。

六年職工往々其技を誇りて天下一と云ふものあり、之を禁ず。

七月儒木下順庵を以て幕府に召さる。

八月朝鮮の使通政大夫尹趾完等を殿中に引見す。將軍の世子猶ほ幼なるを以て非忠清の例にて酒井忠清正俊をして代拜を受けしむ。

十二月旗下の士大橋門迎の儀を興せしに、左の如く人臣の禮にて拜せしめ、世子は奴婢の如く背くなとなし、延寶元年九月太刀馬を獻ず。

坂小頭平山右衛門、野間門助、朝倉半太夫、各子を拜して可拜行の家にしたがひ、雜

猶ほ衰へずと雖も、忠清に至ては機才、前人に超ゆと雖も、また老實の古武士にあらさるかため、將軍の權一に忠清に歸し、諸侯、將軍の家に集らず、爭ふて忠清の門に集まり、之を稱して下馬將軍と云ひ、嘗輸に於ても下馬將軍の敬語を用ゆるに至る。故に大諸侯と雖も忠清を見んと欲せば深夜家を出で忠清の門前に夜を徹し、拂曉人に先つて刺を通ぜすんば、忠清を見る能はすと云ふに至り、其殿中に會するや、忠清の一顰一笑によりて、哀樂するに至る。此の時に方つて大奥の婦女また漸やく權を專らにして、政治に容喙せんとす。初め春日局が秀忠の夫人淺野氏と爭ふて家光を立てし以來、春日局の權、大奥に伸ぶると共に、大奥婦女の權漸やく盛にして、諸托往々其手に出でしと雖も、家光、法を執ること嚴峻にして、諸老、また嚴毅、剛直なりしかば、猶ほ甚たしからざりき。家綱に至りては、凡庸にして事を大老に一任して、また外間の事を知らざるより、大奥の婦女、或は幕中人物の善惡を說き、世上の風說を傳へ、漸やく喙を政治に挾まんとするに至る。此に於てか忠清法を設け大奥は漫りに世上の風說人物の善惡を論すべからすとなし、將軍の夫人に謁せんとするものは、必らす老中の許諾を受くへしと定めぬ。是れ固より長く行はれさりき。然れとも此法令のため將軍は形式上聾啞となりき。此の如きはかなき地位に立てる家綱は、延寶三年六月病を以て急に死せんとす。諸老相會して繼嗣を議す。酒井忠清議を出して曰く宜しく鎌倉の古例を追ひ、皇室の連枝を乞ふて江戸の主

附せらる、奴隸の遺風猶ほ全く殺さざりし也。然れとも此後此風なし。

二月種以外の植物、生物、小間物、道具、珠玉、衣服にすべからざる織物を外國より輸入するを禁ず。絲綢、絲絹、木綿、絲綢、染物、麻綿、絲綿等を輸入するを禁ず。

安非算哲、宣明曆の差違を發明し元の授時曆により新曆を立つ。

此頃、俗謠、時事を歌ふもの多し。時事を板行して賣るものあり。一切之を禁ず。

貞享二年三月往吉良邸を訪ひて繪師ミす、土佐流繪師を置くの始也。

猿樂に殿中に行はれ將士をして士人に列せしむるもの多し。

令して斎犬の毛色を以て分ち犬跡を失するや手を盡くして探索せしめ、他人の犬來るやまた必らず能く之を食はしむ魚を生なから賣買するを禁ず。

貞享四年三月靈元天皇位を北五子朝仁親王に讓る之を東山天皇とす。

四月病馬を荒地に捨てしもの十人を流罪に處し保泉市右衛門の仲間、犬を斬りたるを以て八丈島に流し、市右衛門は傍線此より此罪を犯しして斬殺せらるるもの數十人、旭鳥に石を投して追放せらるるもの數十人の日に百三十九人の道流せらるるあり

とせん、有栖川宮こそ其人ならんと。衆敢て之を排するものなし。德川氏の繼統絕へて天下再び爭闘の衢とならさるもの一縷の命のみ。獨り春日局の孫老中堀田備中守正俊聰かずして曰く鎌倉の古例を追つて皇室の連枝を立つるは、是れ鎌倉の例を踏んで倒るゝの道也。宜しく舘林侯を迎へて立つべし。侯は將軍の弟也。天下誰か之を議せんと。諸老皆な之に同ぜず、議決せずして散ず。其夜正俊獨り將軍の牀下に至り、舘林公を立てんことを告ぐ、將軍之を睹す。即ち急に之を招く。侯、諸老の連署にあらず、且つ深夜の召喚なるを怪しみ、疑危して進み、其臣牧野成貞また其傍を去らず。正俊之を招きて曰く、疑ふ勿れ大慶事也と。成貞誓文を請ふて即ち去る。舘林侯至るや、將軍之に傳家の寶刀、正宗の刀、國光の指添を與へて襲嗣とす。諸老皆な之を知らず。翌朝に至りて之を知る。已にして將軍死し、舘林侯之に代る。侯名は綱吉其子をして止つて舘林を繼かしむ。

### 三百七十九節　堀田正俊の重農政策

堀田正俊已に策立の功ありて綱吉また之に依頼す。故に威權同輩に超ゆ。忠清快々として樂まず。遂に大老の位置を捨てゝ退隱す。綱吉即ち其大手門外の邸を與つて之を正俊に與ふ。忠清憤慨して久しからず死す。時人相傳へて自殺せりとなす。*之より政權全く正俊に歸す。正俊最も意を民政に止め、請ふて農民に關する一切の政務を直轄し、天下に令して農民を保護せしめ、農民をして上を疑はざらしめんがために、事情を疏通せしめ

*井愚靖の自殺の說あるや、綱吉二士を道ばしてし、族人之を具せしむ、担みて容れず、曰く死狀他なしと、二人之を強ゆ、忽つて曰く、武士の首を信せざる乎と之を殺さんとするの風を示す。二人の逃れて歸る。忽つて曰く、何ぞ以て之を檢せざりしと、二人また至れば已に弾むれり。六月耶蘇教の禁を嚴にして教徒にして背つまた改宗せしものは之を赦すも宗旨疑はしきものは之を誅へしむ。十二月、日本人にして住宅異人に類する者は嚴科に處せしむ。

代官を飛ばして威福を弄せられしむ。法令の文字中、『民者國之本也』と公言したるもの實に彼に初る。また諸國に高札を立てゝ忠孝をはげまし、倫常を重ぜしめしも彼に初まれり。忠孝を賞して天下に旌せしも彼に初まり、銳意燕中漸やく驕惰ならんとする民風を鞭つて之を救はんとしぬ。彼は實に得易すからざる靖獻の臣にしてりき。

**三百八十節　將軍綱吉學を好む、諸侯學に尚ぶ**

將軍綱吉は固より雄大の材あるにあらず、其大氣魄の如く見るは、唯だ臣下の諂諛に慣れし我意にして、其の才幹氣魄は常人のみ。然かも學を好み、道を重んずるに於ては、儼然として正に發せんとする文敎の風雲中に生れたる代表見なりき。此より先き慶長元和の際、藤原の蕭已に宋學を唱道せしより、學者靡然として起りしが、世は泰平となりて、戰鬪の機會なく、官は世襲となりて下流の徒進むの望なく、智勇辨力の士、其伎倆を伸ばすの地なきや、皆な其最も自由に、最も競爭を許し、最も實力を重んずる文學社會に向つて去りしかば、有爲の學者續々として出でぬ。是れ猶ほ王朝時代にありては僧侶たるの外、平人仕進の道なきがため、高僧大聖の續々として生じたるが如くなりき。而して諸侯また此の風靡に動かされて、劍を捨て書を開くと共に、其封境の政治、單純なる武斷專制の能く爲すなきを見るや、また爭つて學者を延きて其政治の顧問たらしめしかば文敎翕然として起る。

元祿元年、寰有詮ら儒者數十人に命じて佛書を漢人により譯せしめ、又朝鮮人にへらるる長州の人向井某、北耶蘇教の書きたるを云ふ、之より外の書を檢入の書を檢す。

阿蘭陀人ケンプル將軍に謁す。四月大成殿の釋奠に將軍自ら舞を舞ふ。諸侯に舞を舞はしめ、舞下なして部見せしむ。之より數ば此事あり、老中御側衆また皆な躍る

女子の踏舞、諸侯旗下の邸寺院に入る

二年六月令して猪鹿、田畑を荒らすもの雖も追放して容易に殺さず、已むを得ざる時は官に乞ふて殺すべきを命ず

十月奥右筆組を設け、途川彦左衛門を組頭す

而して當時諸侯の內最も文敎を重じたるもの、中國に池田光政あり、北方に保科正之あり、中央に德川光圀あり。皆な文學を重じ、學者を重用し、其政績大に擧りしかば四隣風を聞きて之に從ふ。

**三百八十一節　池田光政、熊澤蕃山**

池田光政は岡山の城主にして池田輝政の後也。活達にして敎惠善政によりて美俗を起さんと欲し、頗る賢君の風あり。少々父祖の業を襲ふて國主たるや、夜寢ねざるもの數ばく、心を治民の道に勞す。已にして君子の儒なる語を聞き、善政美俗の道此にありと爲し、銳意して儒道を以て民を厲まさんと欲し、江戶に上るや、十三經の箱と、鎧櫃とを幷せ擔へ、道必らず近江に中江藤樹を訪ふて敎を受けしが。京都の所司代板倉重昌の推薦によりて京師の人、熊澤次郎八を用ゆ。次郎八は卽ち蕃山也、時に文敎起りて學者多く詩文を事とし、然らざるも朱儒性理の說に從ふて、內省工夫を專らとす。蕃山之を以て足れりとせず直ちに儒道を政治の上に行はんとす。此時に方つて中江藤樹王陽明の說を奉じて朱儒と異を立て、躬踐實行の德を以て鄕黨を化し、世に近江聖人の稱あり。蕃山之につきて學び、光政また能く之を任用し、舊臣譜代を超へて家老たらしめ、三千石を與ふ。蕃山は其主に敎ゆるに人君たる者は、唯だ漫然高きに居るものにあらずして、天職を有し、此天職を遂けずんば、曠職の罪あるを以てし、此天職は生民の發達にありとなし、王覇の別を說きて、將軍は代官にして、

十二月獄人北村沿吟召し二百俵を與ひ閉師に准せしむ幕府獄に所を設くの初也

九月幕府の役人に文道に志すべきを命ず自今林氏の講義には必ず出席して聽講せしむ

元祿三年梁田蛻巖憧を下して徒に教ゆ

四年儒者の僧侶の如く剃髮するを改めて結髮せしむ、會津水戸之より先だちて實行す

二月將軍大成殿に入つて孔子の像を拜す

天子は眞主たるを論じ、耶蘇教排擊の無益を論じ、佛教の專橫必らず天下を亂さんことを說き僧侶の前途は流賊となし、武士の現身は民を賊するの盜となしぬ。彼れ天子を木偶とし、民を見ること土芥の如く、人心を見ること木石の如く、一點の自由を識認せさる當時の社會に對して、根本的變革の見を持す。其氣魄廣大にして、識見透徹、膽氣豪强、儒服せる英雄にして、德川三百年の儒者中、比肩すべきもの少なし。彼は其の着眼高邁なるのみならず其手腕もまた敏達にして之を其領邑に行ふて民生の發達は、民政にありとなし、民政の本は山林保護にありとなし、水理を治め、山林を保護し、文敎を起して民俗を正し、佛寺を破却して佛僧の橫私を抑制し、政刑大に擧りて、民俗爲めに化せしかば遂に其意見を天下に及ぼして、國風を改造せんとするの志あり。大名天下に振ひ、天下人物を數ふれば、先づ蕃山を數ひ、賢君を數ふれば先づ指を光政に屈す。故に蕃山光政に從ふて江戸に出るや、諸侯、幕老、爭ふて其說を叩く京師の公卿また其說を悅び、或は王政回復の時あらんことを思ふ。

**三百八十二節　會津の保科正之、山崎闇齋、神道の隆盛、異端排擊**　保科正之は會津の城主にして二代將軍秀忠の庶子也。三代將軍家光の死するや、遺命を受けて四代將軍を輔佐し、家綱上半季の政治多く其手に出づ。人となり、絕異の才あるにあらずと雖も、熱心、正直、殆んど愚直の風あり、此時に方つて神佛の混淆其極に達して、神官其身を置く所なく、恰かも貴族が武家に蹂躙せられて、天地に蹐蹐するが如くなりき。此くて貴族が之に堪へずして數ば〳〵革命を企つるが如く、神道は自個の信條を立て、神學を組織して以て佛敎以外に獨立の地を作らざるべからざるに至れりと雖も、彼等は固より獨立獨行の氣魄なければ時の覇主に結托して、其力を藉るの外なかりき。此に於てか家綱の時神官、吉田の兼敬、其女を以て家綱の妾とし、之より幕府に親近して神道を說く、而して德川氏もまた深く佛敎の禍に懲りたれば、武家に懲りたる諸豪が貴族を迎ふるが如く、寧ろ神道を尊びしかば神道漸やく盛にして天下の神社、多く吉田家の管領に歸す。已にして吉田兼從の弟子、吉川惟足また幕府に用らる。其說、佛敎を附會して神道を說き、陰陽の說に交ゆるに國史を以てし、迷繆荒唐、信すべからずと雖、國家統一の外眼中何ものも存せざる心識單純の正之等、之を信じて惟足を將軍に謁せしむ。之より正之も自ら神道を唱ひ、吉川の徒、山崎闇齋等、また之に和し、盛んに神道を唱ひて、日本の眞道此に存すとなし、狷狹自ら衒ふて異說を排し、國民的自尊心を鼓舞せんとす。之より先き林道春、幕府文敎の權を執りて朱子學を固守し、異端を排して人の親聽を亂るとなす。今や正之、新神道に入つて、異端排擊の聲を擧るや、林氏の異端排擊と相合して、此に異說禁止の運動を生じ、其鋒は先づ岡山城主の政治に注かれたり。彼等は大膽不羈なる蕃山の言論を見て懼かさる能はず。彼等は岡山の政治、舊例古格を破り、自ら新紀元を開かんとするを見て、祖宗の遺法に因襲せ





四月日蓮宗不受不施派悲田宗と號して弘通す、令を出して之を禁ず其僧七十餘人を伊豆に流す

此年高野山の行人、學侶の二派相爭論して已まず、則ち行人六百二十七人を流刑に處す

十一月、眞言宗寂照院綸旨を得て江戸に勸化す、幕府其幕府の請を得さるに綸旨を與へしを怒り僧を道ふて歸らしめ且つ綸旨は容易に出さゞらんと欲す、熊澤蕃山死す七十三歲

此年馬、人首を發するの怪を得ふるものありしかんがため江戸市中の人口を調査せしに陰陽師、首隱、山伏、算道、願人、山伏、道心を除き幕女を除きて三十五萬三千五百八十二人ありき

六年六月獄守石出助太夫に命ず

囚徒をして毎月五回入浴せしめ二枚の衣服を與へしむ　井原四郎死す五十三歳　類燐みの令出でしより市中の禽鳥增加するも之を殺すもの能はざるより之を伊豆に放つこと數ノ〳〵也　松尾芭蕉死す五十歳　三月、諸侯のために將軍自ら中庭を臨觀するもの三百四十人　元祿八年市民犬を養ふ、能はずして刑辟に觸るゝもの前後相次くを以て新宿中野の地に方一里の犬小屋を立て市中の犬を驅つて此に入らしむ貧窮者は通一丁目より南新堀までの民にして小間一間三分也　國用足らざるを以て勘定吟味役荻原重秀建議改鑄して金貨を立つ改鑄とは金に銅鉛を加へて益を增加せし也

さる潛上者流と爲さゞる能はず。彼等は蕃山が京師の公卿と親近するを見て、危疑せさる能はず彼等は諸侯が爭ふて蕃山の說を開きて、生ける聖人となし、其坐せる席を以て、殆んど神聖なるものとして弟子の踏むべからさるものとなすを見て、嫉視せざる能はす。遂に光政を責むるに蕃風に背くを以てす。蕃山即ち退きて、京都の山水に放浪し、深草の僧元政等と風月を樂しみ、光政もまた退居して業を其子に讓る。已にして山鹿素行もまた朱子學を排するの故を以て逐はる。然かも人心の自由は遂に得て禁すべからず、南方諸侯蕃山の流風遺韻を仰ぐもの少からさりき。

**三百八十三節　水戸の學風、明學の感化を受く**　德川光國に至りては保科正之と其流を異にして其類を同ふす。正之は神道によりて國家統一を行はんとし、光國に至りては直ちに神道儒教を混淆し、て一種の國家說を作らんとしたり。光國は賴房の子にして水戸の城主たり。少々才名あり、昂軒自ら氣を負ふ。深く文學に志さして、中外の典籍に通し書を四方に募る。而して此招募によりて集る所の典籍は、多く皆な王朝の榮枯を語りて、以て已に彼の腦中に刻まれたる朱儒王覇の辨を助くるものにあらざるなし。此に於てか德川の一家中、最も必要の地に立ち、副將軍を以て擁せられたる覇者の子は、最も熱心なる王朝の嘆美者となり、明曆三年、四方の學者を招きて、大日本史の編纂を初む。已にして朱舜水、亂を避けて日本に來るや、光國之を招きて祿





十一月日用坐を設け勞働者を制す、日用坐の札を有せさる者は僱使せさらしむ　九年箔坐を置く　十一月國用の不足により酒稅を定む　是より酒戸雜然さして起る　九月江戸大火あり、南鍋町より出火、以後の大火也　寬永寺に天皇親筆の額を勅賜せらるゝ事を云ふ　十一年十二月小作二年十年に及ばゞ永代小作たるべきを定む　十二年三月、人身賣買を禁す　十年三月、人永下順庵死す　雖も少年の嫁娶は制限に召抱ゆるも相對次第たるべきを令す　四月曆朝帝王山陵の修繕成る

を給す。朱舜水は明の亡命者也。凡そ支那二十餘朝の中、宋に至つて忠奸の論生じ、王覇の辨生じ、名分の論生じ、忠孝の論生じ、北狄侵入して宗社顚覆の禍を生じてより、更らに激して國家的精神を生じぬ。故に元亡びて明に至りては、王室に對する忠義、外國に對する國家的精神、最も旺盛を極めしが清兵の侵入明朝亡滅するに至りて、慷慨の氣、殉國の心、詩歌的高調を帶び、古今明に至つて其頂上に達す。朱舜水は實に此の宋明の忠孝慷慨の心を將て水戸に輸入せるもの也。是より王覇の辨に於ては、蕃山に類し、國家的精神に於ては、正之闇齋に類する一種の學風水戸に生じぬ。

**三百八十四節　德川時代の學者**　五代將軍綱吉の前後に於ける思想の分派此の如し、此他、宇都宮遯庵は周防に出で書生を敎へ、大高坂山は九州にありて文學を以て一代に聞へ、荒川天散は紀州藩の儒官たり。那波木庵は朱子學を排擊し、貝原益軒は靜平の心、深實の情を以て、博く學び深く思ひ、殆んど聖賢の域に至らんとし、野中兼山、谷時中は土佐に出で、松永尺五は京都にありて諸生を敎へ、伊藤仁齋は京都にありて各々儒學を以て世を導かんとし、文敎の盛なる、儒者の輩出せる前古此の如きはあらず。五代將軍綱吉は此の如き風雲中に將軍となりぬ。故に彼また學を好み、儒を重んじ、數ば儒者を殿中に會せしめ、自ら經義を討論すること數ばにして、天下に令して文敎を重んせしかば、已に自ら翕然の勢ある

元祿十四年個突沖死す

文敬は之がため勃然として起りぬ。

**三百八十五節　正俊殺さる、男色の少年、藝能の人士林に列せらる**　將軍綱吉學問を重んずと云ふも、其學問を衒ふのみ。固より眞に反省克己、古に鑑みる所あらんと欲するにあらず。然かも其新たに將軍たるの故を以て、過失あらんことを恐れ、勉強して堀田正俊に從へしかば、大に見るべきものありしが、暫らくして權威に慣るゝや、漸やく正俊の剛果を厭ふの心を生ず。正俊省みず、勇決果斷、數ば直諫す。綱吉は凡庸の器のみ。而かも其儒者將軍としての誇榮は、彼が一點も他人に指彈せしむるを許ざるもの也。正俊の直諫は其誇榮の心を傷けぬ。之より綱吉、正俊を疎んじ機を俟つて除かんとす。志を得ざるものまた正俊の專橫を云ふ。此くて正俊排擊の空氣上下に充滿するや、此氣習の刺激する所となりて、貞享元年若年寄稻葉石見守正休、正俊を欺きて、閑室に伴ふて之を刺殺す。正休の意、身を殺ろして權臣を除き、以て忠貞の臣を進ましめんとするにありき。然れども結果は案外にも、庸迂にして譖書を衒ふ綱吉の親政となりき。是より綱吉の男色を好むに乘じ、而首を以て進むの臣續々として起り、閥越舊格によりて立ちし幕府の風、漸やく變ぜんとし、旗下の少年を寵倖するのみならず、遂に外樣諸侯と雖も、少年にして容色あるものは殿中に宿衛せしめられ、公卿の少年を養つて、小姓たらしむるに至る。外山宰相の子長澤資親、押小路宰相の子前田賢長等皆な而首を以て進む。寵臣柳澤吉保の家、

寶永二年三月伊藤仁齋死す年七十九北村季吟死す八十八歲

數十の宿舍を作つて少年を養ひ、以て綱吉の入るを待つ。凡そ少年たるもの、行くに顧みるを得ず、道にあつて人と語るを得ず、親戚と雖も數ば相見るを得ず。明白に妾婦の如くに待遇せられぬ。彼は喜怒愛樂の情强かりしがため、諸侯大身の改易遷封せらるゝもの續々相繼き、萬石以上の大身にして改易せらるゝもの二十餘家、一百四十萬石に上り、萬石以下の小身に至つては固より數ふるに暇あらざる也。彼は踏舞を好みて自ら殿上に舞ひしがため、踏舞女優は公然諸侯大身の間に行はるゝに至れり。彼は繪畫、彫刻、狂言、一藝一能の徒は、悉く之を擧げて士林に列し、儒者を僧侶と同一視して、士林の外に立たしむるの風を改め、儒者をして薔髮して士林に列せしむるの風を起せり、要するに彼は其放恣任情によりて、知らず識らず士林に新原素を輸入したり。而して此の新進の徒の中、最も著しき者は柳澤保明なりき。

**三百八十六節　柳澤保明の龍任、文學の保護**　保明は百五十石の小身のみ、初め堀田正俊の殿中に殺さるゝや、牧野貞成大に驚き將軍に告げんとして倉卒劍を脫するの禮を忘れて殿中を走る。保明途に之を止めて劍を脫せしむ。貞成其沈重を奇として保明を用ゆ。之より保明將軍に親近して殊寵を受け、國政に容喙するに至りしが、其人と成り巧慧温和にして、而かも多少の見識ありき。彼は綱吉が學問を好むを見て、一家を擧げて學問を屬ましめたり。彼は綱吉が博學自ら多しとするを見て、其家臣をして交も經義を將軍に質さしめて、以て其の誇負心を演せしめたり

彼は其婢女にすら將軍の前に絕句の詩を作らしめて、一家學に厲みて、將軍の令を重んずるの風を示しぬ。彼は天下の大勢漸やく文運の隆起に向へるを見て、其家を起すは天下の文士を網羅するにあるを知り、細井廣澤、荻生徂徠、服部南郭の徒を集めて、之を養ふ。之より一時の才人其門に集り、一百五十年前の諸侯が、武力によりて重きを爲したるが如く、彼は文學を以て將軍の綱を繫き、文學の士を以て重きを當世に爲せしかば、綱吉之を殊寵し、數ば其家に入つて文を講ずること前後五十八回に至り、遂に三百五十石の小身より、累進して二十二萬石の諸侯たらしめ、與ふるに甲府の城を以てし、松平の姓を許るし、保明父子に自家の偏名を與へて保明を吉保とし、錄金の櫃を與ふるに至り、政權全く其手に歸す。吉保即ち正親町公通の女を妾とし、松蔭日記を著はして、自家を以て藤氏の榮華に比し、また東叡山寛永寺に不斷の燈籠をかけて、藤原の忠平が之を叡山にかけたるに比す。其立身の急なる德川氏あつて以來未だ曾つて聞かざる所也。故に時人之を怪しみ、吉保其妻を綱吉に勸むと云ひ、佞姦邪智の宦官となすに至りき。吉保は固より佞奸にはあらさりき。然れども、彼は仕進に急にして、其主君の非を知つて之を諫むる能はず。徂徠以下幕中才學の士少からずと雖も、遂に將軍の非政を正す能はず。學問自慢にして、迷信深き將軍をして、縱まゝに其所信を實行せしめたり。

**第三百八十七節　食獸保護の令、僧侶の殊寵、犬を殺ろすを禁ず**

綱吉常に云ふ、儒は善しと雖も、取らさる所は禽獸を食ふにあり。佛は善しと雖も、取らさる所は出家遁世するにありと。彼れ親用敎戒の說を作りて、之を柳澤吉保に與へたり。彼をして儒者、佛者若しくは一の逸民たらしめば、世は其言を以て道理ある言として承けしならん、而して政治家は其言ふ所に制限を附して、實行せしならん。不幸にして火は人の用とならすして、人の主となれり。彼は書齋の空論を實行するに、將軍の權威を以てせり。彼は禽獸は食ふべきものにあらさるのみならず、また虐待すべからず、殺傷すべからさるものとなせり。貞享四年正月令して、牛馬家畜を虐使し、或は病んで死せさるに之を棄つるを禁じ、犬籍を作り喪家の犬を養はしめ、魚鳥を生きながら賣買するを禁じ、犯すものは嚴刑を以て罰するに至れり。其執法の嚴なる旗下の士と雖もまた免れず。將軍の台所頭天野五郎大夫、其の畜ふ所の猫兒の、誤つて井に落ちて死したるを以て八丈島に流され、秋田淡路守の家人、吹矢を以て燕を射て死刑に處せられ、評定所の目安讀坂井某は群犬の相爭ふて傷くものを救はずして、死に至らしめたるを以て閉門せらる。士人にして已に此の如くなれば、江戶の市民近鄕の農夫、知らず識らず之を犯して刑せらるゝもの、日に數十人、天下其暴に苦しむ。彼は學問自慢あるに拘らず、其迷信の深きや、無學の徒と異らず。彼は其將軍に立つを以て、祈禱僧隆光の祈禱の力によるとなし、神田橋外地方一里を與へて護持院*を立てしめ、壯麗、奇巧を極め、千五百石の寺領を寄附す。また雜氷八幡宮の別當護國寺亮賢が、

*享保の年之を護國寺に併す

綱吉の生れたるとき、之を相して至貴の相なりと云へるを以て、之をして小石川に寺院を立てしめ、護國寺と號す。其他寺院僧侶、彼の迷信のため仕進するもの少なからず。將軍驕奢の費用、一半寺院に注かる。是れ已に堪ゆべからず。然るに彼は僧隆光の說に迷ふて、更らに犬を保護するの令を出しぬ。初め綱吉、子なく、僅かに一子を得しも早世せしかば、快々として樂しまず。隆光即ち進で說て曰く、將軍の生年、戌に當る、宜しく犬を憐みて、以て保育すべし。人生は皆な因緣の致す所なれば、必らず幸あらんと。已に佛說に迷ふて禽獸を憐み、人に酷なりし綱吉、今や、更らに令を嚴にして、犬を保護せんとし、而して其子を得んとするに急なるより、執法嚴峻、刑殺せらるゝもの相次ぐ。幕府の有司、無辜の民の刑殺せらるゝもの多きを見て、即ち江戸の近傍中野に十六萬坪の犬小屋を作りて、市中の犬を驅つて此に入らしめ、以て市民を刑辟より救ふ、期月にして集るもの數萬頭、喧嘩狎々數十丁の外に聞へ、焉として北條高時滅亡の時の如くなりき。然かも運動の勢力と反動の勢力は相均しからざるべからず、應仁以來一百五十年の騷亂によりて生れたる治平は、同一の歲月を持續せんとして已まず。泰平の氣象、融々として生せしかば、天下は此の半狂將軍をして、放歌亂舞せしめて、敢て一毫の動搖を生せざりき。

**第三百八十八節　綱吉の驕奢令、彼の驕奢遊惡、社會的進步、貿易財政の狀態**

綱吉は市民の驕奢に對して絕對的禁止の見を有したり。是れ驕奢は國家經濟の上より禁すべきものなるが故のみにあらず、綱吉の狹隘にして自尊なる氣習は、市民に對して睥睨の意を有せしめたるが故也。綱吉、東叡山に詣るや、富商石川六兵衛の妻が黑門の前に棧敷を作り、黃金の簾を垂れ、名香を燃し、盛裝の侍女を左右に從へて行列を見たりとて、怒つて其夫妻を遠島に配流せり。彼が大傳馬町を通過するや、香料の薰高きを以て、人をして探求せしめて、其の富商丸屋某の家に伽羅を焚けるものなるを知り、其財產を沒收して遠島に配流せり。彼は更らに平人の服は金沙、總鹿子、縫物を用ゆべからず、絹、紬、木綿、麻布に限るべきを令し、小袖の表、一反の價銀二百目を超ゆべからざるを規定して、以て平人をして其生活を上げさらしめんと欲しぬ。然れとも江戸市民の驕奢を禁じたる綱吉は、德川氏ありてより以來最も驕奢なるもの也。其政治は最も不廉なる政治也。其後宮は最も奢侈なるもの也。彼の如き人物を以て社會の活力方に充溢せる國民に臨む。生活の度の高まらざらんことを望むもまた得べからず。國民は已に寬永八年に地球儀を製作し得たり。三年には聞人の外科療治法を傳たる奧醫師瀨尾昌琢あり。元祿三年には木片の頭に硫黃を附せる附木を生じたり。二十年には酒舖を公認して酒稅を收むるに至れり。已に家綱時代に土佐光起を有し、狩野探幽を有せる繪畫社會は、また絕大の進步を爲して、浮世繪の菱河師宣、鳥居清信を生じ、關新助を有したる數學社會は、また安井算哲、長谷川善左衛門に

石川六兵衛の妻、京都の雛波屋十左衛門の妻

と東西奇を競ふ、石川の妻は眼を脊けて京に嫁するを聞き、雛波屋の妻、また緋縮子に洛中の金衆を率ふたるを脊く、石川の妻は黑羽二重に南天を彩りたるを脊く、就て之を見れば、南天の子實は、珊瑚珠を粉碎して縫付したるものなりき。當時富商の驕奢此の如きものありしなり。

江戸に金多く大坂に銀多きもの大坂の社會的を早く進むるに與つて力ある乎。

よりて、商等なる數理を發見するに至りき。九谷燒は探幽の高弟、久隅守景の畫策を得て、絶大の進歩を爲せり。漆器は泰谷のために復興して、青海勘七、小川破笠の手によりて常憲院時代の物と稱せらるゝ逸品を生じたり。昔は飾を好む婦人すら、麻細にて頭髮を結ねたるに、今は元結を生ずるに至りたり。婦人の帶は僅かに巾二三寸に過ぎざりしもの、今は八九寸の廣さに達したり。物質的進歩の勢、滔々として抑ゆべからざるは當時の勢なりき。彼は此の形勢に刺撃せられ、此形勢を刺激しつゝ、古今有數なる放縱驕奢を爲せしがため、江戸市民の驕奢を戒飭したる彼の時代に於て、幕府は其財政困難の端を開きしが、其破綻は外國貿易の失敗より現はれぬ。之より先き外國貿易は、年々の輸入超過のため、金銀銅の濫出甚しきを示めせしが、幕府の財政家は朝鮮貿易を一萬八千兩に止らしめ、藥種以外の植物生物、小間物、道具、珠玉、糸、衣服とすべからさる織物を輸入するを禁じ、琉球との貿易を二千兩と制限したるも、國民の購買心は驟かに禁すべからすして、長崎、對馬、堺の地を經て來る密輸入となりて、金銀の輸出となりぬ。凡そ慶長以來綱吉の治世の末、寶永五年に至る間に、外國に出でし黃金六百十九萬二千八百兩、銀一百十二萬二千六百八十七貫目、銅二億二萬二千八百九十九萬七百斤なりと云ふ。これ公然の輸出にして、密商に至ては固より數量の外也。而して此大半は元祿以後の輸出にかゝると云ふ。慶長以來發行したる金銀貨の概數は、金一千四百七十二萬七千五十五兩



銀一百二十二萬貫なりと稱せらる。故に國内に流通する所の貨幣は金八百六十三萬四千二百五十三兩、銀七萬七千三百十三貫目也。文祿より五十年の後延享六年日本の人口は二千五百六十八萬二千二百十人あり、此人口を以て此通貨を爲す。國用の足らさるの狀察すべき也。此に於てか時の勘定頭荻原重秀策を立て、地租を改正し、上中下三田の外に上上田、下下田の二等を加へ、上田の租は豐臣氏以來の法を墨守して一坪、籾米一升と規定して、上上田よりは一升六合を納付せしむるに至り、倉庫の米を以てするは轉運の損失を幕府に負ふものとなして、大身の旗下は江戸附近に采邑を與へて自ら其租を取らしめ、以て幕府の費用を省き、凡そ以て收むべき所は收めさるなきも、驕奢止る所なくして、遂に支ゆる能はず。將軍日光參詣の費用すら給する能はさるに至れり。此に於てか幕府の規摸を小にして儉素ならしむべき乎、貨幣を改鑄して其性質を劣惡ならしめ、以て其分量を增加する乎。然らすんば足利氏の爲したるが如く、町人に用金を命するの外なかりき。綱吉は其驕奢を已む能はさるや也。御用金は過大なりと爲されたり。此に於てか荻原重秀は遂に惡貨を多造するの策を取り、元祿八年畜金銀を改鑄して、其品質を劣惡ならしめ、天下に令して舊貨を滅せすして、改鑄せよと迫りしと雖も、善貨益す藏くれて出でず、却つて新貨の濫造を生するに至り、物價騰貴して市場爲めに紛擾を極む。

形情に圍繞せられては、武士の氣風も一大變化を生ぜざる能はず。江戸の武士は新進の商人と其榮華を爭はんがために、一擲千金を辭せさるに至りて、數尺の木綿糸を拾ふて貯へたる士居利勝の遺風は、地を拂つて空しくなりぬ。彼等は幕府の直隷たるを以て、諸侯の臣下に驕んがために、江戸樣の風流を作り、江戸ッ子の躰面を守らんとして、財力以上の生活を營むがために、家光時代の謹嚴尙勇の風失せて、覇氣相凌き、大半俠兒的氣風を帶ふるに至りぬ。曾つて刀の外見を問はずして切味を問へる士人は、鍍金、燒刀の美を競ふに至りて新刀の時代を生じ、一轉して雪踏に三分の金を投して、刀劍には一分を投するを惜しむの風を生じ、曾て草もて頭髮を束ねたる武士は、今は紫の絹紐を以て頭髮を理めて美を競ふに至り、曾て衣は肝に至り、袖腕に至りし武士、今は紅絹を以て衣服の裏となし、翻々として春風に驕るに至る。所謂る元祿風なるものは俠兒の疎宕と、武士の自尊心と、市民の富に驕り財を輕んずるの心と抱合混化したるものなりき。此の如くして市民は漸やく太平の澤を受けて富を積みて力を爲すの時、諸士は漸やく財用に窮するの端を開らき、一半俠兒的意氣を生じたる武士は、一半商賈の如く、旗下の士たる身分を平人に賣るものを生じ、內職と稱して釣魚、養禽の業を營むの士あり、財を同族に貸して利を收むるの士あり、其子女を賣つて妓女とするの諸士あり。元祿十二年九月、



此の如き流風に感化せられ、此の如き

常時耳の垢を取つて菜とするものあり。講談を以て菜とするものあり。

旗下諸士の生計に窮する者を賑恤せんとして、其最も甚しきものを調査したるに、七千六百九十人の大數に上るに至りぬ。此の如くして戰場の勝利者の子孫は、經濟上に於て敗北の端を開きつゝ初りぬ。諸國の武士は江戸武士の如く甚しからさりき。然れとも泰平と生活の進歩は、また彼等に迫逼して其家格を落さしめ、猶ほ一種の覇氣を帶びつゝ、巧なるものは殖產に走り、愚なるものは坐なから窮困し、謹嚴尙勇、言に訥にして事に果たすの風は、地を拂つて空しからんとす。故に元祿十五年十二月播磨赤穗の城主淺野內匠頭長矩の舊臣大石內藏助等四十七人が、吉良上野介義英を本所の邸に襲ふて之を殺ろし、以て舊主君の恥辱を雪きて復仇するや、社會は天外より來れる新詩歌の如くに之を賞嘆しぬ。吉良氏は足利氏の族黨にして室町以來の典籍に通じ、幕府禮法の事あるや、多く之に關與し、自ら其家聲を負ふて、淺野長矩を殿中に嘲弄して、其禮法を知らさるを笑ふ。長矩憤に堪へず、刀を拔きて之を斬らんとして及ばず、却つて刃を殿中に揮ふに坐して自殺を命せられ、其所領を沒官せらる。內藏介等放蕩漁色して、吉良氏の戒心を解き、其黨四十六人、身を走卒商賈に變して、吉良氏を伺ふもの二十ヶ月、遂に此に及べる也。老中或は四十七人が走卒商賈となりて機を窺ひ、夜る私に敵人を襲撃せしを以て擬するに夜盜を以てして之を刑せんと云ふ。荻生徂徠、其主君柳澤吉保に勸めて曰く、彼等を自殺せしめて、士人の躰面を保たしめよ、死は以て國法を行ふを示し、自刃は以て忠義の

四十七士の中、首領大石は四十

七歳、最も老年なるは、部類兵術にて七十七歳、最も少年なるは大石主税にして十七歳、吉田忠左衛門は六十三歳にして憤慨の巨魁なりき。

十二月、将軍吉保の邸に入るや、家人の新古令集をして小姉小路、綱吉をして詩を賦し、自ら一首を倡りて詩を賦し、綱吉をして詩を賦し、自ら一首を倡りて上らしむ。

家屋敷、芝居に町内の遊山の催、松遊ぶの風あり。

駿河吉原の日遊、三島新説を唱ひ、観世寺院ひ、観世寺院のものを起しの如きもの起しにして説法す、已にして之を執へんとするや、病

風を励ますに足らんと。四十七人遂に自殺を賜る。自殺は士人の面目ある最後也。関ヶ原戦話の記憶、夢の如くに消へ去りし社会は、之によりて理想的武士の典型を見、詩に詠じ、歌に謡ひ、戯曲に述へて、劇に演せられ、一代の人心を引着しぬ。然れとも四十七士を以て、理想的武士と為せる社会は、早く已に此理想に遠きものなるを示めしたれば、四十七士は実に徳川武士の厳謹尚勇忠肝義胆の滅亡を報する、最後の火花なりき。此より超へて一年、元禄十六年十一月地大に震ひ、江戸城の石壁、諸侯の邸宅市民の家屋崩壊するもの無数、之より火を失して江戸を焼き、死するもの三万七千人に及び、次で地震するもの数日、一日六七十回に及び、相摸、上総、安房の海水横溢して死者十万人に及び、兇変相継ぎ人心恟々として責を将軍の失政に帰せんとす。而かも綱吉改善自ら責るの心なく、柳澤吉保を寵すること愈よ甚しく、遂に甲斐の三郡を与へ、二十二万八千石の諸侯たらしめ、驕奢益す甚しく、悪銭を作りて通用せしめ、拒むものは厳刑を以て迫る。已にして宝永五年富士山噴火し、灰数十里に達し、傍近諸国の田園埋没するもの数十万町、若し綱吉をして永くあらしめば、天下事なきを得ざりしに、宝永六年正月彼れ卒然として死せしかば、養子家宣代つて将軍となり、幸に事なきを得たりしが時人風説して、綱吉益す吉保を寵して、百万石の大名たらしめんとせしかば夫人鷹司氏大老伊井直興と計り、百万石の封侯を発布するの前夜、自ら綱吉を刺殺すと云ふに至りき。



死す、其徒七人を流す。四年銭を鋳て宝永通宝の十文に当らしむ而して実価は二文二分にあるのみ、民大に苦しむ。

柳澤吉保寵愛、頗る者は、吉保等率令は、行なはるる。

## 三百九十節　家宣立つて綱吉の非政を改む

綱吉の死、家宣の就職は天下の救なりき。家宣は綱吉の兄、綱重の子にして、其父、発狂して死せずんば、最も将軍職を要求すべき権利ありしもの也。然れども綱吉の驕、遂に勝つて家宣を疎外せしかば、家宣は権利を有しながら甲府に蟄居したり き。幕府の群小は、家宣を疎外するを以て綱吉に対する忠義の如くに信じ、綱吉が林信篤の門弟を聘して甲府の儒官たらしめんとするや、信篤辞するに其人なきを以てせしかば、木下順庵につきて之を求めて新井君美を得たるほどなりき。叔姪の間此の如くに相善からざりしも、他に近縁なきがため、家宣は已を得すして立てられしもの也。故に家宣の家臣は皆な時来らば、綱吉の驕派を覆さんと待ち設けたり。此くて綱吉死して家宣の世となるや綱吉の政策は全く顛覆せられたり。綱吉は遺命して生類憐みの令を千百歳に傳へんとして、柳澤吉保を以て諸老に傳へしめたりと雖も、家宣は劈頭第一に此遺命を排し、遺命に背くも天下万民の幸を計るこそ至孝なるへしと為せり。大銭の通行は廃せられたり、生類保護令の為めに衰へし銃砲弓馬の道は勧奨せられたり。禽獣魚類の売買は自由にせられたり。而して家宣自から前代よりの獄を覆審して、九十二人を放ち、諸侯に命じて刑獄を寛ならしむるや、同時に放たるゝもの三千七百三十七人に及ぶ。天下皆な嘆称して百年稀有の明君となしぬ。

## 三百九十一節　政権側用人に移る

此時に方つて政権益す下に降る。初め皇室の権、大伴蘇我に移り、

て居る常時の政治思想を知るへき也。貝原益軒の大和本草成る時に七十九歳也。夫人は近衛基熈の女也。水戸侯綱條、老中に向て問ふて曰く、將軍平愈と聞きしに俄に薨せられたるは如何ぞと、老中答ふる能はず。秋元喬朝出でゝ、薨去の前より老臣を近づけず親臣のみ侍御せしを以て知る所あらずと爲す。將軍を上野寛永寺に葬らんとするや、增上寺強訴して芝に葬らんことを乞ふ、許さる。二月將軍重臣の出行の途上と雖も醫師產婆のみは通行を禁ぜざらしむ。目付殿中の指揮居いすして、紛擾あり、坊主等の隱寄過分なりとて、識貨せらる。三月俳優の徒の

大伴蘇我の權、藤原氏に移り、藤原氏の權、源平二氏に移り、源平二氏の權、轉々として山林小民の英雄に移りしが如く、今や將軍の權大老に移り、大老の權、老中若年寄に移り、老中若年寄譜代の大身に愚者多きや、其權また將軍の側用人に移る。老中にして實權を振ひしもの堀田正俊に止り、之より以後は放縱なる綱吉のために、其權全く側用人に移され、牧野成貞、柳澤吉保、側用人を以て大老以上の權を振ふ。今や家宣、其弊を見て之を矯めんとし、諸老に命じて曰く、前代の政治、皆な大小となく柳澤美濃守をして旨を奉せしめたり。自今以後諸老皆な各ゝ余が前に出で直ちに旨を奉すべしと。此の如くして九天の上にまで上られんとしたる柳澤の權は、九地の下に落されぬ。彼れ綱吉の葬儀に從はんとして剃髪せんことを乞ふ。家宣曰く重臣にして剃髪せんと欲するは未だ曾て聞かざる所也。必らずや剃髪せんと欲せば、隱居の後なるべしと。此の如くして權威赫々たりし柳澤吉保は、遂に隱居せさるべからさる地位に立ちしかば、自ら乞ふて退隱するに至りき。而かも大老、老中に人物なきため柳澤退くも側用人の政治を全廢する能はず、家宣は側用人、間部詮房、若年寄支配に屬する侍講新井君美*の二人によりて其政治を行はさるべからさりき。側用人政治は其組織に於ては悪政治たるへき運命を有するもの也。然れども譜代にあらすんば政治の樞機に關する能はざる法制の下に於て、新活力を求めんとせば、之を外にして得べからざりき。



帶刀し、及び紗綾縮緬の服を用ゆるを禁ず。乞食非人は髪を束ぬるを禁す。酒の運上を廢し、箱座を廢す、錢貨賣買の禁を解き、之によりて罪を得たるものを放つ。新井君美に通鑑綱目を講せしむ、君美毎に講する前後一千三百九十九日也、五年將軍宣下の禮あり、京都の公卿勅使として下向するもの、將軍の次の間にて劍を脫す、府また勅使を饗應し、江戸の市民五千二百人をして拜見せしめ、人ごとに鳥目一貫を與ふ。旗下の士をして老臣閲持に對して謙遜ならしめ、また老中に對して苞苴を贈るも受けざらしむ。院御門に七千石を寄進す。

*君美の市井にあ

## 三百九十二節　間部詮房、新井君美の出身、君美の理財政策

間部詮房は能役者の出身にして門地あるものにあらず、然れども其出身の俳優の族なるに係らず、醇直、敢爲、常に殿中に宿直し、一月家に宿するもの五六日に過ぎず。故に寵倖比なく、殆んど綱吉に於ける柳澤の地位に立ちしが、老中小笠原長重の如きは其下風に立つを慚ぢて、病と稱して身を退くに至れり、新井君美に至ては元と堀田正俊の家臣にして、寒貧洗ふが如くなりしもの也。然かも知つて言はざるなく、言つて必らず人を屈せざるなし。二人相結托して大老井伊直該を擁して事を行ひしかば綱吉によりて養はれたる群蠹は、目を側てゝ彼等を圍繞せしが、孤立の將軍、新進の政治家は、幕府ありて以來の最大難問を解釋せざるべからざるの地に立てり。即ち元祿以來、將軍の驕奢、士人、生活の急變によりて生じたる財政の困難を救はざるべからざるもの是也。元祿八年、荻原重秀の策によりて貨幣を改鑄して其金質を粗悪にし、其數量を多くしたるより、慶長以來の正貨は全く市場より隱れて出でず。元祿八年より寶永四年に至る間は舊貨新貨同額を以て換算せんとするも、應ずるものなきがため、寶永五年よりは元祿金百三兩を以て慶長金百兩に換へんとし、七年よりは百十兩を出すも猶ほ慶長金を得べからず。遂に一百二十兩を出すに至りしかば、慶長金益す民家に藏くれて出でず、また寛永通貨の銅錢を作りしに、其質粗悪なるを見て人之を詰るや、重秀即ち答て曰く、錢貨は官の作る所なり、假令瓦礫を以て作るもまた何の不

つて貧寒なるや、河村瑞軒已に財を作りて才名あり、其の孫女を以て之に婁はし、送るに金を以てせんとす。君美之を受けず、蛇尺すの男たるを之れに受くるや、遂に沖天する能はず、此の世にあるも此の如し、少小志を屈するものなり。甚だ生志を屈すると共に、改鑄により私利を得んことを欲し、家宣將軍たるの年、重秀建議して、更らに貨幣を改鑄せんと欲す。曰く幕府の毎年收むる所は金七十六七萬兩、米四百萬石とす。此中三十萬兩は俸給して支出せざるべからず。餘ます所は四十六七萬兩のみ。然るに去年已に支出する所一百四十萬兩に及び皇宮造營費また七八十萬兩を要す。而してまた存するさるもの一百七八十萬兩也と。財政の如き複雜なる問題を知らさる幕老、皆な恐怖して爲す所を知らず、重秀の言ふ所に一任せんと欲す。家宣は久しく幕府の外にありて惡貨の弊を知りしかば、獨り之を排して曰く、改鑄は天下の大事也。國人の怨苦を如何せん、若し改鑄の外に策なしとせば、意外の變あらんには我身に至りて神祖の大統絕ゆるに至らん、宜しく他の方法を立つべしと。當時惡貨の弊、將軍をして其運命に關するを知らしむるほどに大なるものなりし也。是に於て新井君美が獨り時文の才ある儒者たるに止まらず、經濟の才ある政治家なるを示めすの時は來りぬ。彼は王朝以來最も識見ある、最も典章に通じ、最も數理的腦髓を有したる政治家なりき。彼は萩原の議を排して曰く、惡貨の多きは眞貨の少きに如かず、且つ現に存する所三十七萬兩は去年の歲入にあらずして去々年の歲入也。今年の國用は猶ほ別に毎年の收入七十六七萬兩を得べく、併せて一百十餘萬兩を得べし。且つ一時急に拂はずして可なるものは漸を以て拂ふべし。必しも改鑄の惡法に出つるを要せずと。彼は硬貨の說を解したる最初の政治家也。諸老は此說を聞きて初めて愁眉を開き、貨幣改鑄の說遂に止む。然れども萩原は此の命に屈せず、私かに錄貨を改鑄することと三たび、第三回の改鑄に至ては、純銀の含まるゝもの百中僅かに十二あるのみ。君美、重秀の奸曲、私を營んで國害を顧みさるを見て、即ち死生を賭して之を彈劾し、遂に之を免黜す。之より硬貨の說漸々勝を制して初りぬ。君美また建議して正德二年七月勘定吟味役を再設して地方代官の奸曲を正し、財政を整理せしかば、貢米の增加すること四十三萬三千俵、道路、橋梁、河堤費の減ずる三萬八千兩に及び衆民却つて之を便とせぬ。此の如くして德川氏の政府は經濟上の紛亂中に倒るゝの運命を免れたり。之より君美の言行はれざるなく、儒生の夢想は、著々として幕府の政策となりしかば、群小の之を憚かるの

洋紀闕を者はす。罪人を刑するに耳鼻指なそぐが如きなからしむ。む年四月武家諸法度を新定し註解を附して頒つ。大學頭林信篤、新井君美の任用を心よしとせず致仕す。白石建議して皇太子の外皆佛門に入らしむるの舊制を破り、皇子に親王號を奉る。正德元年二月井伊直該大老となる。三月室鳩巣將軍の侍講となる時に五十四。二年二月白石をして蘭人の宿につき外國の事を問はしむ。采覽異言を作る。淺見綱齋死す。正德二年十月將軍死するや、遺言を老中に與へて後事を命じ、近代多く寛永寺に葬るの故を以て、入增上寺を

みならず。諸老もまた之を憚り、私に之を呼んで鬼となして遊け、其詰難を免れんとするに至りぬ。

**三百九十三節　王覇の衝突、新井君美將軍を國王とし主權を收らんとす、朝鮮使節待遇の禮を改む、家宣の死**

然りと雖も財政の紛亂よりも、一層恐るべきものは國民思想の變遷中より生せんとす。幕府の制度は、初めより一定の立法主義によりて立てられしものにあ假に一時の勢によりて制せらしものにして、野艸漫生して地を掩ふが如く、其下には幾多幾多の危險、幾多の汚穢を藏くすを免れざりき。中に就きて最も不完全なるは皇室と幕府諸侯との關係を規定する制度にありき。幕府は諸侯に對して君臣の關係を有するが如し、然れども幕府は朝官を得て天皇に服するや、恰かも諸侯と異らず。皇室の前に出でゝは諸侯と肩を並ぶものゝ如し。而して權力は諸侯の上にありてまた皇室の下にあり。幕府は名に於て臣たるもの正しとする乎。即ち其權力の皇室の上にあるは、不正ならざるべからず。幕府の權力を占むるもの正しき乎。其諸侯と同じく皇室の朝官を受くるもの不正ならざるべからず。一たび積勢を離れて思慮せば、幕府の位地は奇怪不思議の物たるを見るべし。戰國の世、人唯だ强弱あるを知つて、是非を論ぜざるの時は、此の如き欠陷も當然なるが如くに看過せられたり。然れども今や學問の世となれり。儒生の世となれり。宋儒王覇の辨の世となれり。忠義なるものゝ初めて確定したる國民思想となるの世

おせさるを以て遺命して増上寺に葬らしむ、文照院と謚す。上皇名を鍋松に賜ふて家繼と稱せしむ。正德三年二月道國に出入し神社を出入する使者は皆な間部詮房に謀せしむ。

十一月、夜更けに江戸市中を通行する者は四四後に拍子木にて一町送りにせしむるの令を定む。二挺三挺立の船を停止す。町艀艘は三百挺を許せしに減して百五十挺に止らしむ。遊女を廓外に置くを禁す。細井廣澤、今井順庵と計り、正面額を初む。

也。夫れ王にして正統なるか、覇は之に屈せざる能はず。德川氏にして王たらずんば、覇者とするの外なき也。夫れ忠義を勵めと云ふ、其君上に對しての忠義ならざるべからず。而して天子は王たり、幕府は臣たりと云ふ。是れ忠義の敎は天下の民をして、悉く幕府を離れて皇室に嚮はしむるものならざるべからず。大膽なる家康の公武法制も禁中方御條書も、此に至ては近世的精神のために、根本より打破せられざるべからず。而して幕府の制度の基礎に存ずる大矛盾は、德川三家の一たる水戸藩より出でし大日本史のため、八條宮尙仁親王の侍講にして保建大紀の作者たる栗山愿のため、和學を復興せる加茂眞淵のため、荷田春滿のため、垂加流の神道を立てたる山崎闇齋のために、熊澤蕃山のために明白に摘き出されたり。而して淺見絅齋の如きは、靖獻遺言を編輯して、以て天下の志士を皷舞し、時あらば義兵を擧げ德川氏に敵せんと云ふに至る。今や公卿を擁するの浪士なしと雖も、此の公武の衝突は人心の上より起らんとす。是れ經綸ある政治家の看過する能はざる所也。勿論徂徠等一派の學士は公然、王者を以て德川氏を見、此間の矛盾を認めずと雖も、苟も幕府にして猶ほ臣屬たる以上は、此の危險は危險として存す。新井君美は此の如き顯象に盲目なる能はず、漫然として文學上に幕府を王者とするに安ずる能はざりき。彼は固より一代の機變を制する政治家にはあらずして、制度典章を以て天下を整理せんとする立法家なりき、故に立法家の見地より着眼して、長く今日の制度の

維持すべからざるを見て、朝廷が一切の政權を幕府に依賴したるが如く、僅かに朝廷に存するの主たらしめんとし、即ち幕府をして日本國王たらしめ、日本の主權を幕府に執らしめんとしたり。而して家宣また華麗を好み、貴族的習氣ありしかば、最も之を喜び、大に制度を起さんとして近衛關白基熙を招きて止むること三年。幕制を變革すること少からず。天子に答ふるに勅答と云へしを返答と改め、玄關前の門を中雀門と名け、布衣の徒には六位の衣冠を着けしめ、大夫には狩衣を着けしめ、夫人を御臺所と稱せしめ、貴格を破つて從二位に叙せしめ、遂に從一位に昇らしめ、衣冠文物、多く王朝に擬す。此に於てか秀忠が其女を中宮として皇家に親しみしに反して、皇女を將軍の夫人とし、京都の血液を幕府に輸入せんとし、世子鍋松の夫人として皇女を下すの約を結ぶ。若し君美の爲さんと欲する所にして遂げられしならば、頽朝以來の國躰の變革たらしめんとす。天下皆目を側て之を見る。已にして正德元年、朝鮮の聘使至るや、君美之を待つの禮を改め、自ら日本大君と稱するを改めて日本國王とし、使者を待つに尾張、紀伊、水戸の三家と同格を用ひしを改めて、三家よりも一等下らしめ、其他送迎の禮を改むる所多し。朝鮮の公使抗爭して聽かず、民間訛言して兩國の間兵端を開かんとすと云ふ。君美頗みず辯難討論、遂に之を屈せしむ、將軍已に外に對して王となりぬ。內に對して王者たる

五月女の衣類小物の裝上の御用の分は銀五百目萬石以上は四百目二萬石以上は三百目より以上の者は川ゆべの袋を川ゆべの袋を鹿の子らす、縫の服を跳ゆるも服すべからざる。

九月小笠原四山勝兵衛淸人の子を養子とせんと願ふ、許さず、已にして死す。

や、家除りる。

伊藤東涯古學指要、鄕學大旨成る。

正德四年八月貝原益軒死す。

服部南郭赤羽に宗碧を開く。

水戸の大日本史成る。

享保元年正月江戸湯島より火を失し八丁畷廐失し島に及ぶ。

旅下の士五十歲以後にして死せしものは養子を許す。

萩生徂徠始めて明の李王李攀龍の說を唱へ新經義を唱ふ時に年五十。

朝鮮の使大坂に入るや宗對馬守の家人、彼等若しくは新禮を用ひずんば、客館に入るを用ひて輿を下さず、力を以て之を强ひんとす。公使之を知つて服す。

＊家宣將軍中に薨、興少きを以て、勞苦經營遂に病を得たるなり。

制度を建てんとし、典例を定め、官爵の名を改めて、王朝的名目を附し、衣冠の制を改めんとす。事未だ成らずして、正德二年十月病＊を以て死しかば、古今國躰の大變革は、遂に行はれずして已みぬ。

**三百九十四節　貨幣の制、荷蘭の貿易及び其制限、拔衛の風生す、吉宗出て、家宣の政を破り幕府衰亡の端**　然れども

間部詮房は已に將軍の遺命を受け、君美は朝鮮使節應接の時、筑後守となりて貴族に列し、温厚無爲なる井伊直該は大老として、間部新井の爲めに衆心を攬りしかば、彼等は遺命により四歲の少年家繼を擁して、着々として改革の政を行ふ。改革は先づ幣制より行はれたり。正德四年十一月、天下に令して從來の金銀貨幣を改鑄して一切、慶長金と同一の品位重量を有せしめんとす。此政策は次後、數年間繼續せられて享保年間まで實行せられしが、前後鑄造する所の貨幣は武藏判（金貨）八百四十九萬三千五百兩、享保銀三億三千百四十二萬貫目に達す。此に於てか、物價其平正に復して、亂高下なく、數十年間、惡貨の危險の爲めに澁滯せられたる商業は、再び活氣を生じ、四民泰平を頌するに至りき。然れども已に貨幣を改鑄するも、貿易の制度を改めずんば、金銀は流れて海外に出でんとす。此時に方てや歐洲は已に光榮ある十八世紀の曙光にして、荷蘭は世界の造船たり、金主たり、製造所たり、運送者たり、其商人は日本支那の沿岸を來往すること猶ほアンテワルプ、アムステルダム府を來往するが如くなりしかば、久し

き騒亂より靜まりて長き泰平を得たる日本國民は、渴者の水を求むるが如く、歐洲品を求め、寛永十一年に至ては荷蘭船の輸入せる所三百二十萬弗に達したり。之に加ふるに對岸の大陸にありては康熙帝、英雄の姿を以て、內には學士文人を網羅して著作せしめ、外には國境を開きて商賈の來往に便し、拂合船の制限を破りしかば、唐船の長崎に推集するもの一時二百隻に達するに至りき。此に於てか貞享二年初めて貿易を制限し、荷蘭船に對しては金五萬兩を限りとし、唐船に對しては銀六千貫目を限りとせり。此時に方つて我に渡るべき物品少なくして唯た金銀を出して彼の物品を請ふに過ぎされは貿易にあらすして買收にすぎざりき。然かも定額の外、銅を以て彼の商品に代へんことを請へしかば、之を許せしより、銅また漸やく減少す。幕府時代財政の窮迫は幕府武士驕奢のみにあらず、此貿易上の敗北によりて、金銀銅を海外に溢出せしめたるが爲め也。此時に於てか正德五年、海外貿易制限の令を定め、唐船の數は三十隻、之に對する銀は六千貫目に止らしめ、此中、銅三百萬斤を代用せしめ、荷蘭の船は二隻にして、貿易額は銀三千貫目に止らしめ、其中銅百五十萬斤を代用せしむ。幕府より特許牌を與ひ、牌を有せさるの船舶は、來泊するを得さらしむ。然るに此制限は內外の商賈を窘しむること甚しかりしかば、此に拔荷賈なるものを生じ、長崎によらずして壹岐對馬の沖に於て、私かに外商と相交易するものを生じ、大膽なる清商は九州諸國中國の沿岸に接近して拔荷賈を拓き

途には陸地に上りて民產婦女を暴掠するものを生するに至り、殆んど倭寇が彼等に加へたる亡狀を呈するに至りしかば、幕府は嚴に中國九州の諸侯七十九人に命じ、兵備を嚴にして密商の形跡ある外船は、一切之を擊破し、些の怠慢なかりしかば、清商膽落ちて暴掠を已むると雖も、密商は全く之を杜絕する能はざりき。此の如く、間部と新井と幼主を擁し、殆んど英明の主と雖も、斷するを難したる大事を斷行す。其幕府の紀綱を振肅して、一代を益するや深し(一七)と雖も、之がため、群小をして益す其嫉妬の心を生ぜしめたり。然れども彼等は屈せず、財政貿易を整理するの外、更らに獄制を改革し、民政を整理する所少からざりしが、不幸にして、享保元年四月將軍八歲にして死するや、家宣が豫しめ遺命せる所に從ふて、紀伊の藩主、吉宗入つて將軍となるや間部、新井の手に成りし改革は、一切破却せられたり。德川氏の衰亡實に此頃より萠す。

# 第二十六章　徳川氏の末世　神武紀元二千三百七十七年より二千五百二十四年に至る

第三百九十五節　吉宗尚武の古風を起さんとす、非改革の運動　第三百九十六節　富、武力を呑み、大農小農を呑み、市府村落を呑む　第三百九十七節　肉慾の天國、江戸大坂の比較、南人の戀愛思想北人を感化す　第三百九十八節　儒佛の爭一變して儒林相互の攻伐となる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵　第三百九十九節　史學、和歌、戯曲、俗歌、國民の自發時代　第四百節　吉宗幕府を縮少す　第四百一節　諸代制度の欠點、上下醉生夢死の時　第四百二節　田沼意次、市府抑制策、忠義の風、町人の間に生ず　第四百三節　士風の三變、農民諸侯に反抗す　第四百四節　政治的冒險者の蟲出、竹内式部、山縣大武　第四百五節　田沼意次の外藩援引策、群黨意次を攻む、意次の收斂　第四百六節　江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落　第四百七節　松平定信、尾大不振の勢、定信の復古政策、平民の勢力　第四百八節　學問上の



人心統一策、當時學派の沿革、折衷學、考證學、心學　第四百九節　官學私學の爭論、異學禁止の令　第四百十節　和漢學の狀態、和學の研究、幕府を危くす　第四百十一節　光格の生父尊號の議　第四百十二節　露西亞の勃興、東下の歷史、林子平　第四百十三節　定信の墜落、意次との比較、松平信明の執政　第四百十四節　露人北邊に寇す、國防の經營　第四百十五節　露國との交綏、異船砲撃の令、人心の沈睡、第四百十六節　封建の効、人民の自立、市府の發達　第四百十七節　江戸生活の榮華、江戸文學の再變、其喜劇的特色、再び肉慾の天國　第四百十八節　幕府財政の窮乏　第四百十九節　諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の壞崩　第四百二十節　譜代の微弱、外樣自立の志　第四百二十一節　天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂　第四百二十二節　家齊退き家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ　第四百二十三節　歐洲形勢の變、英艦來らんとす、忠邦の外船擊攘令　第四百二十四節　閥學の起原、變社の獄　第四百二十五節　忠邦の勤儉政治、

財政改革、忠邦の失敗　第四百二十六節　佛艦琉球に來る、荷蘭國王の忠告、阿部正弘忠邦に代る、處士横議の端　第四百二十七節　歐米通商を求む、對外策問、人心の沸騰　第四百二十八節　荷蘭國王の密旨、正弘之を秘す、ペルリー開國を迫る　第四百二十九節　幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に服せず　第四百三十節　吉田寅次郎佐久間修理の監禁、壯士の現出　第四百三十一節　封建制度の中心力消滅す　第四百三十二節　國家なる理想の現出、脫藩人の輩出　第四百三十三節　尊王攘夷論　第四百三十四節　藤田東湖の人物、幕政の矛盾、堀田正睦出づ　第四百三十五節　幕府の政策、開國に決す、ハルリス延見の禮　第四百三十六節　ハルリスの外交顧問、踏繪令の廢止、日米通商條約　第四百三十七節　勇進黨開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨　第四百三十八節　朝廷、幕府を苦しましむ、世子の爭　第四百三十九節　井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす　第四百四十節　群黨直弼を攻む、直弼政手を鎮壓す　第四百四十一節　直弼の人物、擅權、家茂將軍となる　第四百四十二節　京都、長州藩士の手に落つ列藩會議により幕府を制せんとす　第四百四十三節　間部詮房の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息　第四百四十四節　公武合躰黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行、第四百四十五節　井伊直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對島を占領す　第四百四十六節　安藤信睦の執政、討幕論起る、和宮の降嫁　第四百四十七節　薩長の爭競、平野二郎討幕の議を奏す　第四百四十八節　薩摩の公武合躰説、幕府遂に屈して、政權朝廷に歸す

**三百九十一節　吉宗尚武の古風を起さんとす、非改革の運動**

*吉宗　初の名は源六、または新之助と稱す、紀伊大納言賴宣の孫也、時に三十三歳、紀伊の政治に當つて令名あり。

**徳川氏は新將軍の立つごとに武家法度なるものを頒つ、歴代大低相同じ、君美文体を變じ且つ註解を加ゆ。

**君美の手になりし法令の文躰を廢して、一切、元和の舊制に復し、

書籍、衣服、家具等一切新案創造を禁じ、天子の山陵を檢して之を修補し、遂に金銀貨を改鑄して、其質を粗惡にして天祿寶永の昔に復へし、新井君美の學識膽氣によりて經營せられたる

改革、一も存するものなく、唯だ存するものは貿易制限の一事のみ。之すら長崎奉行の論辯によりて僅かに支られしのみ。蓋し彼れ武人的氣質を有して、多少の讀書あるがため、却つて武愚となり、新井の尙文的改革を以て繁文縟禮となし、其實に時勢の急に應ぜんとして、自然の勢此に到着したるものなるを辯識する能はず。銳意して唯武維尊とびし古に世を返さんとす。而して幕府の士人、方に君美等の激變に反抗せんとしたる時なりしかば多少の歡諾を以て迎へられたりき。而かも政權依然として老中の手にあらずして、吉宗の側用人、小笠原肥前守胤次有馬兵庫頭氏倫、加納近江守久通三人の手に歸しぬ、彼等が一意間部新井を窘迫せんと欲するがため、綱吉の時に用られし佞倖の臣、相並びて進む。然れども尙武の風尙は一時行はれしのみ。而して非改革の腦力は永久に存しぬ。

**三百九十六節　富力武力を呑み、大農小農を呑み、市府村落を呑む**　蓋し此時に方てや社會組織の根本は殆んど全く動搖しつゝ初まれり。武士なるものが社會の中等民族より出で、其族人、奴隸の勢力によりて、一躍して貴族となりしが如く、今や一百三十年の泰平は中等民族をして一大發達を爲さしめたり。貞享元祿の交より已に生じたる富と武權の衝突は、此頃に至つて益す甚しく、武士の生活益す上りて收入愈よ足らず。故に足輕を養ふ能はずして日雇にするものあり。故に若黨徒士の受負を業とするもの、江戸市中に一萬餘人を生じ、遂に切捨御免の特權ある武士の門前、商人が喧嘩して負債の返還を促がすものを生ずるに至り、武力によりて建てられし社會は富力なる新原素の爲めに動搖を來しぬ。而して一方に於ては武士が恃みて以て國本となせる農民も、社會的生活の進歩に卷き込まれて、漸々其産を失するもの少からず。德川氏の初めに於ては王朝時代の土地國有の思想を遺傳し、田地の永代賣買を禁じ、石高一石、地面一町歩以下の所有は之を分配するを許さず。獨り分配を許さゞるのみならず、土地を分割して殘餘する所十石一町に充たざるものは、之を分割するを許さず。故に子弟を分つて家を爲さしめんと欲するものは二十石二町歩以上の田園を有する大身ならざるべからず。之より以下の小身は子弟をして獨立して地主たらしむる能はず、小作人たらしむるか、市民の下郎たらしむるか、二者の外なきがため、小農は漸々減却して小作人と勞働者とを生じぬ。田制の此の如くなると共に、農民も今は蕎麥を作りて祭禮に會食し、煙草を吸ふに至り、栗、柿の如き菓實の外に甘味を知らざりし彼等は、今は砂糖の味を解し、純黑、純樺、純青の外に文彩の服を知らざりし彼等は縞織紋付の服を有し、禮服としては小紋を用ゆるに至り、革靴の外に、眼に觸れざりし彼等は、今は其庄屋名主の少年が、紫の襪を穿ち、袴を着くるものあるを見るに至り、大家の大饗にも自家釀造の濁酒の外、用ゆるものなかりしに、今は酒は公許せられたる酒屋に賣らるゝに至れり。社會的快樂の此の如く進歩すると共に、彼等の生活は上れども、生産は之と共に進まず、

租稅の負擔は却つて重きを加ふるも、輕きを加へざる也。此に於てか田地の永代賣買は禁止せられたるに係はらず、小農は漸々其產を賣つて小作人となり、市に出でゝ勞働者となり、十石一町以上の小田を分つべからずとの法令も行はれずなりぬ。故に農民の實力權利益す減少し、幕府創業の時より、代官が町村に租稅を課ずるや、總百姓悉く其租稅附課帳を見て爪印して之を諾せるを例とせしに、今は總百姓は村邑の事、一に庄屋名主の大身に一任するに至りぬ。此の如くして都會に於ては武士が商賈に屈せらるゝが如く、田舍に於ては小農は大農に併呑せられ、富の勢力は市民と鄕紳とを合せて一の新階級を作りぬ。此に於てか士農工商と稱して、最も士を尊とび、之に次きて農を尊とみ、之によりて組織せられたる封建社會の基礎は、漸やく根底より一變せんとす。

**三百九十七節　肉慾の天國、江戸大坂の比較、南人の戀愛思想北人を感化す**　富の勢力此の如く大なるも、不幸にして此富の所有者は道義の感化を蒙らさるものなりき。彼等は其忠義を献すべき主君を有することと武士の如くならず。彼等は今日の如く社會の公事に關係して其心を勞するの責任を教へられず。教へられたる道德は親に仕へ租稅を怠る勿れと云ふ一事のみ。彼等は餘まれる富を有して、之を用ゆるの道なく、餘れる時を有して、心身を勞すべきの道なし。彼等は自然の勢として色と食とに財を投せさるべからさるに至りぬ。時恰かも政國外患なく、內訌、謀叛なく、政治の資なき將軍武士は歐舞豪奢に陷り、基督敎亡びて寺請の制立ち、日本國民は何人にても皆な佛門の檀那たらさるへからさるを以て、佛僧が墮落して色界の餓鬼となりし時なりしかば、富の所有者も、武力の所有者も、上下擧げて滿足安逸して色食の奴となり、妓女は市中の至る所に養はれ、寺院神社の門前は其の最も甚しき巢窟となれり。身を捨てゝ比丘尼たるもの、盛裝して市中を步し、色を賣り比丘尼の妓院を立てゝ業とするものありき。男色を以て業とする市街あり。淨瑠理の京都大阪より江戸に入るや、此風更らに甚しきを加ふ。大低、貞享元祿の前關東は猶ほ北人殺伐の風を存して、男女の間極めて淡白なりしも、淨瑠理によりて、歌はれたる南人の戀愛的思想が、纏綿の髮、巧妙の文によりて江戸人を感動せしむるや、春風の花を笑ましむるが如く、江戸人は男女の間の戀愛の味を解し、小說的の情事を生ずるに至り、江戸を中心として、此の思想は四方に波及し、大坂京都人の心中（情死）は漸やく北方人の間にも行はるるに至れり。南方人の北方を感化する、獨り此に止まらず、西鶴が大阪人士の社交的家居的生活を寫すや、責任なくして財產と時間あり、高尙なる道義なくして肉慾主義の頂上に達したる平民的生活の暗中快樂は、明々地に露かれたりしかば、武士の躰面、御上の掟、驕奢抑制の法令によりて、幾分か淫逸を制止せられたる江戸は、大阪平民の裸躰的快樂を見て迷ふか如くに熱するに至り、正德四年大奧の年寄絲島宮路の兩女が其侍女數人を從ひ寬永寺增上寺に代參

町中にて家屋賃貸の節町役を輕くし、振舞を無用たらしむべき令を出れば、名主へ銀二枚、五人組へ金百疋、町中家持へ每一人につき鯨魚一本に止らしむ。

し、歸途劇場に入り、俳優に姦するの醜事となり、或は少年を長持に封して衣服と號して、私かに大奥に入るの怪事となる。是れ偶發にあらず、江戸の人心の放逸淫蕩となりし事實を說明するに、古來の町數を檢する代表的事實也。大低大阪は、市民の府にして、江戸は武士の府なるが故に、大阪は無用の干渉を受けざるがため其演劇、戲曲、平民的讀物、衣服の好尙に於ても江戸よりも早く自由の發達を爲し來れり。江戸人が如何に幕府の干渉によりて其社交的快樂の發達を妨げられしか、其江戸衣服に於ける江戸的趣味を見て之を知るべし。元祿の初に於ては、武士すら衣服の裏を紅袖にして春風に醉々たらしめ、足袋の色を紫にして傍人に誇りしに、享保前後に至ては、江戸の趣味一般に變して紅色、紫色の如き人目に聳ゆるものを廢し、革色、花色の如き沈みたる色を撰び、其衣服の表は木綿なるも、裏は絹にし、或は其表は一見して木綿の如くなるも仔細に見れば精巧なる結城紬を用ゆるが如き、一般に外、粗にして、內驕るものを用ゆるに至り、稱して澁味ありと云ふに至る。是れ歷代の將軍が平民の生活の進步するを嫉視して禁止せる結果として人民外、官命を奉ずるも、內、實に驕りたるによる。此の如く江戸は常に幕府の直轄なるがため制壓せらるゝを免れずして、大阪の自由なるに如かざりき。即ち如かず雖も力なきにあらざるが故に、大阪が其の肉躰的快樂を示めすや、江戸の市民は靡然として之に從ひ黃蝶野花に戲れて春風を領するが如く、放逸、淫樂、無頓着の樂園は、忽ち東西兩市の中に

享保二年二月關人を見るに籠を以つるの式を改め籠を撤す。江戸の町數を檢するに、古來の町數六百七十四町、正德三年町奉行の支配に入る代官支配の町數二百五十九町、享保三年林大學頭の門弟をして聖廟に奇を講じて四民をして聽かしむ。

享保六年此春以來の大災に慌失する江戸の戶數十四萬千三百三十に至る。四月三奉行に令して曰く、町人百性の其の主人、親を殺せし者、其他の重罪は臨時に議定すべし、其他は謀殺獄門、子孫に及ぼすべからず。武士は此外也。新奇刊行または大坂より來るものを賣らんとせしば、其の雜說を坂行するを禁ず。吳服道具書籍類は申すに及ばず、諸商買物、菓子類にても新規に巧みに出し候事自今堅く停止たり。若し無據子細有之、役所へ訴へ出ゆるしを受けんと令可仕出事と令す。

現出して、四方を風靡し、貞享元祿の交、意氣輕俠の元祿武士の名によりて保たれし江戶は、三十年を出でずして、大半市民の豪華によりて保たるゝ、江戶となり、武士の實權日夜に去る。

三百九十八節　儒佛の爭一變して隱林相互の攻伐となる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵　社會の要素たる武士と平人の關係此の如くなるに方つてや、學問の上に於てもまた一大變動を來しぬ。初め藤原肅が戰亂の餘塵中に崛起して宋學を唱ふるや、身佛寺にありて佛僧佛敎の欠點を知るがため、其鋒は佛敎に向けられ、佛僧と席を同ふするすら其の恥辱とする所にして、子弟多く其の風を承けて四方を風靡するや、其學陽明を採つて佛敎を排するにありしが、また同時に山崎闇齋ありて佛敎を排するを以て儒を建つる所以と信じたるが如くなりき。已にして熊澤蕃山、英雄の姿を以て儒に歸し、また其の鋒を佛法に向く、已に將軍綱吉また、一種の見を備へ、佛者の遁世を以て經世の大患となせしかば、幕府の當初に於ける學問界を一貫したる空氣は、儒學と佛敎との爭鬪なりき。之より先き林氏、保科正之の權勢の下に異端征伐を初むるや、熊澤蕃山、第一の犧牲として廢黜せられ、山鹿素行また宋學を排するを以つて罪せられ、天下宋學の外、別に旗幟を立つるものなからんとせしが、蕃山廢黜の後五年、寬文三年、伊藤仁齋、京都にありて一派の學說を立て、朱子學を排して孔子の正統にあらすとなし、專ら漢魏の古注によりて四書を說くと稱し、孔子正統の論、論語孟子にあり大學中庸信するに

足らすと爲す。時に京都の公卿、已に政權を失すと雖ども、學問に於ては京師は猶ほ天下の中心たりしがため、仁齋の立つ所最も高かりき。加ふるに仁齋氣宇高邁、敢爲の心を和ぐるに、學問を以てし、温厚にして勁烈、最とも人の長たるの資を有し、仁義を身に行ふて君子の儀標を示めし、宗學を主とする林氏一派の固陋狹隘なるに似さりしかば、四方風を聞ひて之れに從がひ、其の子東涯と盛名天下に聳ひ、仁齋は肥後の細川侯に聘せられ、東涯は紀伊侯に聘せられしも、共とに却けて仕へず、江湖に逍遙して諸生を敎ゆるもの四十餘年、日本國中、仁齋の弟子を出さゝるもの飛驒、佐渡、壹岐の三國のみ。林氏、幕府の政權を以て、宋學を天下に强行せんとするも、其の信望、彼れに及ばさること遠きがため、宋學は之がために一大打擊を受けたりき。仁齋と仝時に、木下順庵ありまた初め京都にありて帷を下して諸生を敎ゆ。其學、主とする所なく詩文に傾くと雖も、從遊の士自ら一派を爲して樹立する所あり、後加賀侯に仕つて綱吉のために召されて儒官となるや、林氏の外、學者仕進の門を作りしかば、宋學以外の大勢力となり、其門人新井君美、室鳩巢、雨森芳洲以下、幕府諸侯に仕ふるもの少からざるがため、宋學の宗家たる林氏の權益す減するに至りぬ。已にして徂徠出づるに及びて、仁齋の跡を追ふて仁齋を攻め、宋學を攻め、亭然として自ら卓立し、遂に學門界の一大變革を起すに至りぬ。徂徠初め、柳澤吉保に仕ひて其の書記となる。已にして柳澤敗れて退くや、帷を下して

七月評定所の腰掛に投書箱を設け、官吏の非曲等を訴へしめ、訴文等により て訴ふるものは採らさるを今す。九月狹生徂徠を老中の家に召し衍義を譯せしむ、清主琉球人程順則の頃ちもの を進めし也。

享保七年正月吉宵を搜索す。二月狹生徂徠、將軍のため政談を著はして獻す。徂徠の論語徵、學庸解成る。寺院の隱者を禁ず法事の饗應も柄あるものなりとも、二汁五菜酒三獻三獻に止らしむ。

小石川の町醫小川玄逸日安箱に投書して貧民救治の施藥院を立てんことを論す。即ち採用して小石川の藥園の傍に之を立つ。心中話の讀賣を禁ず、好色本を絕板せしむ。山田蘆洲十三歲にして徵されて儒官となり三百石を賜ふ。享保十年五月新井白石死す六十九。享保十一年十一月江戸の紀國屋源右衛門、大坂屋新兵衛、野村屋甚三郎の三人に米穀の買占めを禁ず特權を與ひ、且つ米相場所なつ立つる大坂に米穀の集るの他に集合し、賣買するを禁す。

諸生を集め、天下の學者と交る。當時、明の遺臣日本に來往するもの無數なりしが、清已に明に代るや、其商賈文人また來往を絕たず、支那大陸の珍器、異寶、書册の敬重せらるゝ如く、明音は文明國の語言として尊重せられ、明音によらずんば、支那の詩文經義の眞義を知るべからずと云ふものあるに至り、柳澤吉保の如きは、其家臣をして、明音を以て經義を討論せしむるに至り、修辭は經義講究の第一義とし、一方には李于鱗、王元美の說によりて、古文辭の說を唱ひ、一方には此の修辭學の助によりて考證を初め、經義歷史に新見を下だして曰く、仁義道德は名のみ。天に出るものにあらず、聖人天下を安んする所以也と。彼は朱子陽明等を排して、心理學的に道德を論するを排し、經世安民の物質上より、道義の標準を定めんとす。彼が仁齋林氏を責むるや、恰かもミルペンタム等の功利論者が、道義感情論を攻むるが如くなりき。彼は王安石の如く、春秋を以て炯爛朝報となし、王覇の辨を以て、空言となし、孔子をして時に逢はしめば、管仲の用を爲すべしと爲し。其言奇詭、縱橫、已に心理學的爭論に飽ける者をして、靡然として從はしむ。加ふるに其性情磊落にして、奇拗、少年の心を惹き、吉宗將軍となりて新井君美の退けらるゝや、幕府に召されて其議論を問はる。其勢威堂々乎として朱子派を倒さんとするものあり。而して仁齋、徂徠等其獨創の見、辯論の雄、皆な遙かに支那二十四朝

の文學の外に、一新奇地を開拓しぬ。之より佛儒の攻伐時代一變して儒林相互の攻伐時代となる。

十一年三宅石庵官命により尼ケ崎に懐徳書院を立つ大坂府學の初也。

十三年正月徂徠死す。

十二月唐胡麻よりし油を絞る唐胡麻を作るを許す。

十四年四月修験者改行、吉宗の子を稱す、執へて之を誅す、天一坊是也。

十五年十二月町人、借金を取らんがため武士の邸前に集るを禁す。

紙幣は二十萬石以上は二十五年を期限とすべきを令す。

旗下の貧を救はんがため五百石以下の借金を與ふ、五百石に三兩、貳拾俵以下に一兩、十ケ年を以て返濟期限とす。

＊享保二年生れ享保九年七十二歳にして死す

十六年四月自芝増上寺より火を出し芝神明に及ぶ延燒九十二町、五月伏見邸永親王の姉北の宮將軍の世子に配せんがため入城す。

日光門跡に天台座主を宣下す。

十七年九月九州中國蝗害あり人心恟々、民奔命に勞す、即ち命じて諸侯に拝借金を貸與す、三十萬石以上二萬石以下一萬貳千兩也。

十八年一月、米價騰貴し運送報ずるに江戸五萬俵を出して賑救す、此年四月より諸國の民死するもの九萬九千九百人に及ぶ。

二十年三月中御門帝位を其第一

### 三百九十九節　史學、和歌、戯曲、俗歌、國民の自覺

儒教が此の如き大變革を受けたる時、一般文學もまた絶大の變化を受けぬ。當時の儒者皆な口に詩文を以て、些々たる末技と爲すと雖も、而かも詩文を習はざるものなく、諸侯、大夫、爭ふて儒者を惹きて之を師とし、常祿を以て之を養ふや、學者漸く餘裕を得るより、文學の進歩著しく、木下順庵出でゝ博通宏識を以て詩文を遣るに及んで、一代詩文の風一變せしが、猶ほ宋詩織巧の調、冗慢の風を免るゝ能はざりしに、徂徠出でゝ古文辭を唱ふるに及びて、詩は直ちに唐の古詩に擬し、文は秦漢の古文に擬せしかば、文字豐富、意味深厚の詩文を生ずるに至りぬ。然れども是れ畢竟漢文漢詩の摸擬に過ぎずして、民心は此に滿足する能はず。更らに精美、明確、科學的方則を奉する新井白石に於て其歴史家を見たり。彼は政治上に於ては聞部詮房と事を共にせる立法家新井君美也。彼の政治が一の作期的なるが如く、彼の歴史もまた一の時代を畫し、其讀史餘論は日本文學ありて以來の史論と稱すべきものにして、其藩翰譜は序事の妙を極め、二書共に太平記、源平盛衰記以外に和漢文學の新調和を示めす。其他の史論、識見精當にして、自由思想に富み、國史に高等批評を加ふるの先驅を爲しぬ。此時代は、また近*松門左衛門に於て、古今最大の詩人を見たり。彼は博大の同情を以て現世を歌へり。人間社會の欠陷は、彼の筆によりて説明されぬ。然かも彼は此の欠陷多き人生に於て、人情の極粹は千古變らずして存するものなるを歌ひ、彼の筆によりて人生は殺伐、乾燥、無味なるのみにあらず、笑ふべく、泣くべく、樂しむべく、悲しむべく一大秘義の存するものなることを教へられ、彼の爲めに人生の痛苦は享くるの價あり、人生の快樂は取るの價ある一大趣味を存するものなるを教へられぬ。鬼神を談じ、佛理を談じ、漢文多く、詩の成句多きに過ぎたる謡曲は彼のために全く一變して、人生を歌ふ眞乎の謡曲となりぬ。白石の手によりて和漢文學の詩の混化を生したるが如く、彼の手によりて雅俗和漢二樣の新混化は成就せられたり。此時代はまた松尾芭蕉に於て、古今大詩人の一を見たり。俳諧は彼のために、深義あるものとなされ、野人の鄙語ならずして、平民の間に行はるべき詩歌となされたり。彼が颯然として天下を周遊するや、至る所に從遊の士を得て詩歌的感情は平民の間に分與せられ、至る所に芭蕉句碑は建てられぬ。此時代はまた北村季吟のために、王朝的和文學が江戸に植らるゝを見たり。僧契沖のために萬葉時代の古義の研究せられ、萬葉風の古調の歌はるゝを見たり。荷田の春滿が和歌より、國史によりて、神學研究の風を盛んにしつゝ初りて、加茂眞淵等異日和學を以て一代を動かす者の、其門に出入するを見たり。要するに文教の普通は未だしと雖も、其の創造的なるに於ては古今此時を其絶頂とす。而して平民と武士の關係に於

ても、臣下と諸侯の關係に於ても、儒者各派の關係に於ても、和學に於ても、時代を一貫する
の精神あるを見たり、即ち舊要素の去つて全然新要素の之に代る也。此の顯象の中に含まれた
る意義を觀察すれば、平人は武士に對し、實力は空名に對し、和學は漢學に對し、日本思想は
支那思想に對し、和文は漢文に對し、歌は詩に對し、而して現實は歷史に對して相爭はんとし
つゝありしを見るべし。當時は正しく國民的自覺の時代也。

**四百卻　吉宗幕府の規模を縮少す**　幕府は初より此の如き基礎の上には置かれざりき。譜代を以て主
とし、譜代の徒にあらずんば大政に參せしめず、譜代の徒にあらずんば大才の士も、また浪人
として疎外し、唯だ譜代を以て天下を力征し、長く之を保たんことを欲したり。併かも譜代の
制は、愚者をして上にあらしめ、智者をして下にあらしむるの制也。此かる制度の下にありて
今や純乎たる新要素の社會を組織するあらんとす。幕府の基礎は已に動搖しつゝありし也。將
軍吉宗、老中大久保常春等、此の變遷を知らず、天下、質日に消へ、文日に進み、商人益す驕
りて武士益す貧しきを見て、一意尙武の氣を以て天下を治め、商賈の驕を禁じ、以て天下の形
勢を古に引き返さんとし、白石等の王朝制度が何等の深義あるかを解する能はず、また唯だ一
の文弱論と爲すの外なかりき。故に市民の驕を禁じ、江戸市中の家屋土地賣買の時、買主より
町內の民に送るべき永物の數量を定め。寺社の保護を辭し、殿中の食菜を減じ、寺院の驕奢を

子照仁に顧る之を院と爲す。
の御所に御料一萬石を上る自今は七千石として一院の時は一萬石とす。
元文年七月伊東遷死す六十七。
二年十月安積澹泊死す八十二、元文四年正月尾張中納言宗春を逐ふ。尾張の邸に蟄居せしめ、政治苦しむ、貧民を以て也。二月濵八百人を以て也。青木敦書に賜ふ、十人扶持を學に通じ、古學を以たるに因り、經濟に搜索せしめ也、聞學彼の少しく起る。
四年五月、新發祭を起す二百八十年目也、享保十年目也、四月、婦人三年節花車にしての大形なる鬪甲の醫なる尙び惡なる正し、高醉給を施し大坂より輸入し來るを禁ず。
六月諸侯留守居役の遊宴し徒黨して其主命に抗するを禁ず。
九月大坂府下の百姓仲兵衛千三百兩を獻じて貧民を救はんことを乞ふ、賞して宅地を與ひ、終身役を免す。
延享元年老中は禁裏公卿門跡の參內持大名萬石以下交替の寄合大道の增減、堂塔造立知行割、異國御用高家、大目付町奉行番頭格勘定、作事、普請、遠國奉行支配勘定、普請役小人、吟味役支配し其他は若年寄の支配とす。
九月位を世子に讓る、世子名は家重、酒非愚老は家重の首座となる。中小姓の大隅出雲守、高井但馬守、信房事を用ひ、少



禁じ、酒盃の數すら規定し、婦人の美服を禁じ、煩苛の政を施し、一方には遊獵を盛んにして
以て大勢を支へんとす。吉宗の節儉のため幕府の財政は多少緩なるを得たりと雖も、江戸市中
數回の火災は、益す旗下の士を貧困ならしめしかば、享保十五年には五百石以下の旗下に拜借
金と號して、金を與へざるべからざるに會し、越へて十七年九州中國、蝗害あり、死者凡十六
萬九千人に及びしかば、また之に對して諸侯に金を貸せしが爲め、財政遂に亂れ、徂徠の議
によりて元文元年五月、また貨幣を改鑄して粗惡ならしむ。吉宗此の如き反動政策を施すもの
三十年にして、延享二年七月、職を其子家重に讓る。而して其職を讓るや、之を京都に奏請し
て、其許可を請ふに至りぬ。蓋し彼が有したる些少の讀書は、彼をして王朝の奉せざるべから
ざるを知らしめ、其の謹愼の性は、彼をして天朝に仕ふるの美事なることを知らしめたれば也。
彼は更に朝廷に奏して歷代の山陵を修補せんことを請ひしに、頹落なる朝廷は、天子も七廟に
止るの制を取つて之を拒絕しぬ。疎落なる幕府の規模は、小廉曲謹なる彼の時代に至つて、頓に縮少して、水戶の儒者等によりて天下に唱へ
られし王覇の辨は、事實に於て彼のために譏認せられたるが如くなりき。若し當時の天皇をして
才幹自ら用ゆるの風あらしむる乎。若しくは公卿にして天下の浪人と結托するの氣魄あるものあ
らん乎。幕府の失墜は、必しも一百五十年の後を待たざりき。然れとも幸にして當時の櫻町帝

延享三年二月桃園家親王門跡を迎

ふる時、其末々まで金屏風を用ゆるを止め、且つ其家臣の強請して財を貪るを禁絶すべきを令す。築地より火を失して淺草に及ぶ。三月岡闕人國法を輕するものあり且つ其商賈長崎に永住の俗さなるを以て之を禁す。四年五月櫻町帝位を太子遐仁に禪る之を桃園帝とす、時に七歳、母は姉小路大納言實武の女、實子也、太政大臣藤原道香關白攝政す。

は吉宗が朝廷を尊崇するを嘉みし東照宮(徳川家康)が下を鎭め上を敬するの勳功、長く天下に忘るべからずと詔し、また其皇子の關東に下るや、將軍吉宗に見ゆるに如何なる禮を采らんかを問へしに答へて將軍を見ること、猶朕を見るが如くせよと云ふに至りぬ。此の如き溫恭、拱手、天下靜平の恩を將軍に仰ぐ君主を得たりしは、實に幕府の幸なりき。加ふるに吉宗の政策、多く反動政治にして、勃々として興こる新勢力に添ふに足らすと雖も、また大過なく、廉直の性と相離れつゝ初りぬ。而して幕府をして此の如き地位に立たしめたるものは、實に其の譜代制度に外ならす。家康が彈丸黑子の地より起り戰國急潮の中に立ちて、一侯國を起すや、實に譜代の制度によりて部下の衆心を繫きしによると雖も、此制度たるや急變多端の時に用ゆべく、泰平無事の日に用ゆべからず。何となれば天下事あるや、溫飽の孰紈子も、猶ほ能く時世の敎育によりて人物たるを得へしと雖も、無事の日にありては、常祿は有爲の人物をも變して迂愚

## 四百一節　譜代制度の欠點、上下醉生夢死の時

然れとも此小康たるや死水の靜止するが如き小康にして、幕府は已に時勢の潮流に應する能はさるものにして、幕府の譜代制度に外ならす。家康が彈丸黑子の地より起り戰國急潮の中に立ちて、一侯國を起すや、實に譜代の制度によりて部下の衆心を繫きしによると雖も、此制度たるや急變多端の時に用ゆべく、泰平無事の日に用ゆべからず。何となれば天下事あるや、溫飽の孰紈子も、猶ほ能く時世の敎育によりて人物たるを得へしと雖も、無事の日にありては、常祿は有爲の人物をも變して迂愚ならしむべければ也。然れども家康は譜代制度の利益を見て、其欠陷を見る能はず、之を幕府の最大原理として、後人に垂訓せしかば、今や其の弊害は漸やく事實の上に露はれ來りし也。固より舊法、舊習、舊人、舊家を用ゆるの制度は、實際不便利のために幾度か破られたり。然れども破るべからざる一大骨子は、旗下諸士の家に存す。彼等の祖先は一身死生の道を來徃する武士なりき。今や彼等は驕惰にして馬に跨るを厭ふ都人士となれり。彼等の祖先は戰場の功名のためには、主君の命をも奉ぜざる熱頭子なりき。今や彼等は小康曲讌を以て能として、禮節の末を爭ふの徒となれり。彼等の祖先は才能勇武を以て取られたり、今や彼等は凡庸子の府となりしか爲め、才能の士を用ひんと欲せば、之を武士以外若しくは武士の最下級に求めざるべからざるに至りぬ。勘定奉行神尾若狹守春央勘定吟味役堀江芳極が伊豆三島の農民より出でしが如き、其一例にして民政租稅の事、多く農商より出でし官吏に一任せざるべからざるに至りぬ。此の如く實際の必要は往々破格の登庸を爲さしめたりと雖も、新時代の勢に應ぜんとせば、全く譜代の制度を廢せざるべからず。然れども譜代は廢する能はず、新人物は用ひざるべからず。此に於てか、數は法禁を重ねたるに係らず、遂に養子の制を許すに至り、政權の上に於ては又小姓、側用人等を重用せざるべからざるに至りしが、初めは用人、小姓の事を用ゆるや、私かに權を揮ふものにして陰密の勢力たるに止りしも、今は公然、出でゝ政局に當るに至りぬ。

寶暦四年六月閑院、直仁親王の女五十宮を以て將軍の世子に配す。十一月貞享の暦過あるを以て新暦を立つ。十二月小普請、小野三右衛門、其妾を淫せるものに迫られて、妾を與へたるを以て改易せらる。國庫窮乏するを以て勘定奉行一色周防守政沆、目付稲生下野守正英、正木大膳宗恒、勘定吟味役正田庄九郎右寮永、横川侍衛門貞濟に命じて國用經費省減の事を釐せしむ。寶暦五年四月幕府の會計豫算を左の如く定め三年間之を行ふを命す。

金弐千兩餘　町奉行方
金八百兩餘　大坂御船手
金七百兩餘　駿府御城内外御修覆御入用
金百兩

是等新勢力と、舊勢力の背馳によりて生じたる世變は、獨り幕府のみにあらず、地方諸藩もまた皆な免る能はざりき。唯だ都鄙の勢懸隔するがため、世變の達するに遲速ありしのみ。當時の形勢は恰かも滔々浩々石を轉じ、山を破るの大江、流れて平野に至つて、溶々として淵を爲し、其勢を失したるが如きものにして、その中心たるべき勢力なく、人物なく、濶ふ所なく、武士は俸祿に泰平を夢み、平民は生活の進歩に醉ひ、天下滔々として醉生夢死せんとす、家重が將軍たるや此かる時勢にてありき。

## 四百二節　田沼意次、市府抑制策、忠義の風町人の間に生ず

家重は德川氏の將軍中、最も暗愚者の一人なりき。老中松平乘邑思ふらく彼をして將軍たらしめば、天下の事また爲すべからずと。私に京師に奏して將軍宣下を止め、田安宗武を立て丶將軍とせんとし、事行はれずして露はれ、家重治世の第一犧牲として彼は廢黜せられ、酒井忠恭老中の首坐として事を用ひ、小姓組番頭田沼主殿頭意次、屛後にありて權を專らにす。然れども一世の人物は一樣の摸型に鑄られたるが如くして、獨自の政策を有するものなく、何人が政局に當るも、驕奢を抑へて儉素を勸め、市府を壓して農民に歸せしめんとするの外あるなし。唯だ其政策の實行に緩急の別あるのみ。而して歷代の驕奢を承けて幕府の財政益す窮し、家重の世に至りて其の甚しきを極めたるを見て、市府の發達を以て、其禍源とするの見より、益す市府を抑ゆるの政策を行ひ、土地を賣買するも、武士

京都協御修覆御入用
金千七百兩餘　神寶佛具裝束類
金壹萬五千兩　拂方御納戸
金壹萬三千八百兩　御賄方
金七千兩　御作事方
金壹萬兩　小普請方
金五千兩　御細工所
金八百兩餘　御船手
金千五百兩　大坂御城内御修覆御入用外
金貳百七拾兩餘　甲府御城内御修覆御入用外
金貳百兩　大坂橋御修覆
金貳萬兩　御入用
金元方御納戸
金八千兩　西丸御納戸
金六千二百兩　西丸御賄方
金六千兩　御疊方并備後表御買上代共
金千五百兩　御材木方
金千五百兩餘

より町人に讓るを禁じ、農民より町人に讓るを禁じ、町人が奇異の風姿を粧ふて富を弄ぶを禁じ、富人の誇榮とする三枚重の草履、塗下駄を禁じて、草履に歸らしめ、青紙の小傘を禁じて簑笠の昔に歸らしめ、以て市府の發達を抑へんとしぬ。然れども市府は之がために退歩せずして益す發達し、物質的の進歩は愈よ武士をして貧しからしめしかば、また千石以下の諸士に金を貸して出仕の諸士必らずしも小紋裘附の上下を着するを要せず、當時平民の禮服として卑しまれたる縞を用ゆるも、また不可なしとするに至りぬ。また寺院に令して銀器を出して貨幣に改鑄せしめ、以て市場の通貨を多からしめんとするに至る。然れども富の勢力は滔々として市民を上げて、武士を下らしめ、堂々四百萬石の收入ある幕府も、また財政に窮して遂に歳計豫算を定むるの必要を感じ、目付稻生下野守正英等に命じ、寶曆五年以後三年の間、十三萬八千四百七十兩を以て國用經費と定めて、冗費を節せさるべからさるに至りぬ。中央の幕府が此の如く窮乏に陷りしころは、地方諸侯、代官はまた其農民に誅求する時なりしかば、農民は百方便を求めて江戸、大坂、京都若しくは其附近の市府に出で丶、味氣なき境界を脱せんとしたりしかば、地方村落の人烟多からすして、市府結成の勢滔々として成り、中央集權の勢は、各地方に作られぬ。此の如く市府の權益す大にして、市民の勢愈よ大に、人を役する多くして、且つ久しく恩惠を與ふるの餘力あるより、遂に武士が數年間の積威と儒教の教訓によりて作り出せし

家長に對する忠義の風も、また漸やく平民の家庭に生じ、其肉躰を毀傷し、甚しきは生命を擲つて、其主人の危難に代らんとする年季雇人を生するに至りぬ。是れ武士の社會に於て奴隷の制、廢して自由人民の自由抗爭となり、之より優劣の別を生じて、忠義の風を生じたると同一の經過にして、最初の奴隷は、中ごろ任意の去就となりて、遂に年季者と家長の間に主從の新關係を生じたる也。また江戸大坂の二市は、此頃より通衢大街は純乎たる瓦葺の街衢となりぬ。此かるほどなれば幕府諸侯が、全力を盡くして市府を壓せんとするにかゝはらず、市府の權益す強大を加へたり。

**四百三節　士風の三變、農民諸侯に反抗す**　此かる社會の新勢は、何人も之を論辨せざりき。然れども人民の直覺力は、最も鋭敏に之を看取しぬ。戰場に從ひたる家の子郎黨は、一變して年季を以て去就を決する苛斂となりて、武士の風一變し。學問藝能進みて、劒法すら知らさる者を生ずるに至りて、武士の風再變し。生活の便進みて、世祿進まず、武士の威力も財力の前に屈するに至りて武士の風三變す。市民は此の秘密を知るが故に、財力を以て武士を窘迫するの術を解しぬ。農民は此の秘密を知らず、知らずと雖も、彼等は無意識的に其の弱點を感するが故に、誅求に苦しむ最後の手段として、徒黨團結して諸侯の下吏を放逐せんとす。寶曆八年美濃郡上城主金森兵部大輔頼錦、其領邑の租稅を收むるに、從來の習慣たる定免を改めて、檢見取となす。



金壹萬貳千兩餘　飛州柳木村木元伐川下賈
金貳千兩餘　御普請役諸入用
金九千兩　川除御入用
金三千兩　銅瓦御買上代
金五千兩　甲州中津川山武州雨畑山上州山中領信州遠山村木伐出入用
金五千四百兩　在方品々小入
合計十三萬八千四百七十兩　七月朝鮮貿易の利少きを以て三年間宗對馬守に每一萬兩を與ふ。
寬延四年の令を脫し役者より出身する者と雖も藝能にて出身したる者と同しく養子を許るし且つ萬事の取扱ひ他と同一ならしむ。
五月小普請島田主計利久家に流運し被女を遠くするを以て流刑に處せらる。

さんとす。農民命を奉ぜず、頼　下吏をして反抗せる農民を罪せしむ。農民猶ほ從はず、所在相起りて遂に江戸に出でゝ、幕府に訴ふるあり、頼錦また幕府の吏人に賄ふて、之を執へて罪に陷とす。此に於てか農民團結、其三十三罪を數へて、席旗を翻へし竹槍を揃ふて、下吏を追ふ。農民が其領主に抗せしことなきにあらず、然れども其罪狀を數へて、徒黨を起すに至ては德川治世中、之を以て初とす。之より頼錦遂に幕府の彈斥する所となりて其封地を失し、其子弟、士籍を削られ、農民もまた其魁首二人は獄門に首を曝され十人は打首に處せられたり。然れども頼錦諸侯の身を以て農民と爭ふて敗るゝの一事は、無意識的に封建制度の弱點を知りしめ、越へて九年日向兒湯郡の民、徒黨して去り、明和元年には武藏秩父郡八幡山の民、非政を幕府に訴へんとして、檄を遠近に傳ふるや、上野下野の民また之に應じ、集るもの二十萬人、蕨驛に至り、郡代伊奈備前守の鎭壓する所となりて事已みぬ。而して寶曆十年二月將軍家重內大臣より右大臣になり、世子家治大納言を以て右近衛大將を兼ぬるの日、赤坂今井谷より火を失し、翌日また神田佐久間町より火を出して、江戸の大半を燒くや狂歌を落首して、世子を嘲るものあるに至る。此の如くして寶曆の末より農民の亂、年々歲々、已むときなく、封建制度唯一の擔保たる武士の威力も、最早や絕躰的に恐るへきものにあらずなりぬ。

六月、公事訴訟頓滯を逐次して冤枉して獄中に呻吟し若くは病死する勿らしむ。

十年神田より出火して深川を焼く、吉宗瓦葺の制を定めしより四五十年以來の大火にして百萬の市民路頭に迷ふ。

**四百四節　政治的冒險者の跋出、竹内式部、山縣大貳**

此の如き新舊社會の變遷に際しては、兩勢力の圍外に逸したる浪遊者を生ぜさる能はず。此の浪遊者は文字あり、智惠ありて、武士の地位を得ざる農商工より出でたり。或は武士の名あつて生活の便なき階級より出でたり。彼等は浪人と稱して地方都邑を徘徊して、民民に衣食を仰かんとす。其才幹あるものは、大官貴族を犯して事を起さしめんとし、其幕府の大官を犯すものは、功利の說、殖產の計畫を以て之を犯し、其京都の貴族を犯すものは、政權分配の不平を以て之を犯す。而して京都の公卿を犯すものは、封建制度の弱點今や明々地に現はれ來りしを看過する能はず。弟一に此の形勢を看破して公卿を動さんとせるものは竹内式部なりき。式部は丹後の農にして、武技あり、讀書を好み、京都に出でゝ人に敎ゆるもの數年、遂に、德大寺、壬生等の公卿と交を結び、事に托して王覇の辨を以て之を動かす、公卿或は之によりて弓術を學び騎馬を習ひ日夜武技を講ずるものあり。關白及び傳奏之を幕府に告ぐ、幕府即ち式部を江戸に下して之を追放し、從遊せる公卿十七人を貶黜す。已にして寶曆十年五月、將軍、多病事を見る能はざるを以て職を世子家治に讓るの後六年、明和四年八月山縣大貳藤井右衛門等の事あり。山縣大貳は甲斐の與力にして信玄の驍將山縣昌景の後なりと稱し、兵學に通ず。其弟、人を殺すの故を以て追放せらるゝや、大貳江戸に出で、兵學を以て諸侯大官の間に出入す。生平、慷慨にして氣節を負ひ頽朝覇府を開きしよ

五月將軍多病事を見る少なし、即ち位を世子家治に讓る、

寶曆十一年二月小普請新見又五郎、宅地を姻家として、罰せらる。

四月公事吟味六ケ月以上決せさるものは老中に屆けしめ、更に六ケ月を經て裁決せさるものは其何故なるを屆けしむ。

十二年正月寺院に新地を容付し寺院が本山を離れて獨立し廢絕したる寺號を以て新寺を立るを禁ず。

り王道地に落ち、皇室凌夷するを歎惜し、柳子新論を著はして王覇の辨を論じて、王政の回復を說く。上野小幡の城主織田信邦の家老、吉田玄蕃最も彼を尊信す。然れども彼をして單に王覇の辨を爲すに止らしめば、これ吉宗が識認したる水戸の大日本史と同一の議論にして、毫も幕府に問はるべき理由なかりし也。彼は王覇の辨を爲すに止らず、兵學に托して吉田玄蕃に授くるに、兵を箱根山に用ゆるの策と、西風に乘じて火を放つて江戸城を燒くの策を以して、暗に之を動さんとす。時に京都正親町家の士、藤井右衛門また大貳に從つて遊び、王室の衰微を慨嘆し、覇者の政に平ならず。往々人に對して慷慨を洩らす。即ち執へて大貳を死刑に處して右衛門を獄門に梟し。織田家もまた其封を削がる。或は云ふ竹内式部も大貳に從遊せりと。慶安の由井正雪等は元龜天正以後の浪人問題の最後にして、竹内山縣等は後來幕府を倒す浪士問題の陳勝吳廣たるもの也。

**四百五節　四沼意次の外戚援引策、群黨意次を攻む、意次の收斂**

此時に方つてや幕府にありては老中、松平武光、堀田正亮、西尾忠尙等、老實の資を以て志を合せて將軍を補佐すと雖も、家治事を田沼意次に一任せしかば、政權全く其手に歸し、三百石の小身は頻りに累進して五萬七千石を領して、遠江相良の城主たり。側用人より轉じて遂に老中となる。時に幕府の中、黨派の分るゝ前古比なし。將軍の親近を得たるものは一黨を立て、老中等幕府の權を取るものまた一黨を立て、

十三年四月朝鮮の使來る、大坂より江戸に至る八馬貫錢九萬七千兩を宗氏に與ふ。

五月關院宮の財政に關するを以て將軍の夫人より年々三百兩を贈る。

明和元年正月朝鮮人と詩文の應答の外漫に筆談して自國を賤しむの風なからしむ。

鹿松に渡す贈海鼠干鮑、鰒魚を贈る。

十二月朝鮮人參內國に武備あるを以て、其効顯あらさるなきも外品によりて必しも外品にならしむ。

武藏秩父郡八幡山の農民數百人強訴せんとするを以て、其頭取を捕へて之を殺ろす。

將軍の寵姬に屬するものまた一黨を立て、世子に屬するものまた一黨を立て、水戸侯は幕府創業の時より常に治外法權を有するが如くして一派を立て、名分を正すを主とし、幕府の中、將軍の親近を失して、名分論によりて寵臣を攻めんとするものは、常に水戸侯の力を藉るの習あり。而して世子黨と老中黨は常に相反對する二個の政黨の如く、世子立つて將軍となるや、世子に屬する黨派、幕中府中の權を取るを常とし、兩黨の間常に反目す。其他の小黨は此の二大黨の間に去就するに過ぎず。田沼意次は已に將軍家治の親近を得て、老中の首座となり、其黨水野出羽守忠友、米倉丹後守昌晴、稻葉越中守正明を要地に配せしかば、宮中府中の權悉く其手に歸す。水戸、尾張、紀伊の三家彼を好まず。家治の寵姬津田氏また意次の專權を憎みて之を制肘せんとせしかば、彼は柳澤吉保が十分の滿足を以てして、猶ほ三家と將軍夫人の歡心を得る能はざりしが如き地位に立ちぬ。此に於てか彼は外藩の力によりて三家を制肘せんとし、一橋治濟の子家齊を養つて世子となさんとし許諾を得たり。家齊は薩摩の島津重豪と婚を通ずるもの也。三家好まず、奏して之を遮らんとするも意次省みずして之を斷ず。已にして三家また外藩の女を世子の夫人たらしむべからずと論ず。意次、重豪に敎へ強訴して之を遂げしむ。島津氏已に世子の外戚たるや、意次また其大廊下に列席して諸侯と位を齊ふするを免じて越前加賀等の客分と其席を同うせしむ。三家また爭つて得ず。益す意次に平ならざりしかば、重豪

二年多紀安元に千五百坪の地を賜はり、醫學校を立て、躋壽館と號す。

七月町奉行日向守、勘定奉行松本伊豫守に命じ其奢侈を考へ、其不急の官吏を省かしむ。三年三月御藏門前より大坂に至る四川に橋を架し、全國の銅を收めて全國の錢貨を鑄造せしむ。



益す彼を德として、贈るに長さ三間の白銀船を以てし、盛るに綺羅金銀を以てす。意次また筑前黑田の重臣美作を慕るに國主の任を以てして之と盟を聯ねて、以て外援としぬ。此の如くして三家內より彼を制するや、家康より疎外せられたる外藩の勢力滔々として殿中に入り來らんとす。赤熱の戀慕派は皆な彼に不平なりき。然れども一人も之と抗するものなくして嘗な彼の前に靡披せしかば、其權中外を傾け賂遺其門に滿ち、堀田相摸守の如きは三千兩の金を以て大坂城代の職を買ひ得るも、一たび意次を見んことを欲し、其家にありて事を用ゆる四人の士に一百二十兩の賂遺を爲せしも、其金の少きかために面會を得ざりき、十萬石の諸侯にして此の如くなりし也。また當時の諸侯諸士、爭つて闇人に托して器物を作らしめ、之を以て田沼の門に媚びんとせしが、皆な田沼の定紋たる七曜を刻ましむるより、闇人、七曜を以て日本國民の好尙と信するに至りき。故に時人田沼は望むべからざるも、將軍或は望むべしと云ふに至る。此に於てか志を得ざるもの皆な圖視して之を惱み、流言之に集まる。彼は前世子を毒殺せりと云はれたり、彼は寵姬津田氏を誅殺せんとして果たさずと云はれたり、彼は一橋治濟、島津重豪と共に叛亂を謀らんとすと云はれたり。彼は賂遺によりて無罪を殺ろし、有罪を生かすと云はれたり。然れども彼は必しも此の如きものにあらず、唯一の罪は幕府の財政を整理せんがために、商人を誅求したると、外藩を延きたるの二事にあるのみ。蓋し幕府の歲計豫算は寶曆五

八年四月來る五年の歳出を限算して金十一萬二千七百兩餘及び銀三百貫目となす。寛暦五年の歳計より減ずること二萬千六兩餘財政の窮迫以てるべし。

安永元年二月江戸目黒行人坂より出火、麻布より本所、深川に入り、日本橋、田下谷、淺草に及ぶ已にしてまた本所菊

年に於て已に定まり、八年に至りてまた十一萬二千七百兩と銀三百貫目に減したりと雖も、是れ經常費にして此外、臨時の費目、殿中、寵姫、世子等の費用に至ては、遙かに經常費の上に出づ。之より前き數ば士民に儉約の令を下すも、殿中は更らに儉約せず、當時世子が其生母を處遇するや、二十餘歩の間、左右に珍寶、奇器、綺羅を幷羅し、其目の注ぐ所、從屬の官吏悉く之を收めて生母の許に送くるを常とす。是れ獨り生母に止らず、商賈なる經應皆な此の如くなりき。故に幕府の財政は益す窮して新たに財源を得るの外なし。意次已むを得ず新法を案じて、大坂の富商をして貲本を出さしめ、幕府自ら之を諸侯武士に貸與し、其利子の七分の一を幕府に納れしめて成功するや、更らに之を全國に及ぼし農民は持高百石に銀二十五匁、町人は間口一間に銀三匁、宮、門跡、尼御所の外、寺社山伏は金十五兩を五年間、幕府に出さしめ、また之を諸侯武士に貸して、幕府其利子の幾分を利せんとす。其他新たに稅目を起すもの少なからず。若し幕府の求むる所此に止らば猶ほ可也。然れども國人は此外更らに諸侯武士の誅求に應せざるべからざるものありしかば、殆んど其の堪ゆる所にあらず、囂々として不平を訴ふ。

**四百六節　江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失脚**

江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失脚之より先き寶暦十年江戸大半燒失し、造營未だ全く成らざるものあるに、明和九年二月目黒の行人坂より火を發し、本鄉淺草下谷谷中を燒き、江戸の大半灰燼となり、幅延一里、長さ四五里の荒原を生じ燒死するもの

陂町より出火して駒込谷中を燒く。延長五里、幅一里に及ぶ所四百餘人に至り、火滅せざるもの二日。已にして八月に入りて大風大雨ありて全國の收穫、爲に失すること大半なるに安永二年の春より疫癘大に行れて、死者相次ぎ、二月より五月の間江戸市中のみにて死者十九萬人に達し、遠州日阪の近傍に至ては人烟殆んど盡くるに至る。已にして天明二年七月淺間山噴火して岳麓の村落全然荒原となり、草木人畜殆んど滅亡し、死屍、樹木、流れて江戸川に浮ひ、災害の及ぶ所四十里。上野、信濃、武藏の三州人心洶々として安んぜず、所在相起つて領主に抗す。已にして連年風水疫の結果は、天明三年に至つて古今未だ曾つてあらざる凶年を生じ、米價騰貴し、國民食を得ず、犬猫鼠を食ふて盡くるや、草根木皮を食ふに至り、餓孚道に横はる。*中につきて四國關東、奥羽最も甚しく、飢民、百千隊をなして食を尋ね食を得るや同胞相爭つて食ひ、食を得ざるや父子夫婦枕を幷へて倒れ、呻吟の聲數里に徹し、樹下草間、屍躰累々として横はる。天下皆な之を以て田沼の執政に歸して、天人共に之を怒ると爲す。意次即ち先づ發迫貸金法を廢して衆心を安んせんとす。また將軍の寵姫津田氏と和して内憂を防かんとす。然れとも事已に晩かりき。依田豐前守、津田氏を遮きり嬪御殿に於ける意次の應變に與からざらしむ、是れ其の毒殺せられんことを恐れて也。意次、依田を責め、依田家に歸つて自殺す。水戸侯、意次の所爲を難ず、大變漸く意次に背かんとす。已にして天明六年八月將軍家治病あり、愈へざらんとす、意次、町醫若林敬順の藥を勸むるや、家治

徳川太平記に曰く、天明三年北國飢饉し、南部仙臺津輕飢死多し、その秋南部より山こしに羽州秋田へ來者、回國修行の者は南部領を過きし時は白い小山の如くに積つたにも何ぞ死の人見れば皆二十三塊ゐ置きたる也、中に日暮けれは大なる家あれば宿をからんとて入りて見るに圍爐裏のそばに老人一人倒れ臥

てあり其外は人氣なし宿をかしてたべさいひけれは老人やすきをに侍れごも何もてはいまいふ粒だにそれは回國のものなれば米はたくへは老人さらは入てとまり給へ夜のもあまた持てふ入て語るに老人三我等家内四十人餘り侍りしが今年のきゐんに逍々死せ今日は我等一人命つたなく殘りて孫子等にもおくれぬ一日も早く死なばやなと願ふ惡業にひかれて猶生たてよりと侍るうたてきうごさ語りけれ者も數日物をあるは不便なとなり愛に少し持たる米の侍れ今宵はこれを參るへ急に死す。窟姫津田氏意次速に世子家齊を立てんがために毒殺せりとなし、意次と爭ふて短劒を揮ふて之を刺さんとす。家齊髮を亂き齒を擁して襁を專らにせんとす。水戸、紀伊、尾張の三侯、外藩專權の端開けんことを恐れ、力を合し、遺命と稱して意次を己め、其黨與を却け、竹腰山城守を使として家齊の生父、一橋治濟卿に至り攝政を托せしむ。實は治濟之を諮すれば以て異心あるの兆と爲して、直ちに刺さしめんとせる也。城中爲に戰慄す。然れども治濟之を覺りて諮せず。三家卽ち田安宗氏の第三子にして白河侯の養子たる松平定信を擧げて老中の首座として、庶政を攝せしむ。

**四百七節　松平定信　尾大不振の勢、定信の復古政治、平民の勢力**　定信の出るや眞に幕府の救なりき。官職は寶買せられ、賄賂は公然の秘密となりに官職を得るものは此習慣前例に通せざるがために巨多の賄賂を前官に贈らざるべからず。天明元年以來の凶作のため、窮民は所々に生して江戸大坂は、彼等が跋扈縱橫するに一任せられ、紀綱の壞頹、前後此に至りて極れり。故に外藩往々、德川氏の令を奉せざらんとし、田沼意次黑田美作守をして鍋島氏と共に對馬の警衛たらしめんとするや、鍋島之に從はず、古來陪臣と事を共にしたるの例なしとし、强ひて命するや其國を乘て去らんと脅かすに至る。而して幕府にありて事を見るもの、無學無識を極め、儒士は俳優、藝人の如く遇せられ、宿直の夜、少



し我等も親の心にて參らすべしと云へは老人つたなくも生殘りたるかひつらしさへ思ふより侍るに何にひて物くひて一日も生なへ見へ侍らるへき只物くはず餓死なんとも願ひ侍るのんみさ一向に承引者色なければ自ら飯行かしなんと行てけるに水なし此の下に返りて老人に非侍るは少道や外へ聞へ非侍へは彼處にも有行かれはも數へ如何にむし非前のあんものたはくやらん灯火ちけれは非をみれて見てはみなのぞ投しにのみてやなもの屍あいりなくて田よりあり方に行き水を汲よりと覺へ非をは死身にも照しかたなくて老人ひけるを參るへ年之を圖みて孔子の妻の醜美を質して之を嘲るに至り、勤儉の令を下すや、聖堂を以て無用の長物として廢棄せんとし、林大學頭が清人の批評を顧みよと云ふに至つて儘かに止む。而して士人多く聖堂の何たるを知らず、見て以て一種の寺社となすもの多かりき。若しそれ社會の驕奢淫樂に至ては、殆んど元祿時代に超ゆ。田沼が執政たりしや某侯、田沼に贈るに一の石臺を以てす。臺の長さ九尺、之を穿つて內に一室を作り、屋を掩ふに小判金を以てし、室內の裝飾皆な金銀貨を用ひ屋前の座は、豆銀を以て砂石に擬するに至る。贈遺の侈靡此の如し。また定府の士長く江戶に止るや、妓樓娼閨を以て彼等の交際を溫むるに足らすして、此に町藝妓なるものを生し、殆んど士人の妾の如くなるや、江戶の市民は其兒女の榮華を求むるの道此にありとなし、通衢大街、至る所、町藝者を生じ、彼等の間一種の交際社會を生じ。此社會の通人たらんとせば、當時の流行たる歌舞技狂言の達人たらざるべからざるかため、士民を通じて除務あるものは、日夜歌舞技を學ふに至り、肉慾の天國は再び來り、諸士沿々此に墮落して富の前に首を屈す。此の如くして乎天下の事また收拾すべからざるに至るべしとせられたり。定信出るに及びて、卓厲風發是等の弊風を一掃せんことを期したり。彼は所謂る人を率ゆる英雄の氣慨あるものにあらずと雖も、老實愼密の士なりき。彼は疎落人を動かすの熱頭あらすと雖も、誠實敦厚、人に任せらるゝの緒紳の風ありき。彼は偏狹にして儒道を固執する村夫子の風あ

は我等は明日の命も計りがたし。金子も多く貯へてあればこそ此なきものゝ爲に作譽して給へとありけれ。彼は其の孝心を感じ、清廉純潔の君子なりき。加ふるに德川氏の宗室にして、若し一橋の子家齊將軍たらずんば、彼は當然、將軍たるべき地位に立つものにして、其地位もまた以て彼をして其志を爲さしむるに足るもの也。況んや田沼意次のために顚けられし古武士氣質の徒、皆な頭を伸ばして彼の出るを望みたるが故に、彼の出るや恰も滿潮に乘ずるものゝ如くなりき。彼は其の就政の紀綱として第一に、一切の政治享保の古に復すべきを令す。吉宗の孫たる彼は果然規模縮少の反動政策を取るを明にしぬ。彼は質素儉素を勸めて驕奢を禁じたり。町人男女の衣服住居を美麗にするを禁じ、吏人の眼を以て身分不相應となすものは其姓名を尋問し、町役人を附添はしめて奉行人に拘引し、違法の罪を匡さしめたり。諸國より幕府に上書し若しくは幕府の帳簿を作るに善良なる紙質を用ゆるを禁じ、高價なる菓子を作るを禁じ、煙管等の器具に金銀を用ゆるを禁じ、女子の小袖、代銀三百匁に過ぐるを禁じ、染摸樣の小袖代銀百五十目に過ぐるを禁じたり、而して諸侯の習ふべき模型として、米澤の上杉治憲を賞して、以て天下をして風をきゝて起たしめんとしたり。凡そ其爲す所、煩苛、些細に在り、政權を以て干涉し得べき所、一切、干涉せざる所なし。彼れ固より之を以て最上の政策とは信ぜざりき。然れども彼は當時の士流を驕奢の洪流より救ひ出さずんば、幕府の遂に成立すべからざるを見、而して市民の驕奢を抑へずんば武士を此洪流より救ふ能はざるを信じたるが故に、先づ其弊源を拔かんとして此の煩苛なる政治に出でし也。故に前代政治家の每々の慣手段の如く、市府を抑へんとして、凡そ農民にして市府にあるものに諭して、勉めて其鄕里に歸らしめ、財用に窮して歸る能はざるものには、官、旅費を給して歸らしめ、また一方には勉めて繁文縟禮を排して、一切の政、簡易に出んことを期し、官吏が將軍の問に對して俯伏唯々たるを排して、進言すべきを令し、將軍は天下の善を知るのみならず、また惡を知るべきを令し、先例に拘泥するを排し、公卿の饗應を諸侯に命するの制を廢して、事々簡易に從はしめ、公事師江戶宿が願人を弄びて、健訟の風を養生するを禁じ、官吏の强ひて訴訟を內濟せしめんとするを禁じ、また風俗を匡正せんがため、男女の混湯を禁じ、村落に妓女を畜ふものは五ヶ年間、其田畑を官沒し、其收入を以て貧民救助に充て、妓女は女子少き村落に送りて嫁娶せしむ。而して一方には士人文武の敎養を勵まさんがため、刑賞幷せ行ふ等、凡そ彼が爲さんと欲して爲さゝる所なし。彼は守成時代の政治家として、爲さるべからざるものは一切爲し了れり。士人の驕奢は之がため、少しく沮まれたり。淫靡の風は少しく正されぬ。然れども彼を助けて其志を爲さしむるべき勢力は、上にも下にも存せさりき。彼は宗敎をも、學士をも、其味方とする能はず。門前に妓女を畜





二年五月龍腦の製を勵ます。和年十一月寄合外記の北遊女と情死したるを以て大阪の市民竝に起して五月江戶に來り、屋富家を破る五ヶ年間、其田畑を官沒し、其收入を以て貧民救助に充て、妓女は女子少き村落に送りて嫁娶せしむ。而して一方には士人文武の敎養を勵まさんがため、刑賞幷せ行ふ等、凡そ彼が爲さんと欲して爲さゝる所なし。彼は守成時代の政治家として、爲さるべからざるものは一切爲し了れり。士人の驕奢は之がため、少しく沮まれたり。淫靡の風は少しく正されぬ。然れども彼を助けて其志を爲さしむるべき勢力は、上にも下にも存せさりき。彼は宗敎をも、學士をも、其味方とする能はず。門前に妓女を畜

ふて寺門の繁榮を願ふ僧侶は、其改革を以て不用の事となし、學士は冷然として之を笑へぬ。彼は諸侯を味方とする能はず。大藩の君主、故らに其令に背きて以て快としぬ。故に其下僚をも手足の如くに使用する能はず、彼等は唯冷然として其法令を下に傳ふるのみにして、實行を期せさりき。一代の風潮は彼に與みせずして、生活の進歩は、滔々たる洪波の如くに士人を卷き去り、彼が高價なる菓子を禁じたる法令の下に、金絲織取の服は商家の子女によりて着られ、富の勢力の下に嶽れたる平民の勢力は、海嘯の如く封建制度を呑まんとするの概あり。

**西百八節** 學問上の人心を統一す、當時學問の沿革、折衷學、考證學、心學

定信は此の如き形勢變化の原因を解する能はず、思らく、是風俗の亂れたるがために、天下の人心を一統せざるべからずと。彼は儒道に通じ、和漢の歴史に通じ、和文學に通じ、其和文隨筆は文學者として優に一個の地歩を占めしむ。故に天下の文人を待遇するやまた極めて篤かりき。安永八年彼が燒失したる皇居經營のために西下するや彼は中井積善を大坂に訪ふて、時政の批評を求めたりしかば、積善は草茅危言を著はして之に答へぬ。彼は贈答の日本外史を著はしたるを聞き、其子をして之を求めしめ、之より山陽は一代に識認せらるゝに至りぬ。此の如く文學に篤志なる彼は、天下の學士に一視同仁なる能はず、天下の人心を統一せんものは、朱子學の外あるべからざるが如くに信じたり。故に彼は一切の驕奢を禁じたるが如き心術を以て、寛政二年、遂に朱子學の外、異學を排斥するの令を天下に下し、之を以て天下の人心を一統せんと欲す。*元祿享保の前後を以て勃興の時代とせる文學は今や正しく分配の時代に會したり。勃興時代にありては伊藤仁齋、東涯、荻生徂徠、木下順庵、新井白石等の諸豪四方に起りて、各〻自ら樹立する所ありしも、文學の分配に至つては、其の範圍極めて狹隘なりき。今や勃興時代を去る七八十年、文學の効果は漸やく世間に識認せられたり。生活の進歩は平民の間にまた文學の快樂を輸入したるがため、文學は一層廣き範圍の間に擴充せられたり。然れども其門戸多くして黨同伐異の風益す甚しきを加へ、而して此の普及せる文學は、不幸にして朱子學に反するもの多かりき。幕府の當初文學の初めて起るや、林氏、朱子學を奉じて幕府の學政を司りて以來、朱子學、靡然として風を爲せしが、最初に之に反せしものは中江藤樹、熊澤蕃山等の王陽明派にして、次に山鹿素行あり、那波活所あり、已にして伊藤仁齋出でゝ、漢魏の古注に托して宋儒の說を駁するや、天下震然として動き、荻生徂徠出でゝまた一家の說を立つるや、漢魏よりも更に深く遡りて、孔子の學系すら動されんとし、朱子學の勢力殆んど落日に向ふ。之に加ふるに木下順庵、更らに將軍宗吉に召されて儒官たるや、其門下彬々として人才を出し、朱子學派の統領たる林子の檜また漸やく徹也。而して更らに驚くべきは林子の門下生徒にして朱

---

嗚江戸の町數二千七百十二町、家主二十萬人、男五百餘人、男五十八萬七千九百餘人、女六十九萬七千五百八百餘人、僧侶五萬三千九百四十餘人、山伏七千二百三十人、吉原男女四千五百八十人、合計一百三十六萬七千八百四十餘人、此月大坂の米價一石に付き銀百九十目に至る令して米穀を蓄積せさらしむ。當商米を貯へて賤を稱するものあり。老中命して之を罰ひ取らしむ。

八年正月柴野彦助召されて儒者となり二百俵を賜はる。京都出火、皇居二條城以下の邸宅六十九、社寺千百五十餘、戸數十八萬三千、町數三十に及ぶ。

二月松平定信月番を免ず。補佐となる時に三十一歳、伏見奉行小堀和泉守政方、非政により民怨を召くを責めて、非を領して官沒す、寛政元年正月本願寺淨土眞宗ふ評定所に於て各〻封事を出さしめ急速の沙汰及び御しさして退く。

六月朝鮮信使來らば豊用に堪へざるを以て延期せんことを照會す。

十月假喪國後醫助す松前藩侯守之介平らく。

九月外國船艸を民間に賣るの令を發し、何人にも之を解ふるの自由を與ふ。

三年九月筑前長

門石見の海岸に異船を見たるを以て、外船取扱を令し、異船あらば兵備を整ひ警かに萬一に備ひ、譯語せしめ、筆談せしめ之を拒絶せば攻撃せよと命じ、また諸侯の往返、古ひ海路よりしも陸路に営時多く以て命ずるを以て命ずるなり海に発せしむ。伊豫人足藤其助幕府の儒官となりて二百俵を賜はる。

十二月町法を改正して町入用金を減少し、其の額を減じて七分を以て積み貯金とし、二分は地主の利益とし、一分は町入用の餘分にして臨時の費用に供せしむ。

四年正月肥前島原領頃火山破裂す。

七月薩布弁橋より火を発して小石川に及ぶ。

九月濃州大垣士小寺清佐下の學問を聖堂に試むるに、四書小學、五經を一科とし、各々其好む所により之を試ふ。四年毎に一行ふ。

五年四月女街中繼なるもの婦人を奴隷公娼の如くするを禁ず。

九月濃流して罹災四亜に十二年間ありし幸太夫、誠吉の二人を召して將軍に謁せしめ、且つ二人を止めて江戸に留め、且つ二人を江戸に送ひ、郷里に帰らしむ。

七年八月上總下總の不受不施派を禁ず。

十月婦女の髪結に類るを戒む。

八年五月松平肥前の家古賀侗庵を以て儒官とし二百俵を與ふ。

尾藤二洲を以て小學を設けんとす。

八月大に佛僧を検して其不行状を責め、其甚しきものを遠島に處す。

子派を疑ふものを生じ、備前の文學、井上蘭台（嘉膳と號す江戸の人）の如きは林鳳岡の門に學びて、却つて朱子を駁し、心性は學門の先づ〻き所にあらずと爲し、孟子を排し、朱子を排し、萬一に備ひ警かに筆談せしめ之を拒絶せば攻撃せよと命じ、また諸侯の往返、古ひ海路よりしも陸路に営時多く以て命ずるを以て命ずるなり海に発せしむ。伊豫人足藤其助幕府の儒官となりて二百俵を賜はる。

十二月町法を改正して町入用金を減少し、其の額を減じて七分を以て積み貯金とし、二分は地主の利益とし、一分は町入用の餘分にして臨時の費用に供せしむ。

四年正月肥前島原領頃火山破裂す。

七月薩布弁橋より火を発して小石川に及ぶ。

九月濃州大垣士小寺清佐下の學問を聖堂に試むるに、四書小學、五經を一科とし、各々其好む所により之を試ふ。四年毎に一行ふ。

五年四月女街中繼なるもの婦人を奴隷公娼の如くするを禁ず。

九月濃流して罹災四亜に十二年間ありし幸太夫、誠吉の二人を召して將軍に謁せしめ、且つ二人を止めて江戸に留め、且つ二人を江戸に送ひ、郷里に帰らしむ。

七年八月上總下總の不受不施派を禁ず。

十月婦女の髪結に類るを戒む。

八年五月松平肥前の家古賀侗庵を以て儒官とし二百俵を與ふ。

尾藤二洲を以て小學を設けんとす。

八月大に佛僧を検して其不行状を責め、其甚しきものを遠島に處す。

ず。彼等は皆な切歯して朱註の行はれざるを憤り、一たび光榮を回復せんことを欲す。儒學を以て一世の人心を警醒せんと欲せる定信は、政令の行はれさるを以て人心の統一せざるに歸し人心の統一せさるを學説の統一せざるに歸するに於て、正しく此等の偏狭者流の感情を代表す。彼は學政に於てもまた反動家たりし也。

## 四百九節　官學私學の爭論、異學禁止の令

然れども已に朱子の學説にすら疑惑を挿むの勇氣ある學士は、定信の一令を以て撲滅し得べき軟骨者流にはあらざりき。加ふるに此學政の變更たる政權爭奪の慣氣、また其間に挟まるものありて、林氏の學頭にして四世を歴たる關松窓（永一郎）の如きは其退けらるゝや田沼意次の友人たるの形跡あるがためなりしかば、議論の相違と感情の反抗は、民間私學の徒をして鋒を揃へて、異學禁止の令を排撃せしめ、上命は默從するの外なかりし時代に於ても、彼等の口吻、風霜を含みたり。中につきて山本北山、龜田鵬齋、豊島豊洲、伊東藍田、塚田大峯、戸崎淡園、赤松滄洲等極力抗辨して最も畏憚せらる。學問復興の最初は儒佛の爭闘にありき。已にして中ごろ儒林相互の爭闘となりしが、此の如き五六十年にして、今や官學私學の爭闘となりぬ。大學頭林信敬、また定信の爲す所を善とせず、上書して之を爭へども聽かず。定信其京都より聘したる藪岐の儒者柴野栗山の手を經て、異學排撃の政令を行ふ。已にして林信敬病を以て死するや、定信、岩村の城主松平乗薀の子、衡が才學あるを

九年八月日雇勞働者は日雇米の札なくして廻漕に雇はるゝを得せしむ。

十一月寛政暦を頒つ

十年二月、女子が男子に三絃唱歌を教ゆるを禁す

三月關東長脇差の徒を成敗せしむ

十一年三月當時荷ひ家業商賣の人百人に達する因て之を七百人に減ぜしむ。

朱學之義は慶長以來御代々御信用の御事にて既に其方家代々右學風維持の事被二仰付一候儀に候へは無二油斷一正學相勵み門人共取立可レ申候に候然る所近頃世上種々新規の說行風俗を破り候

見て、勸めて林氏を繼かしめて大學頭たらしめ、尾藤二洲、古賀精理の二人を京都より招き、遂に異學排擊の法令より、一步を進めて異學禁止の令を布き、朱子派を奉せさるものは進仕する能はざらしむ。此にてか徂徠等の頓興して學問の覇權を西京より取りし江戶は、再び京儒の之に征服せられたり。之より異學禁止の令を全國に及ぼし、朱子を以て根元學筋となし、之に背くものは往々禁錮を以て刑せられ、遂に進んで詩は李白杜甫を標準とし、文は唐宋八家を主とし、浮言遊辭を學ぶ勿れと云ふに至る。當時地方文學の小中心たりし米澤の興讓館、岡山の學館、萩の明倫館、佐賀の弘道館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館等、皆な朱子派を奉ぜしかば、異學の徒之より大に苦しみしが、江戶の異學者のみは、猶ほ峻乎として官學と相攻擊したりき。

**第四百十節　和漢學の狀態、和學の研究、幕府を危ぶむ**　此の如くして全國の異學は一網打盡せられたり。然れども異學をして盛ならしむるも、幕府は之がために良存在を認せらるべき理由なかりしかば之に反して和文學こそ幕府の存在を疑ふの種子を世人の胸中に植ゆべきものなるに、却つて輕々に看過せられて、經大の發達を遂けたり。當時の漢文學は井上金峨出てゝ、徂徠古文辭の說を排して、詩は中晩唐を取りて、文は韓柳歐蘇を取りしより、久しく醇酒に醉ふて將さに醒めんとしたるが如き社會は靡然として古文辭を擧つて、平易暢達に歸らんとするとき、市河寬齋また宋詩を唱へて、淸麗の一派を立て、詩社を結びしより詩風一變す。然れども文學上の產物として存するものは、山本北山の日本外史わ*****筆あるのみ。光榮は却つて和文學に於て見られぬ。和文學は享保の末、荷田春滿、僧契沖のために起されたりしが、加茂眞淵、春滿の門に出るに及びて、古語解釋の學大に開け、古記古書の註釋せらるゝもの多く、已にして本居宣長、其門に出るに及びて、勉めて漢學者を駁撃し、自國の歷史を知らずして他國の文學に汲々たりとなし、熱罵冷嘲、餘力を遺さず。前後其門に遊ぶもの六百餘人、四十餘國に散在し、朝紳大官、また節を屈して彼に學ぶもの多し。宣長と同門の友、加藤千蔭、村田春海また歌を能くし、其古調新聲、殆んど一代を絕つ。此三人時を同して、出るや、和文學は漢文學に對して嚴然たる一派の學問となるに至り、流風、天下を動かして和學研究の勢を爲し、遂に盲人塙保己一をして和文學の大學を立てゝ和學講談所と號せしむ。幕府之を助けて國史の文庫を司らしめ、群書類聚の著作となつて古來の遺編、逸書、また漸やく世人に讀まるゝに至りぬ。而して此の和文學に潛伏したる古精神は、今人をして王朝時代の往事を追懷せしむるに至りき。國史を讀むものは、固より藤原氏以下源平武臣の爭闘によりて、皇室が風澤の外に流竄せらるゝを悲しまざる能はず。假令身をして當時にあらしめば、北條氏足利氏に黨すべき者ならしむるも、千百年の時日を經過したる後より之を見れば、一片王朝を憐むの情なきを得ざる也。之に加ふるに和歌和文は、人をして自ら王朝貴族の優美閑

類有之之全く堅要候後の故に候

十二年五月下總人伊能三郎右衛門忠敬に命じて地圖を作らしむ。測量に同時に着手して同年九月本居宣長死す

十一月昌平坂學問所にて素行齋

雅にして、風情に富めるを追想せしむ。假令身をして當時にあらしめば、宮庭の腐敗貴族の淫樂を憤ふるべきものならしむるも、詩歌的情感は人をして之を忘れて其愛すべきを見て、其惡むべきを知らざらしむ。此の如く王朝の往事を追想せしむる文學は、人に敎ゆるに貴族的王朝政治は固有の國躰にして、武臣の執政は一時の權道にして、覇者の政なるを以てしぬ。藤原氏の敗北以來、全く國民に忘却せられし南人の貴族的王朝思想は、貴族が詩きし文學のため、國民の中、文學ある階級の間に皷吹せられ、一派の漢學者に刻まれたる王覇の說と相合し、泰草の春雨に育するが如く、勃然として發達しぬ。若し其の和文學の敎ゆる所の思想をして實現せしめんか、政權は王室に歸らざるべからず。貴族は將軍に代らざるべからず、北朝によりて立てられし幕府は、南方貴族に屈せざるべからず、最も幕府の存在に危險なるものは、實に和文學の復興にてありき。併かも異學を禁止したる松平定信は、新井白石が看取したる此危險を看取する能はず、彼自ら和文學者の一人たりき。然れども久しからずして、彼は和文學の敎ゆる思想の恐るべきを見ざるべからざるに至れり。

**四百十一節　光格の生父尊號の謎**　之より先き寶曆十二年七月桃園天皇の崩するや、太子猶ほ幼なるを以て櫻町上皇の第二女智子皇位を踐む之を後櫻町天皇とす。已にして明和七年、太子已に長ずるを以て皇位を讓る、之を後桃園天皇とす。已にして安永八年十一月後桃園天皇崩するや、特者の僞ん染め孝養絲を作る政府北賜買を勸む。

十二月子の孝により代官大草太郎右衛門の跡を許るす。

二年二月箱館奉行を置き蝦夷騷致の方針を授く。

德化を及ぼし歌育を並れ漸やく日本風の風俗に歸せしむべし。

萬一他國より復くるも動かさる心底を作らしむべし。騷さんとしなれしむる勿れ、從來の町人不正あり宜しく貿易の正義を維持せしむべし。

耕作な尚ぴ肉食に遠からしむべし。

彼なして和睦を用ひしめ我より爽睦を用ゆる勿れ。

一夫多妻の俗を改めて人口を增加せしむべし。

文化二年五月地方の農民浜人を發して武藝を磨くを禁ず。

三年三月芝の眞活寺の前より出火して神田淺草下谷に及ぶ十六萬餘戶を燒く死者二千二十人

＊＊石田勘平は丹波桑田郡の人、梅岸と號す部門を置き、手島は其第子也前訓我技、朝倉新語あり門人松葉屋松第尼屋道順、中澤道二の三人頗る子弟に比す。

＊＊＊講を初下金娥資金を乞ふ、許さず親氏にして女を得し肉に食ふ、御上人と號するも餘りあり。

文化八年源空に弘法大師の號を賜ふ。

八月文月を禁仙塞の大規蔑質に命じて調書を譯して上らしむ。



後櫻町上皇藤原內前と謀つて勅修寺の門跡寬齊をして、入つて大統をつかしめんとす。而かも關白尙實の之を聽かざらんことを慮り、入つて尙實を退けんとす。尙實覺かずして曰く、天皇の疾大漸ならんとす。臣關白として外に出る能はずと、遂に遺命と稱して關院帥宮祐宮を立つ、之を光格天皇とす時に九歲也。已にして天皇生長して其生父閑院宮を尊とびて太上天皇となさんと欲し、寬政五年二月、議奏權大納言中山愛親、傳奏權大納言正親町公明をして江戶に下つて之を議せしむ。時に將軍家齊、また其生父一橋治濟を前將軍として大御所と號せしめ城中に入れんと欲す。治濟は定信等が見て以て野心ありと爲し、田沼の勢力に依賴すと爲したるもの也。故に定信等は極力之を排擊したりき。今や京都より同一事情を提議し來るに遇ふや、思らく是れ必ず一橋黨の京都を誘へるならんと。若し然らずとするも、已に天皇の生父に尊號を呈するを可とせば、將軍の生父にもまた大御所の號なかるべからずと。遂に二使の議を拒む。二使屆せず辨難數回、遂に天皇の詔勅を出して之を示さんとす。定信之を止めて開かしめず、其關白の手を經さりしと云ふを聞き、二使勅を濫にすと爲して之を罰し、親愛に閉門せしめ、公明に逼塞せしむ。然れども天下王朝の盛事を追懷するもの、之を以て幕府勅命を蔑にするものとなして、浦生君平、高山彥九郎等、王朝政治を夢想するもの、漸やく幕府の所爲を難するものあるに至りぬ。此の如くして天下の非難を免れざりしと雖も、公卿の議は之を止めたり。然れ

十二年朝鮮飢饉して米穀を賣らんことを求む。退けて容れず。對馬は朝鮮の米を食ふ。

此頃町内の喧嘩多し町内の顏役を爭ふの風生ず。

文政元年五月英船一艘浦賀海に入り互市を乞ふ。浦賀奉行松平外記正弘、任所に歸り新濱を興へて互市を拒む

十二月砂糖の繁殖廣きを以て新田畑の外耕作すべからざるを令す。

此年青地盈輿地志を譯す、上杉治憲七十二にして死す、其治、天下諸侯の模範たり、其國を子に傳ふるや遺書して曰く、國家は先祖より子孫に傳ふる國家にして我私すべきものに無之候、人民は國に屬したる人民にして我私すべきものに無之候、國家人民の立て

ども公卿よりも危懼なるもの更らに現出し、元寇以來の憂苦國民の間に生じぬ。卽ち露人北邊に來るの報是也。

**四百十二節　露西亞の勃興、東下の歷史、林子平**　德川氏は豐臣秀吉外征の失敗に懲りて餘りに退縮の政策を取り、二百年間海外と消息を絶ち、僅かに和蘭の消息を經て外事を知るに過ぎざりき。此る間に和蘭、英吉利、葡萄牙の如き海國の外、恐るべき一大陸地國民たる露國は勃興しぬ。露國は元とスラボニック種の大侯國なりしが、弘安の年、日本を襲擊して敗北せる忽必烈の同母弟バットか率たる三十萬の兵士のために蹂躙せられ、西曆一千二百三十八年、大侯ユリーがモスコウ河畔に陣歿したるより、露國の蒙古に入貢する二百三十七年、モスコウの大侯イヨアン三世に至りて、兵を擧けて獨立し、四方の蒙古を夷滅し、初めて露國を一統す。然れとも此時露國は猶ほ歐羅巴露國にして、烏拉嶺以東西比利亞の地は、猶ほ茫々たる平原、所々に蒙古部落の散在するに一任せしが千五百八十一年ヴヲルガ河邊のコサック部落の酋長エルマーク八百の寡兵を以て西比利亞曠原の遠征を初む、我天正元年信長天下を定むるの年也。是より露國東下の道開け、少年功名の徒、北年相繼で遠征軍を起し、千六百三十三年、德川家光が諸侯の上に臨揚する時、已に北海カンサッカに入り千八百九十九年、元祿武士が其風流豪華を競ふの時はカンサッカは全くベートル第一世の統治の下に落ち去りぬ。是より露人益す佐近の諸島に蔓

たる君にて君のために立たる國家人民に無之候」

七年英人常陸大浦濱に上る。水戸の兵之を執ふ。長崎通辨を以て糺問して他なきを知り之を放つ。七月英船薩摩の寶島に上り銃擊して掠奪す。九月足立左內魯西亞翠答を著はして之を幕府に上る。

※山陽の日本外史にあらず、漢土の文事、日本に關するものを集めて、松下見林の異稱日本傳を補ふもの也。

※眞淵は遠江濱松の人、田安家に仕ふ、後濱町に退隱し、上古の風を換して家居し、縣居の翁と稱せらる、萬葉集、祝詞考、冠辭考、伊勢古意、源氏新釋、古事記等あり

延して、漸やく北海本島に迫り、明和五年には露船ウルップ島に來りて抄掠するに至る。此の如くして侵略的大國民は蹶然として日本の國境を壓し來るも此等の消息は一も幕府に達せず、四海の波濤、平かなるものゝ如くに思はれしが、天明六年、十二月普請役最上德內、小人目付和田平太夫の二人、命を奉じて東西蝦夷を歷遊するや、此等の事情は初めて分明となりぬ。然れども上下恬々其の將來の勢を察せず。獨り仙台の士、林子平*海國兵談三國通覽を著はして、列國呑併の勢を述べて、露國遂に北方の憂を爲さんとするを云ひ、海防の忽にすべからざるを說く。幕府見て以て妖言衆を惑はすとなし、寬政五年五月其書を燒きて閉門せしめしが、之より後僅かに五月、露船紀州の漂民を送りて東蝦夷に來りしかば、幕吏は坐ろに其の斥罰したる林子平の議論を回顧せざる能はず。目附石川將監、村上大學をして蝦夷に行き、漂民を受けて交通を謝絕せしめ、東海岸の地理を調査して守備を嚴にせしめ、定信自ら房總相摸の海岸を巡撿し、將に大に海防を嚴にせんとす。

**四百十三節　定信の墜落、何故か、意次との比較、松平信明の執政**　然れども定信六年の執政は一代の風潮に違反せり。彼は一時樞要の地にゐるを利用するの外、風潮に反したる經綸を行ふの器具勢力を有せす。彼は田沼意次の收斂專權に對する反動の勢に乘じたるのみ。不幸にして此反動は長からず。彼の收縮政策は適また意次を厭ふものをして、私かに意次の時代を懷想せしめたり。蓋

し意次は才學の士にあらず、一個の專權者のみ。定信に至ては文學者也。道學者也。經濟家也而して凡べての方面に於て一個の學說を有し、定規を有し、凡べての社會をして此の定規に合せしめんとす。固より紀綱振肅の効なきにあらずと雖も、之と共に社會の自由快活の心を殺かずんば已まず。之を意次が眼中政權の一事あり、其他は社會の自由發達に一任し、技能、企業の士各々其の才を行ふの餘裕あらしむるに比し、社會は定信の政治に狹隘を感せざる能はず。此の如くして第一に民間才能の徒は之に反抗せり。市民は之を厭へり。諸老中も厭倦せり。而して最も厭惡せるものは大奥の女中、及び一橋治濟の一黨なりき。彼等は定信が事ごとに節儉を勸めて、些の餘裕なく、些細の費にまで論及するを聽きて平なる能はず。彼等は定信が節儉の美德たるを知つて、*驕奢に頽する大規摸の費用も、其實また天下の經綸の要具たるを解せざる*を厭ふ。此の如くして初めは安石の山を出るが如くに勸迎せられたる彼は、老學究の如くに厭倦せられたり。故に定信が銳意意次の殘黨を驅逐して大奥女中に及び、一人を殘さゝらんとしたるに係らず、群黨遂に彼を退けんことを將軍に請ふ。寬政五年七月將軍遂に定信を罷め松平信明をして老中の首座となして、定侯の後を承けしむ。信明は三河吉田の城主にして剛果、直諫を憚らず、古忠臣の風ありき。定信已に去るや、一橋黨は時を得たりとなし、將軍の生父、治濟を二の丸に迎へ、大御所と稱せしめんとし將軍をしてまた信明に求めしむ。此問題は曾つて定信の時に求められて彼が斷乎として排せし所なりき。今や信明また其求めに接し、斷乎として答へて曰く、大納言すら已に過分也、何を苦しんで大御所と稱せんとする乎と。將軍怒つて内に入る。其の剛果此の如きものあり、一に定信の遺制を守つて變せず。婦女の女髮結を備ふを禁じ、破戒僧侶を市に徇へて敗俗を戒しめ、町人其の子を勘當するを禁じて之を敎育せしむる等、風を更へ、俗を匡すに遺算なかりき。

*定信登城するに染雜し晒しの單衣の肩衣につけ松枝平の大奥に用ゆる文箱には眞紅の長き紐を付し、地に垂れて餘りあるもの、其長さに過ぐるを用ゆ定信、其長きを旨ふやを試して老女之を敎へて紐の長さは武邊の長久の兆なりと云ふ。

### 四百十四節　露人北邊に寇す、國防の經營

寬政九年十一月對馬の海上に外國船數艘ありて大砲を放つ其の聲、百雷の一時に落ちしが如く、從來曾て耳にせざる所なりと傳られ、十年三月、露人已にエトロウ島を占領せりと報せられたり。從來自ら好みて世界の形勢に遠かりし幕府は、今や其の四邊の何れより敵國の襲來するやを知る能はざるを恐るに至りぬ。此に於てか定信が士風振興の目的を以て行はんとしたる反動的勤儉政治は、今や國防を目的とし國防より割り出せる活題目に其の席を讓らざるべからざるに至りぬ。十年三月、幕府、目附渡邊久藏、使番大河内善兵衛、勘定吟味役三橋藤右衛門等數十人をして蝦夷を巡回せしめ、其露人の心、容易ならざるを見るや、十一年、松平信明をして蝦夷の警備を總統せしめ、勘定奉行、石河左近將監忠房、目附羽太庄左衛門正養、使番大河内善兵衛、勘定吟味役三橋久右衛門等をして局を開きて蝦夷開拓、日露國境の畫定を議せしむ。是より數ば使を蝦夷に發し、十二年五月には下總の人、伊

能三郎右衛門忠敬をして蝦夷の地圖を作らしめ、享和元年には、石川忠房、羽太正養、自ら蝦夷に赴き、間宮倫藏之に從つて樺太より黑龍江に遡り、山海關に至りしが關を超ゆる能はずして歸り韃北紀行を著はせしかば上下相傳へて、邊警日夜に忙し。享和二年二月、遂に箱館奉行を設けて蝦夷一圓を總轄せしめ、之を日本化せしめ、且つ一夫一婦の倫常を正し、人口を增加せしむるを以て其の方針とす。已にして文化元年九月、露皇アレキサンドル一世、其の使節ニコライレサノツトを長崎に送り、漂民四人を還送して通商を求めしむるや、幕府祖宗の禁を述べて之を拒絕す。レサノツト即ちカムサツカに入り、船將ホウストフと計りて北邊を脅かさんとし、文化三年九月軍艦二艘を以て唐太に來り番小屋を抄掠し番士四人を擄にして去る。餘衆急に使を馳せて之を江戶に訴ふ。時に雪已に至りて使者逗續して進む能はず。翌年四月七日を以て江戶に達す。其の使者の江戶に達したる後、二週間にして露船またエトロウのシヤナに迫る。シヤナはエトロウ島會所の地にして在る所、南部、津輕、兩藩勤番の吏員兵士を幷せて三百餘人也。衆已にり、抄掠を縱にし番士を擄にして去る。二十九日またエトロウのシヤナに迫る。シヤナはエトナイホの變あるを聞き相集つて防禦を議するとき露船急に來る。即ち銃を發して之を防ぐ、露人大砲を發して之に應じ步兵を掩護して進ましめ、步兵また能く戰ふ。番士の銃は其彈丸三匁玉にして遠きに達せず、また彈藥盡きて戰ふ能はず、大敗して四方に遁走す。先報の江戶に達するや人心洶々、儒者が唐宋元明の歷史に於て見たる北胡侵入、宗社顚滅の憂は歷然として事實となり、功名自ら悅ふもの皆な刀を撫して北を眺め、平山行藏の如きは上書して無禮の壯士を募り、進で露西亞を擊たんことを請ふに至る。幕府は一面令を發して露人北邊に入寇せる顚末を明にして流言を杜絕し、一面、仙臺の城主、伊達政千代に配するに將軍の女を以てし、仙臺藩をして蝦夷の守備に當らしめ、政千代の叔父、堀田攝津守正敦をして監軍たらしめ、會津をして力を仙臺に併せしめ、文化五年四月朝鮮使節の來聘を名として、諸侯に總國役金を命じ諸侯諸士は一萬石に七十兩、人民は百石に一兩の貢獻を命じ、新井君美の遺策を用ひ朝鮮の使節は却つて之を對馬に止らしめ、幕府の使臣をして行て之に會せしめ、私かに其の費を北邊の警備に用ゐ、相摸の三崎、城ケ島、觀音崎、安房の洲の島、上總の百首に砲臺を築き、江戶の警備を嚴にす。已にして英船また長崎に入り闖入と爭ふ。諸侯大に慓き士卒を集るもの數萬人、此の如くして秀吉家康の世、葡萄牙、西班牙が天下の覇權を掌握したる時、幸に之と相隔離して自ら桃源の天地を作りし國民は、今や英佛露が天下の覇權を握るの時、再び列國競爭の渦中に誘れんとす。是より幕府、外交に忙殺せられて、また志を內政に用ゆるの暇なし。

### 四百十五節　露國との交涉、異船砲撃の令、人心の沈昏

文化九年露人ゴロウニン國主の命を奉じて北海を測量し、クシノのセンヘコタンに漂着するや、南部の兵士之を砲擊し、其の八人を虜にす。船

將ゴロウヰン其の内にあり。翌年露船來つて八人を求む。番兵與へず、露船即ち海上にありて幕府の船頭、高田屋嘉*兵衛を捕へて去り、備さに我情僞を知り、文化十年、露船また來つて高田屋嘉兵衛を返し、且つ前年來の抄掠は露帝の意にあらざるを辨明す。即ち露人の謝狀を徵して八人の俘虜を返し、兩國の事情疏通し、ゴロウヰン翌年來つて國境を定めんことを約して去る。幕府即ちシモシリ以北を露領とし、エトロウ以南を日本領とし、中間にウルップ島を置きて中立地たらしめんとす。然れども此時露國は方に佛帝大ナポレヲンの侵略に遇ふて東邦を顧みるの暇なく、遂に來らさること久し。已にして文化十四年松平信明死して、側用人、水野忠成、老中となり、政治の局に當るや、北邊久しく警なきを以て、奉行の費多きに堪へすとなし其地を擧けて松前志摩守に與ふ。是より北方の警備漸やく疎也。此時英人東海岸に來るもの前後數回、常に通商を求む。幕府は猶ほ歐洲の事情に通ぜずして之を拒絶し、遂に其の頃に堪へず、文化八年、令を下して異國船を見るや、何れの港灣たるを問はす、直に驅攘せしめ、過つて和蘭船を打つも不可なしとなす。一國の人心は、露人、北邊に寇するの警報によりて醒覺せられたり。今や、露人、歐洲中原の駈逐に忙しくして來らさるや、半ば醒覺せんとせる人心は再び沈睡しぬ。

*嘉兵衛は兵庫の人也

文政九年三月定信山陽の日本外史を見る。

十一年貢物奉行高橋作左衛門測量方下河邊林右衛門地圖を關八シーボルトに與へて禁獄せらる。

### 四百十六節　封建の効、人民の自立、市府の發達

此時に方りて封建制度は其の功益を十二分に示したり。若し日本國民をして猶ほ王朝の下にあり、人民と同情なく、土着の意志なき國司郡司をして全國を支配せしめたらんには、日本は長く寒貧、荒蠻の光景を呈し、人愈よ多くして國益す衰ふること、朝鮮の如くなりしならん。唯だそれ然らず群雄の割據は王朝の衰弱を來たすと雖も、封建の勢此に成り、人民土地を私有として之を保護するの風を生じ、此の如きもの二百年に垂んとして、國家安康、人民自立の基此に立ちぬ。固より其の間には暴大名、兇代官なきにあらざりしも、概して公平は保たれ、正義は行はれ、婦人の墮胎、幼兒の虐殺は禁せられ、天險によりて相距たりし州邦の間、男女の有無を通するに至りしかば、百姓其土に安して生々繁殖するに至り、三公七*民より最も高きは七公三民の田租を納め、其他臨時の冥加金、國役金を出すの力を備るふに至り、習慣は法律となり、泰平は自治制を生じたれば諸侯の權と雖も年所を經たる田制、町法を變ずるの力なく、若し之を變ぜんとせば、農民は多衆團結して之に迫るの氣力あるに至りぬ。封建制度なかつせば人民は全く奴隸となりて國家成立の柱礎なるに至りしならん。歷史は封建制度に謝せざるべからざる也。中にも市府は凡べての所得に對する課稅なく、生活の餘裕あるがため、羨むべき境遇にあると共に、多くの市府は城下にして、武士の一群を圍繞して政治上の中心たるがため、上は武士の財力を吸ひ、下は農村の人民を吸ふて、絕大の進歩を爲し、其生活習慣の變化、日夜に絕へず。千里一色、百代一樣なる封建制度に多少の變化

十二年人口を調査せしに男千四百十六萬七百三十六人、女千三百四萬六十四人、公家武家の外也。三月神田佐久間町より出火して東は深川靈巖寺島に至り、南は新橋に至り、西は城濠に至り、大名屋敷四十七、旅下の家八百町、家十一萬七千を燒く。死者千九百餘人。十二月京都にて切支丹の徒を得て之を殺す。

*一坪な數一升米五合と定め、其七分を納租とするものにして、一段分より三斗五升を納むる也。

此頃より寄席起る。天保三年大盜次郎吉を梟す所謂鼠小僧是也。

新要素を與へしものは市府なりき。故に寛曆二年(二千四百十六年)には日本の人口二千六百萬千八百三十八なりしもの、明和天明の飢饉、水旱を經て文政十二年(二千四百八十九年)には公家武家の外、二千七百二十萬八百人に達し、而して首府たる江戸は寛政の終(二千四百六十年頃)に於ては武家を外にして町人のみにて已に一百五十萬の人口を有したり。近時に比して中央集權の勢如何に强大なりしかを想見すべし。

**四百十七節　江戸生活の緊張、江戸文學の再興其密制的特色、肉慾の天國**　天明の年は田沼意次の執權の時にして、江戸の市民驕奢なりと稱せられしも、一般の市民は猶ほ質素にして、飯田町の市人にして小紋染の羽織を有するもの、唯一人なりしがため、彼が外出するや、市人を憚つて家を離るゝ遠くして後、之を被りたりき。今や天明を去る四十年にして江戸の市民にして躰面ある生活を營むもの紋樣の羽織を有せざるなきに至りぬ。安永明和の頃には大諸侯の城下を除くの外、大街道の宿驛にて用らるゝ菓子は、多くは五荷棒にして千住より以北の地には干菓子なるものを見る能はざりしに、今や通邑大市至る所、千菓子を見ざるなきに至りぬ。足半を穿ちたる武士の子孫は、一足一兩の下駄、印天皮の雪駄を穿ち、其妻は引出ありて內に銅壺を設けて湯を煮歩行しつゝ足を暖むる下駄を穿てり。一個廿五兩の住吉煙管は交遊社會の流行となれり。一個金一匁五分の牡丹餅、一個三匁五分の鹿の子餅、一個金一分の雁を食はずんば通人粹客と稱すべからざるに至り、熱天に頭を陋らしたる町人農夫の子孫、二百匁の傘をかざすに至り、人口の增加と生活の進歩は殆んど走馬の勢を以て進みぬ。然れども不幸にして封建の社會は、市民をして此の富と勢力とを用ゆる所なからしめたり。彼等は政治に參與する能はずして、百萬兩の分限者も武家の名を聞きては、中間、若黨にすら首を垂れざるべからず。故に公共事業に對する思想なるものは殆んど絶無なりき。彼等は聲劒を學ばんとせば、町人に無用の事なりとして禁せられたり。彼等は家居を壯麗にせばば、初めは驕奢なりとして禁止せられしも已に禁すべからざるを見るや冥加金、國役金を課する標準とせらるゝに至れり。彼等は儒學を學ばんとするも、學問は彼等をして適ま身を過たしめて、老學窮に終らしむるものなるを見たり。彼等は已むを得ずして、其の富を煙草入の細工、金具に費し、火鉢屏風に費し、子女の衣服に費しゝかば纖巧にして綺麗なる工藝は漸やく盛なるに至りしが、此等の事猶ほ彼等の心を滿たしむるに足らざるや、彼等は輕妙なる軟文學を需要して、其慾を充たしめんとするに至りしかば、從來一たび政治的の貴族の手を離れたるも、猶ほ智識上の貴族にのみ有せられたる文學は、漸やく國民の大部分間に行はるゝに至り、其翅楚としては式亭三馬あり、十遍舍一九あり、京傳あり、馬琴出るに及びて、漢土の演義を翻案して、之を通るに流麗雅健の和文を以てせしかば、歷史は直に小說となり、八犬傳出るに及びて日本國民をして歷史的題目を悅はしむるに至り、徂徠

兼台が漢文學によりてせしが如く、江戸の文學は再び日本文學を支配するに至りぬ。此時代の文學の特色は、其の希望なきにあり、悲愁なきにあり、喜劇的なるにあり、宗教の感化を脫したるにあり、蓋し日本文學ありて以來、文學が佛敎の感化を受けざる時はあらざりき。殊とに文學は人事に關れず、唯だ自然を歌ふ和歌に止るの時代に於ては、輕柔なる山川和樂なる天地は、萬有神敎的の宗敎思想を感受するに適當なるものありしかば、文學は宗敎の感化を脫せんと欲するも殆んど脫し得ざりき。中世以後亂離相繼ぐや、武夫、戰鬪に忙くして才子、謀策に志を專らにし、文學は一に僧侶の手中に存するや、佛敎の感化は詩的形躰を以て散文の中にすら入り來りしが、天下の大亂久しくして、僧侶すら攻戰に忙しく、文學を忘るゝ時、德川氏天下を一統して文敎を起すや、狷介排他の氣習に富める宋學滔々として入り來りしかば、儒佛の爭となり、和文起つて國史によりてまた佛敎の妄誕を說くや、宗敎の感化漸々文學を離れんとするに加へて、文學の題目は自然と離れて人事に入り、歌詠を離れて論評となり、頓悟を離れて思辨となるや、宗敎的感化は其根底より塗絕せられんとす。寬政より文化安政に至る江戸文學は此の如き氣運の中に生じたるもの也。殊とに其記者は物質的快樂に心醉し、今日あるを知つて明日あるを知らず、生の樂しむべきを知つて、生の痛苦を知らず、生の何たるを解せず、死の何たるを知らず、滔々相率へて醉生夢死せんとする江戸市民の氣質に醫生せられたるもの

なり。之に加ふるに、漢學は松平定信が官學私學の別を立てしより、拔くべからざる學黨を樹て、定信退くも柴野栗山、尾藤二州、古賀精里等、其徒を集め、黨を募り、益す正邪の別を正せしかば、官學は老學究の府となりて生氣なく、唯だ國法によりて其位を保たんとするのみ。私學の徒また唯だ多く考證、經義に汲々として、直ちに其胸臆を據ぶるものなかりしかば、文學上の制作は汗牛充棟なるに時世を代表し、時代を畫する作物なく、僅かに賴山陽*の日本外史あるのみ。而して私學禁止の結果として一方に於ては有爲才幹の士をして放浪戲謔、一世を醉夢に附せんとするに至らしめしかば、江戸の文學は自然に未來の望なく、過去の回顧なく、唯だ現在の生を享けて歡笑逸樂せんとする思想を示めし、舟車の通ずる所、書冊の達する所、此の現世的思想は全國を動かしぬ。而して此現世的思想の結果として肉慾の天國は益す上下に樹てられて、畜妾、聘妓の風は公然として行れ、士君子の面目として誇られ、諸士の幕府より退くや、若黨をして挾箱其の他の器を携へて家に歸らしめ、直ちに遊里に出入し、諸侯の歡樂また公然妓を聘するに至る。此の如き敗德亂倫は獨り男子に止らず、女風もまた甚しく亂れ、俳優身を變して谷中の法華寺延命院の住職となりて日道と稱し、幕府の婦女を寺中に姦するに至る當時江戸市中の私娼二十三町に散在し四千一百八十餘人に至りき。



此の如き驕奢淫逸の結果として、上下財用に窮し、江戸の諸士最早や



*山陽の日本外史は新井白石の讀史餘論に基く、勤王論に基く、憤見行文、訓點多し、また日本政紀は、武元立平の史鑑を變更したるのみなりと雖も行文の雄快なるが爲めに、却つて原本なる淩ぐの眞價あり、

淺草の倉廩より米穀を受くるの期を待つ能はず、定期の米穀を抵當として札*差より負債を起し期に至つて償ふ能はず、益す缺面と信用とを損す。而して不思議にも政治上に於ては其勢力彼等の十分一をも有せざる宮、門跡、寺院、盲人是等の困窮武士の債主となりて、酷薄の手段を以て之を苦しめしかば、優劣古今、地を異にするに至る。文化十四年十二月幕府の庫中に現存する正金六十五萬八百六十餘兩にして、寛政の十年の調査に比すれば四十二萬八千九百兩を減じ**たり。之より先き總國役金を命じ、大坂の商賈より一百萬の御用金を集めしに係らず、此の如し、以て幕府財政の窮乏を知るべく、以下諸士の窮乏を推測すべき也。此に於てか文政元年勘定奉行服部伊賀守、古川山城守の議により、二分金を作り、繼てまた一切流通の金銀貨を改鑄し、其實を粗惡にして、其數量を增加し、以て幕府の金庫を利するに至りぬ。之より先き、元文元年、荻生徂徠の議によりて貨幣を改鑄するや、新井白石の定たる貨幣制度を亂したるに、明和九年、財用に窮するや、勘定奉行川合久敬の議によりて南鐐二朱銀を發行して、通貨の不足を補はんとしたりしが、當時金銀格價の差を知らず、八片の南鐐銀を以て金一兩に更換すべしと定めしかば、金貨頓に下落して、幕府、人民共に其弊を受くること前後此の如きはあらざりき。蓋し泰西各國にあつては、十八世紀の初めは、金一銀十五の比較なりしに、一朱銀八箇を以て金一兩に更ふるは金一銀六の比較なりしかば、潮水の落つるが如き勢を以て金貨は海外に落ち

*札差とは倉廩預りの市人也。

**明和七年十二月三百萬四千百
四十八兩
天明八年十二月八十一萬七千二百七兩
寛政十年十二月百七萬九千七百六十三兩

六年十二月仙臺藏米政を失し人民蜂起す、即ち其知行を減ず。

與力同心手代、金錢により て渡入より入るに至る。



去りぬ。此の如く前後財政を過つ數回なるに、今やまた改鑄を行ふ。是より物價騰貴して市場の信用滅じ、商人、産を倒すもの少からず。

四百十九節　諸侯商賈に負債す、幕府の施政政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壞

此の如き狀態は獨り江戸に止らず、全國を通して皆な然かり。唯だ此の變革の波及するに遲速と厚薄とあるのみ。加ふるに諸侯は自家の驕奢淫逸に奉すると共に、上幕府に奉する所なかるべからず。本國にありて國主たる政府と侍妾とを中心としたる後庭を維持せさるべからさると共に、江戸に於ては正妻を中心としたる後庭を維持せさるべからず。故に其の財政にして亂れざるものとせば、二三藩あるのみ。沿々たる三百の列藩、多くは江戸、大阪、其他城下の富豪に負債せさるものとてはあらず。此に於てか已に平民を保有發達せしめたる諸侯は、今は唯一、平民に誅求して困厄を脫するの道となし、曾つて國民の救たる封建制度も今は國民の厄となりぬ。是より農民多く國主に向つて反抗するもの少なからさりしが、諸侯の困厄は獨り此に止らず、江戸詰の武士と、本國にある武士と意見を異にするがため、學黨の分るゝがため、每々執爭を起せしが、田沼意次、强ひて諸侯をして幕府の宗族を聘ふて世子たらしめしより、將軍は其の宗室の權勢の四方に達するを喜び、諸侯の重臣は、また幕府の殿中に翔翔するの便なるを喜び、此風靡然として盛んに、小諸侯また大諸侯の子を養ふて家

を繼かしめ、以て列藩の間に地歩を占めんとす。是より諸侯の中また本系と外系とによりて黨を分ち、派を樹て、毒殺、暗殺、羅織の御家騒動となり。封建制度の内容は、上は幕府より、下は諸侯に及ぶまで頽然として崩れ初めぬ。此の時に方つて人民の權力はまた侮るべからざる發達を爲さんとしつゝありき。固より幕府の當時に於ては、今日の意義に於て云ふ所の民權なる思想は毫も見るべからざりしと雖とも、士人の訴求に堪へざる反動力は、町村都邑の庄屋名主中に幾多平和のハムプデンを出したり。抑も封建制度の下に於ても、二百餘年の歳月は自然に一種の地方自治制を生じたり、是れ實に日本國民が水火の壓抑を經て猶ほ今日あるを得たる大原因なりき。而して庄屋、名主は小なる代議士と、郡長の如き半官半民の性質を有して、此の自治制を管理せり。此の庄屋名主は、大概千百年來の門閥と德望と技倆とありて、自然に人民の歸服を得たる者を任ずるの慣例なれば概して其人を得たるものなり。彼等は其意氣と、志想と、學問と、門閥とに於て、遙かに士人に劣らざるものなりしかば、其士人の訴求、代官の暴虐なるに出逢ふや、彼等は牝鷄の翼もて雛鷄を掩ふが如く、身を以て之に代りて人民を保護するものなりき。彼等は固より人類同權の通義を知るものにあらず、然れども天下は天下にして一人の天下にあらずと云ふ支那的の民主主義若くは歴史上の明君良相が人民の利害は即ち國家の利害なりとなせる嘉言善行によりて、疎末ながらも其政治主義を作りたれば、幕府の時に方りて、最も能く人民に忠實に、公共の利害の爲めに己を犧牲とするの精神は、庄屋名主若しくは是等同一門閥の町人百姓の間にのみ存じたりと云ふも不可なかりし也。彼等はクロムウエルの如く郡中鄉内の小チヤールス王(代官)と戰はず、また彼の如く成功せざりき、然れども彼等の多くはハムプデンの如く公共の爲めに生命財産を擲ちたり。或る者は之がために其目的を遂げたり、或る者は徒らに失敗せり。然れども彼等の所業は、ハムプデンの傳記の如く、口舌により、疎末なる、出版物、寫本によりて天下に流傳し、また演劇、淨瑠璃によりて人民の中に嘆美せられたり。幾多の豪傑談、演劇は、悪代官と良名主との爭を以て綴り爲されたるを見ては、實に名主庄屋は、幕府時代に於て民權の一大城塞たりしを見るべく、封建の基礎已に動搖しつゝ在りしを見るべき也。

**四百二十節　諸代微弱にして、外様の大名自立の志あり**　此かゝる社會にありて、若し雄藩大侯にして、儼然たる兵馬の備あり、財政に窮せず、農民の反抗なく、自恃勇往の氣慨あるものあらば、彼は當然天下の恐怖たらざるべからず。而して不幸にも德川氏に取りて順良の臣屬たるべき諸侯、多くは已に頽然として微弱。天下の恐怖たるべき雄藩大侯は、家康が死して猶ほ其木像を南面せしめて瞰視せんと云へる西南諸侯の中にありき。享和三年十二月京都の商賈薩摩より歐洲産の物品を購ひ來る、其出所を問ふに不明なりと云ふ。幕府以て密商となし薩摩の國主に照會し

て其賣主を糺問せしめんとすれば答て曰く、彼れ已に死せりと。或はまた曰く、彼れ已に逃遁してあらずと。幕府其密商を掩護するものあるを疑ふも、遂に之を糺問する能はざる也。然れども事實は幕府の猜疑したるよりも大にして、外國貿易の制限嚴なるに係らず、薩摩は久しく外國と直接に貿易して、三四ヶ國の語に通ずる譯官を備たりし也。また天保七年、肥前の國主鍋島齊正、國に就かんとして川崎驛に札を掲ぐ。一橋齊位川崎を過ぎんとし、其從士、驛吏に命じて齊正の札を撤せしむ。驛吏鍋島を恐れて從はず、從士自ら之を踏み挫きて去る。齊正大に怒り、一橋家のために蹂躙せられたる松平の姓は享くるに足らずとなし、之を幕府に返さんと乞ふ。眼中已に德川氏なきが如し。幕吏大に懲愕して百方之を慰諭し、急に一橋家の從士を刑して、事僅かに已むを得たり。政權微弱にして、以て雄藩を鎭壓するに足らず、尾大不振の勢、漸やく現れ來る。此時に方つて英雄の士樞機に當るも、事猶ほ濟し難きを憂ふ、況んや老中の首坐たる水野出羽守忠成は、唯だ大奥の寵によりて其位を保つ曖昧模稜の宮人のみ。故に微弱なる政權、また大奥に蠹食せられ、松平定信、信明が極力抗拒せる一橋治濟は、忠成の世に至り、遂に准大臣の待遇を受くるに至り、世に儀同樣と云ふ。已にして忠成死するや老中大久保忠真之に代る、忠真忠厚、多く忠成の非政を改めんとす。然れども大勢滔々として逝て歸らず。

## 四百二十一節　天保の飢饉、亂民の暴狀、大鹽平八郎の亂

時に天保四年より米穀登らず。加ふるに金銀疎惡なるかため、米價騰貴し、貧民食を得ずして道に倒る。此の如きもの三年。江戸市中に於てすら餓莩道に横はるに至り、窮民所在、相集つて亂を爲す。其最も大なるものは武藏に發し、美濃に發し、甲斐に發し、上野に發し、下野に發し、相率ゐて江戸に發し、以て自衛に備へんとし、紀綱索然として振はず。窮民ならざるものも、禁を犯して劍を學び、以て自衛に備へんとし、紀綱索然として振はず。窮民ならざるものも、之より豪農また暴政に飽きて、人心變を思ふ。時に大坂の與力に大鹽平八郎なるものあり。王陽明の學に通じて中齋と號す。剛果峻嚴、最も治獄の才に長じ、奉行高井山城守實德の重用する所となりて、數ば大獄を斷じて重名あり。已にして實德老を以て官を解くや、平八郎また之に從つて退き、諸生を集めて書を講ぜしが、居常快々として志を得ず。幕府の紀綱索然として振はず、亂民四方に起り、人心恟々たるを見て、自ら驅河の今川義元の支流と稱し、其子格之助を元服せしめて、窃かに今川弓太郎と稱せしめ、藏書萬卷を賣つて窮民を救ひ、且つ告くるに天滿天神の邊に火災あらば、急に來るべきを以てし、鍋砲木砲四個を作り天照大神、湯王、武王、德川家康の雄を作り、政府の腐敗、官吏の私曲を數へ、下民のために姦官を誅するの檄を四方に傳へて、天保八年三月十九日の夜、門弟同心徒黨數十人と共に火を放つて大坂を焼き、紛擾に乘じて事

を起さんとす。與黨平山助次郎、志を變じて急を本行に告ぐ。時に舊奉行跡部山城守良弼、職を新奉行堀伊賀守利堅に繼かんとす。二人即ち先づ大鹽の與黨を誅ふ。平八郎之を聞き、十九日の早曉、自ら其家を燒きて、火を四方に放ち、天神橋を落とし鴻池、三井以下の富豪を砲擊して燒夷し、窮民を駈り、農夫を募り、勢に乘じて大坂城に向はんとし、途に邀擊せられて敗走し、平八郎以下與黨或は自殺し、或は焚死す。平八郎等初め退ひて武庫郡甲山に據り、天下の動搖を待たんとして事此に至らずして破れし也。

天保八年六月越後相崎に一揆三千人起る、大鹽の徒と稱するもの三十餘人之が首領たり、日ならずして平らく。

九年三月四條のため三家以下五百俵以上高五百俵につき二兩百俵以下は百俵に一兩二分を獻せしむ獻金の數百六十萬四千八百四十兩造營の費す所百四十萬二千百六十九兩。

**四百二十二節　家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ**

大鹽平八郎の亂は須臾にして夷らぎ、其燒く所も一萬二千五百戸に過ぎざりき。然れども西南の雄藩大侯が、德川氏の威を憚からさるのみならず、區々の匹夫を以て、大坂によりて天下を動かさんとしたる一事は、深甚の感動を世人に與へ、幕府衰亡の時を報ずるの晩鐘の如くに聽かれぬ。越へて四月將軍家齊老衰を以て職を其第四子家慶に讓る。九年三月西城燒失して役を諸侯諸士に課して造營せしめ、五百俵以上の祿を有するものは百俵に二兩、五百俵以下は百俵に一兩二分を獻せしむ。鍋島齊正、財政窮乏を名として其課役を半減し、且つ十箇年賦とせんことを乞ふ。若し此事をして三四代將軍の頃にあらしめば、直ちに國に歸りて兵を案して俟つへしと命せらるべきものなるに、威信已に落ちし幕府は、二萬兩を貸して課役に應せしめたり。近世の事變一として幕府の威信地に落ちんとするの光景を語き出さゝるものにあらさるはなし、家慶の宰相たる老中水野忠邦は、此の如き事態を見て慨然たらさる能はさりき。

十年正月日本總圖成る。五月百姓の武器を禁ず。十町方の火消の風を愚なりとて禁ず。

八月百目以上の鐵砲を藏るものは屆くべきを令す。

十一年二月褒坊主の隨便にして祿を失して路頭に迷ほるを戒む。

九月府下の兩替屋六百人と規定し此外に營業するを禁ず。十一月太上天皇崩す。水戸齊脩の獻言により法號を贈り光格天皇と諡し佛事を營むを止めるに止まらしむ。

**四百二十三節　歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外交改革**

此の時に方つて歐洲の形勢は一大變革を來しぬ。秀吉の時代は西班牙、葡萄牙全盛の時代なりき。英佛の二國歐洲に雄峙すと雖も、猶ほ力を絕東に用ゆる能はず、海上の覇權は和蘭に專有せられぬ。已にして家齊家慶の時に至ては、佛國には空前絕後の大革命を生して歐洲全土の兵を四境に受けて、進んで之を撥溻するあり、已にしてナポレヲンの現出となり、ウヲトルロウの大戰となり、ブルボン家の復興となり、市民王ルイフヰリップの即位となり、英國に於ては家齊將軍となるに先つ四年、北米合衆國の獨立するあり、文化元年露國の使節レサノフトの長崎に來しより一年の後にはチルソンの佛國艦隊を覆へすあり、和蘭海上の覇權漸々、英國の手中に歸し、文化五年には葡萄人をして曾て東南洋に雄飛せしめたる根據地マカヲを取らんとし、文政七年には日本國民が山田長政等の手によりて新故郷を立てんとせるマレー半島のシンガポールは英國の屬地となり、其少年は、英國の王は波斯を統治すと誇稱するに至る。已にして天保九年、英人、日本海中に漂流せし日本人七人を救濟す。和蘭人之を見て英人に告げて曰く、日本は祖宗鎖國の法禁を守りて他國と好を通せず、故にまた漂流人をも他國より受

けさるべし。請ふ日本に代りて之を受けんと。英人聽かず必らず自ら之を授與し、且つ之を以て日本と好を通せんと欲す。和蘭人即ち英艦の來るに先つて之を幕府に報ず。水野忠邦が出でゝ、家慶の宰相たるや、劈頭第一、此の邊警に接し、今や內は上下驕奢にして淫逸なるを見、外は歐洲の諸國、我を壓せんとするの形勢を見て、定信よりも一層の猛氣、一段の性急を以て、勤儉政治を行ふて、社會の惰氣を懲ち、紀綱を振肅し、內は以て尾大不振の弊を矯め、外は以て喪狄に對峙せんと欲し、即ち大衆を評定所に集め、英船來らば打つて之を退くること文政八年の令の如くすべしと決しぬ。

**西洋二十四節　蘭學の起原、鎖港の國**

然れども英艦來らば如何にして之を攘はん乎。西班牙の必勝艦隊を沈沒せしめ、ツラファガルに佛國の艦船を破碎したる百練千磨の艦隊は、何を以て防がん乎。忠邦は唯だ盛氣、憤慨するのみ。歐洲の形勢に至ては茫々焉として通ずる所あらず。然かも議を蘭學者に徵することも爲さりき。初め前野良澤*等が和蘭の文學を學習し、其實學文化技巧の卓出せるものなるを唱ふるや、有識の士、漸やく、外國必しも皆夷狄にあらざることを知り、和蘭學を攻究して其長を取らんとするもの相繼ぎ、長崎にある蘭醫シーボルトの門は最も多く俊秀の士を出入せしめ、蘭學漸やく一派を爲す。吉田長淑、馬場貞由、小關三英、高野長英、伊藤圭介、伊東玄朴、戸塚靜海、渡邊登、坪井信道、杉田玄卿、鈴木春山等最も名あり。彼等

十二年十一月松平能登守家來佐藤捨藏儒者となり二百俵十五人扶持を與ふ。

十二月諸侯大身此頃其先祖の勳を論じて官位を望むものあり、令して之れを禁す。

＊時人蘭化先生と云ふ蘭人の化身の如しと云ふ也。數十の蘭字を知るを初めとして經學勉強、稍々泰西の實學に通ず。

漆のかきろしを飛ばし、女髮結を厳禁し、役者の市中に雜居するを禁す。

市中の寄席を十五席に限る。十宮參詣行を禁ず。女芝居を禁ず。

＊渡邊登は三宅土佐守の老臣、高野長英は陸奥水澤の人にして勾町に町醫を業とす、小關三英は出羽庄內の人にして幕府の司天臺なり。長英脫出で渡邊の後ち宇和島侯に身を托せしと傳聞するも、即ち江戸に歸りて

季節に先ちて珍菓異果を賣るを禁ず。

の談話によりて和蘭は仙郷の如く有爲の徒を魔醉し、和蘭と云へば奇巧珍器の稱呼たるに至り、街頭の招牌、和蘭文字を用ゆるあるに至る。時に渡邊登、高野長英、小關三英、遠藤謹助等、知識を交換せんがため一社を結み、尙齒會と云ふ、時人、尙齒會及び蘭學者を並稱して蠻社の徒と云ふ。諸藩の士往々來つて學問時務の疑を質す。天保九年十月、尙齒會の徒相會す、評定所の書記勞賀市三郎、會衆に語るに英人將に來つて請ふ所あらんとし、幕議擊攘に決したるを以てす。會衆大に驚き、英人漂民を送る已に高義也、故なきに之を擊攘するに至ては天下の公道にあらず、且つ英國は天下の覇主にして、其陸軍は精銳天下に比なしと稱せらる。吵々たる我國を以て、武備なくして之を擯はんとするは、國家の危殆なり、是れ決して傍觀すべき時にあらずと即ち、登は缺舌小記、愼機論を作り、長英は夢物語を著はし、人をして之を老中太田備中守に呈せしむ。有志傳寫、物論大に起る。此時に方つて大學頭林衡の子、鳥居耀藏なるもの有り、目附の職にあり、生平深く蠻社の徒を憎みて、夷狄禽獸の徒人心を危くするものとなす。已にしてまた江川太郎左衛門と隙あり、江川は蠻社の徒也。耀藏の下吏、小笠原貢藏、蠻社の徒を誘するに一向の僧、順宣の無人島を開拓するの議に與りとなす、耀藏大に悅び、舞文羅織して之を忠邦に告ぐ、忠邦即ち町奉行に命じて之を執へしむるに、渡邊登*、高野長英は縛せられ、小關三英は罪を滯主、岸和田侯に及ぼさんことを恐れて自殺す。奉行大竹安房守、紙牌百

邸にあり、薩侯の北に趨下して三兵タクチツキを謀す、伊東祐亨之を見て評して曰く、長英の文明快、長英のごとくならざるべからずと。是より抽斗の追跡する所となる。

四月江戸市中の悪通は土蔵破屋に敕しむ。

六月文學勵奨のため諸侯をして大部の書一二部を献版せしむ。加賀の欽定四書、長州の名臣奏議、薩摩の左傳等之れより起る。

俳優市川海老蔵を追放す、贅美の爲めなり。町人の金銀器を用ゆるを禁ず、途上之を奪ふに至る。

七月出家社人の市人と雑居するを禁ず、町中にて念佛、題目、俚唱相和するを禁ず。

俳優の半分を停むるを受くるものあり、令して五百兩に止らしむ。

入情本を禁し、版木書籍を没官す。

十月大久保加賀守、水茶二宮金太郎を川へ遣して普請役格とす。

寺門静、柳亭種彦、為永春水等を逮捕せしめ、後ち贖罪せらる。

江に百姓一揆あり。

十二年の九月より此の年の末に至るまで府民の挙ぐるものあり、令して五百兩に止らしむ。

入情本を禁し、版木書籍を没官す。

十月大久保加賀守、水茶二宮金太郎を川へ遣して普請役格とす。

寺門静、柳亭種彦、為永春水等を逮捕せしめ、後ち贖罪せらる。

江に百姓一揆あり。

十二年の九月より此の年の末に至るまで府民の挙ぐるものあり、令して五百兩に止らしむ。

方途に、登を無人島開拓の計畫に與からざるを明にす。然れども島居耀蔵等必らず之を刑せんは已まざらんとし、目するに繰まに時事を論じて宏言衆を惑はすを以てし、登は蟄居せしめられ、長英は永牢を命ぜらる。已にして長英、牢を脱し、面を焼き、貌を變して蟄伏することなすこと敷年にして、捕吏の覆ふ所となりて自殺す。是より蘭社の徒は何時、禍の其身に落ち來るなきを保せず、戰々兢々として首を感む。

**四百二十五節　忠邦の倹約政治、財政改革、忠邦の人物、改革**

此の如くして水野忠邦は歐洲の文明を傳ふるの口を箝したり。然れとも彼等の論説を見たる彼は、愈よ國防の要を悟り、紀綱振肅の急を感じ益す酷辣の手腕を以て之を斷行せんとす。然れとも前將軍家齊の寵臣、若年寄林肥後守忠英、側衆取次水野美濃守忠篤、小納戸美濃部筑後守等猶ほ家齊の寵を負て事を用ゆるを以て、容易く其志を遂くるを得ざりしが、天保十一年十二月家齊の死するや、忠邦志を決し、林、水野、美濃部の三寵臣を黜け、其黨與を除き、遂に將軍家慶を擁して蓄政改革の端を開く。先づ幕府の吏人を會し、將軍をして一切の政治、享保寛政の古に歸すへきを命せしめ、忠邦其旨を敷演して改革の已むへからさるを諭す。是より猛烈なる手段を以て其所謂る改革なるものを行ひ。將軍をして訴訟を傍聽せしめ、茶坊主の貪濫無禮を戒飭し、異風の頭巾によりて容を掩ふを禁じ、富札を禁じ、農夫が平常蠟燭雪駄を用へ、家作を美にするを禁し、村落に江戸菓子を賣り、上菓子を作るを禁じ、殊とに力を極めて町人の驕奢を禁じ、高價なる菓子、美麗なる女服、能装束、金物及び箱を用ひたる破魔弓、蒔繪刀、羽子板、人形の八寸以上なるは悪く之を禁じ、若し此令に背くものあらば直ちに刑罰に處せしめ、甚しきは吏人の見を以て過分となすものは、直ちに途上に於て剥取らしむるに至る。其他女髪結を禁じ、俳優の市民と雑居するを禁じ、江戸の寄席を十五席に限り、雨替屋を制限し、女子の淨瑠理三絃を教ゆるを禁じ、理髪店の艶麗を彩色するを禁じ、諸國の民、江戸下りの俳優を偪ふて興行するを禁じ、石燈籠手水鉢の一個十兩以上のものを用へさらしめ、金銀を施したる看板を禁じ、蘭字を看板に用ゆるを禁じ、遂に進みて十一年十一月には、町人は男女ともに絹紬、木綿廉布の外、一切用ゆるなからしめ、農夫は村役人のみ絹紬を用ゆるを許るし、其他は布木綿に止らしめ、羽二重、縮緬、繻子、唐物は帶とするも、襟とするも、袖口とするも不可なりとす。更らに進みて、農民は久しく、江戸に滞留して已に江戸の戸籍に編入せられたるもの、外、一切、江戸に滞留するを禁じ、皆な鄉土に歸らしめ、之に背くもの或は其家財を没官せられ、或は江戸を追放せられ、或は獄に下され、其法禁の峻厳酷烈なる、雷電の過ぐるが如きものありき。然れとも市民、農夫往々にして之を用へざるものあり、不平の聲囂々として上下に充つ。其の江戸の内地貿易を占有したる十組問屋の制を廢し、凡べての商



鬼徒關東に横行す廿九年に命じて錦服せしむ

品、問屋の手を經ずして賣買するを自由ならしめ、二百年來の經濟制度を根本より覆へすや、江戸富民の輿論は、全く彼を敵視して必らず之を除かんことを願はしめ、謗毀四方に起り、また其老中たるの威權を見ざるものゝ如し。識者之によりて幕府の威信半ば地に落ちたるを知る。傍觀の識者は已に其爲すべからざらんとするを見たり。忠邦もまた非常の危機の迫るを見たり。然れども彼は非常の危機に迫りしを見たるが故に、更らに猛烈の手段を以て之に對せんとし、一方に於ては文政八年の外船の打拂の令を罷めて外船を寛待すべきを命じて、妄りに戰端を開かざらしめ、一方に於ては長崎の高島四郎太夫を召して砲術を旗下の士に敎授せしめ、以て國防に備へんとし、また幕府の財政を整理し、政令の速達して中途に逗遲するなからしめんがため、江戸大坂を中心として、十里四方を幕府直轄の地として。從來の領主には更らに地を換へて與へんとす。當時幕府の歲入一百十萬千四百四十五兩(天保十三年)にして、歲出は一百六十三萬五千三百八十八兩を超へ、田租は入る所五十七萬七千七百石餘にして、出す所五十七萬四十三石餘也。此の此き財政窮乏を治するの策は、唯一御用金と貨幣改鑄の二策あるのみ。忠邦が大坂江戸の四方十里を幕府の地とするは、即ち幕府のために財政を整理する唯一の活路也。然れども此の一事最も旗下諸士の利害に關するを以て、群議四方に起りて、忠邦を攻む、之より先き、天保十二年、忠邦、松平大和守、酒井左衛門尉、牧野備前守の封を移さんとし、已に

四月惡により往來するもの多く、旗下の士馬を派よもの多し、令して之を戒む。

五月市中に金銀を施したる者板を出すを禁ず。

印幡沼を開墾せんとす。



和國王の書翰の要に曰く一二百年前高名なる烈祖現家康より信牌を賜はりて我が國人貿易のために航して交易をなすの事を許さる。以來我が國人貿易をなすの事を許さるゝにより國に於て待遇せらるゝこと厚且つ久しきこと比ひなし。今年に及び拜謁して其實を盡さんと欲するに當り、亦信義を以て我を遇し、此も亦平和恩義を以て彼を遇へたる國書を賜はりて、都て内地に於て安全なる如くならしめられんことを欲す。然るに交易の事及び書翰の往來は從前の如くなるべきも、非常の變ありと雖も、其目的を貫かんがために、酷吏、苛斂誅求を以て人民を困しめ、國内騷亂の端を開くが如きは、決して之を爲さゞるべし。

命を下す。將軍、田安、水戸兩家の干渉によりて、遽かに之を止む。忠邦、聽かず強て之を行はんとす。將軍猶ほ許さず。忠邦、事已に命じて之を更ゆるは幕府の威信に關するを以て、遂に病と稱して出でず。將軍また群議忠邦を攻むるや、將軍また忠邦を已め、併せて土地交換の法を罷む。此に於てか、反動は一時に起りぬ。數千の士民、夜忠邦の家を襲ふて瓦礫を投し、兵士を以て僅かに之を鎭壓するを得たりき。蓋し忠邦は松平定信が享保の吉宗を理想的政治家としたるが如く、寬政の定信を以て理想的政治家としたり。然れども彼の人物は定信よりも一層堅實にして、一層剛果に、定信の溫平たる紳士の風あるに比して、彼は俊爽、快利、老吏の風ありき。而かも其執拗誨らず、必らず其所信を貫かんとし、其人眞摯誠實なりと雖も、其目的を貫かんがためには、酷吏、小人と雖もまた之を用ゆるの點に於ては、恰かも王安石の系統を引く。彼は此の如くして權力を得たりしが故に、また此の如くして敗れし也。

**四百二十六節　佛艦琉球に來る、荷蘭國王開國を促がす、阿部正弘、水野忠邦に代る、藩士橫議の兆**

已にして一片の警報は天外より落ち來りぬ。弘化元年三月佛蘭西の軍艦一艘琉球に來り、英人が日本の其國を鎖して萬國と交通せざるを憤り、將に之を擊たんとして先づ琉球を取らんとすと聲言し、琉球王に勒め、佛蘭西の保護國となりて宗社頗滅の禍を免るべしと云ひ、清人一人、佛人一人を止め

て去ると。幕府の士人之を聞き其虚喝なるか、風説に止まるかを疑ひ、議論紛々、制止すべからず。將軍已むを得ずして再び水野忠邦を召す。忠邦固辞して出でず、將軍強ひて之を起す、忠邦即ち堀太和守を引きて老中とし、與に事を謀る。之より阿部黨、水野黨、幕中に爭ふ。已にして六月に至り長崎の和蘭人、上書して本國軍艦の來らんとするを報し、且つ軍艦は他の商船と異なるが故に、船中の武器を檢査するの前例を廢し、且つ其の士官の帶劍を容認し、併せて軍艦より陸上の砲報に答砲せんことを乞ふ。幕府怪訝して其答砲を許さず。起つて八月和蘭の軍艦パレンバルグ號果して長崎に來り、其艦長コープス國王の書を呈す。其書懇情誠裏、日本が鎖國の政策を取つて、萬國の憤怒を買ひ、遂に強國と戰端を開くに至らんことを憂ひ、外船寛待の令を擴充して、開港通商に至り、以て干戈の患を免れんことを告げ、且つ世界地圖天文、地理、化學、工藝の書册、銃器を將軍に送る。果然、佛艦が琉球に揚言したる所は、虛喝風説に止らさらんとするを見たり。此時忠邦權勢を失し阿部正弘執政たりしが、温厚、衆を容るゝの質ありと雖も、果斷、膽氣、政府を率ゆるに至つては其長所にあらず。加ふるに世界地圖を見ては渺々たる日本の島嶼の狹小なるを見たり。歐洲列國が千萬里の波濤を超へて東方に來るの雄志は察せられたり。幕府の諸吏、茫然として答ふる所を知らず。衆論紛々、歸着する所なく、黨爭また之を亂し、遂に水野忠邦を退け其濱松城を奪つて之を山形に移し、其黨

支配する頭役の若きより告げ、今より幸まで兩國互に書を通ずることなく且書を通ずべきことあるも今に至るまで默止すべきに止すべからざる一大事起れり、拘國の關係する事實なるを以て未然の患を下に告げ、是より終に和親を約すと雖も、猶未だ全く拘國の非を責めざるの前例を廢し、且つ其の士官の帶劍を容認し、併せて軍艦より陸上の砲報に答砲せんことを乞ふ。幕府怪訝して其答砲を許さず。起つて八月和蘭の軍艦パレンバルグ號果して長崎に來り、其艦長コープス國王の書を呈す。其書懇情誠裏、日本が鎖國の政策を取つて、萬國の憤怒を買ひ、遂に強國と戰端を開くに至らんことを憂ひ、外船寛待の令を擴充して、開港通商に至り、以て干戈の患を免れんことを告げ、且つ世界地圖天文、地理、化學、工藝の書册、銃器を將軍に送る。果然、佛艦が琉球に揚言したる所は、虛喝風説に止らさらんとするを見たり。此時忠邦權勢を失し阿部正弘執政たりしが、温厚、衆を容るゝの質ありと雖も、果斷、膽氣、政府を率ゆるに至つては其長所にあらず。加ふるに世界地圖を見ては渺々たる日本の島嶼の狹小なるを見たり。歐洲列國が千萬里の波濤を超へて東方に來るの雄志は察せられたり。幕府の諸吏、茫然として答ふる所を知らず。衆論紛々、歸着する所なく、黨爭また之を亂し、遂に水野忠邦を退け其濱松城を奪つて之を山形に移し、其黨



堀大和守を退けて蟄居せしめ、紛々擾々たる十一ヶ月を經て、弘化二年六月を以て返書を和蘭政府に送りしが、祖宗の法禁變すべからさるを述べて開港を拒絶し、且つ和蘭政府とすらも通商を許すも、通信なしと爲す。已にして前月英艦果して琉球に至るの報に接す。幕府即ち大番頭をして鼠驛に分隊調練を行はしめ、武備を修めんとす。人心恟々、有志私かに相會するごとに、幕府外交の得失を評するに至り、處士横議の兆漸やく現はる。

**四百二十七節　歐米通商を求む、對外策問、人心の動搖**

此かる時に弘化三年一月、仁孝天皇崩す、仁孝は光格の子也。崩するに及び、其第四子統仁を立てゝ天皇とす、之を孝明天皇とす。母は正親町中納言實光の子、雅子也。孝明天皇即位の年三月、英佛の軍艦共に琉球に來つて開港通商を促かす。琉球は薩摩藩の管轄の下にあり、薩摩が私かに外國と通商するは、已に仄かに幕府の知る所也。即ち島津齊彬をして歐つて英佛の事を處せしめ、暗に交易を許るすの訓令を與ふ。已にして五月米國軍艦二艘浦賀に來りて通商を乞ふ、許さず。六月佛國軍艦長崎に來り佛艦若し難船せば救を與へんことを乞ふ。八月英艦また琉球に入る、此に於てか物情恟々、上下相會すれば談必らず此に及ぶ。朝廷憂苦外交の情を幕府に問ふ。弘化四年六月、和蘭入上書して歐洲列國合縱して日本に開港を促かさんとすと云ふ。已にして佛蘭西人、朝鮮に上陸するの報に接し、危機益す切迫するの感あり、驟かに三家以下の諸侯に命じて海防を嚴にし、家臣の文武を勵さ



堀大和守を退けて蟄居せしめ、紛々擾々たる十一ヶ月を經て、弘化二年六月を以て返書を和蘭政府に送りしが、祖宗の法禁變すべからさるを述べて開港を拒絶し、且つ和蘭政府とすらも通商を許すも、通信なしと爲す。已にして前月英艦果して琉球に至るの報に接す。幕府即ち大番頭をして鼠驛に分隊調練を行はしめ、武備を修めんとす。人心恟々、有志私かに相會するごとに、幕府外交の得失を評するに至り、處士横議の兆漸やく現はる。

**四百二十七節　歐米通商を求む、對外策問、人心の動搖**

此かる時に弘化三年一月、仁孝天皇崩す、仁孝は光格の子也。崩するに及び、其第四子統仁を立てゝ天皇とす、之を孝明天皇とす。母は正親町中納言實光の子、雅子也。孝明天皇即位の年三月、英佛の軍艦共に琉球に來つて開港通商を促かす。琉球は薩摩藩の管轄の下にあり、薩摩が私かに外國と通商するは、已に仄かに幕府の知る所也。即ち島津齊彬をして歐つて英佛の事を處せしめ、暗に交易を許るすの訓令を與ふ。已にして五月米國軍艦二艘浦賀に來りて通商を乞ふ、許さず。六月佛國軍艦長崎に來り佛艦若し難船せば救を與へんことを乞ふ。八月英艦また琉球に入る、此に於てか物情恟々、上下相會すれば談必らず此に及ぶ。朝廷憂苦外交の情を幕府に問ふ。弘化四年六月、和蘭入上書して歐洲列國合縱して日本に開港を促かさんとすと云ふ。已にして佛蘭西人、朝鮮に上陸するの報に接し、危機益す切迫するの感あり、驟かに三家以下の諸侯に命じて海防を嚴にし、家臣の文武を勵さ

青刻の商人と支那の官人と共謀を開き兵亂を起せり支那にては既に利あらずして歸東に於て服死し且つ敗を幸はれ亂さるゝの みならず數百萬金を盡して財貨を燒せしに至れり

一發國も今また數下の聖明は千八百四十二年の八月十三日長崎奉行の前に於

しむ。然れども其十一月、肥前の國主鍋島齊正が長崎の砲臺を增築して、大砲百丁を備へんとを乞ふや、之を許さず、齊正自ら令之を犯して之を備ふ。之より英米の船舶、北海西海に出沒して殆んど送迎に暇あらず。露西亞の邊警によりて一たび醒まされまた沈睡したる人心は、再び覺醒せられたり。然れども目を開らきて之を見れば、東西南北の海洋一として異船出沒の報に接せさるはなし。國を繞りて皆な敵國なるが如く感せられたり。智識なければ方策なし。國民の心は恰かも敵軍の重圍に陷りしものゝ如し、唯一の活路は切死にありと信せられたり。故に嘉永二年、相房海岸の防禦の諸侯に問ふに、對外の策を以てするや、鍋島齊正、松平大和守等少しく海外の形勢に通するものは、海防の備全く成りて後之を攘攘せんことを主張すと雖も、一般の民心、唯當々擾々として動搖するのみ。外艦の出沒は、文政打拂令を廢したるによるとなし、再ひ此令を出さんことを求む。此に於てか五月に至り諸侯に策問するに對外の政を以てし忌憚する所なく論說するを許すす。此に於てか海防の論大に起り、有司上に惑ふて、有志下に橫議し、言論制限の禁令また行はれず。風說は風說を生み、縱論橫議天下に充滿す。

四百二十八節　荷蘭國王の密言、正弘之を報す、ペルリー開國を迫る

此時に方つて幕府をして民間の志士よりも優れる外國の智識を有し、一定の規摸を有し、斷乎として之によりて進ましめば、猶ほ可なりて一代の人心を率ゆるに足りしならん。然れとも幕府の智識は民間の志士に及ばず。阿部正弘は國民の首領にはあらず。唯だ國人をして此間の消息を知らしめずして、以て一時を瞞せんとし、長崎奉行の許可なき翻譯書を出版するを禁じ、蘭學者の奇論新說を以て、人心を動かすを鎭壓するのみ。然かも危機の日々刻々に迫り來るや掩ふべからず。此に於てか十一月、長防の國主毛利大膳太夫は期に先つて國に歸り、阿波守松平齊祐もまた期に先つて歸りぬ。嘉永五年正月、英人また琉球に來つて、强ひて城內に入つて開港を促かすの報あり。幕吏忡々として心を傷むるの時、和蘭の船長、また其國王の助言を幕府に呈し、明年米國必ず軍艦を率へ、來つて開港を乞ふべく、之に應せずんば必らず戰爭を免れさるを報し、長崎の地に限りて貿易を許すべきを勸め、通商條約の梗概を示し、且つ米國が世界のため日本の發達のため、必らず日本を開かんことを欲して、歐洲列國に傳へたる檄文を副ふ。老中、秘して人に示さず。之を知るものは浦賀奉行戶田伊豆守と其下吏二人あるのみ。一國の運命に關する大事は、五六有司の胸中に藏せられ、國民は喧々囂々風說を傳ふるのみ。已にして嘉永五年も暮れ、明れば嘉永六年となり、二月より江戶城の西丸造營のために、諸侯諸士に上納金を命じ、每一萬石に五百兩を課し、大に土木を起せしかば、江戶百萬の士民は泰平繁華の春に醉ひ、花に戲れ、蝶を逐ふて修念なく、幕府の官吏、朝たに登城すること遲くして、其退くや正午にあり。此かる所に米國水師提督ペルリが軍艦四艘五百六十餘人を率へて四月を以て、琉球に入り、石炭を小笠原島に積

一瞥して古今の時勢を通考するに天下の民は連に相親むの勢ほ人力の能く防ぐ所にあらず。露國が十萬の兵を發して我邊境に迫りたる時の如き四艘の黒船が浦賀に入り來るや、その議俠博愛なる萬國に相親むまでに方て外交の何たるを知らざるものなり。その儘に殘明せしより以來各國相距ること遠きも猶近に異ならずかく各國好を通ずるの時に當りては、日本國人の解し得る所なり。その煙筒は篠々として日夜煙を吐くを見たり、その砲門は漂々として人を威すが如きものあり、その劍戟は皎々として朝暾に輝くものあり、一大實を吼へて萬犬虚を傳ひ、四艘五百人の米人、江戸の市にては十艘五千人と傳唱せられ、京都に至りては兵艦百艘軍士十萬人と誇張せられ、人々意味に解されたり。況んや百千丈の巌の如き四艘の黒船が浦賀に入り來るや、その議俠博愛なるクシントンの子孫が通商を求めに來りしものたるは、日本國人の解し得る所なり。その煙筒は篠々として日夜煙を吐くを見たり、その砲門は漂々として人を威すが如きものあり、その劍戟は皎々として朝暾に輝くものあり、一大實を吼へて萬犬虚を傳ひ、四艘五百人の米人、江戸の市にては十艘五千人と傳唱せられ、京都に至りては兵艦百艘軍士十萬人と誇張せられ、人々弘安の役を思ふのみ。智勇辯力の用窮して出る所を知らず。上下狼狽、浦賀江戸の間使者馬を走せ、輿を飛ばし、來往梭の如く、江戸の市街頓に寂寥として、刀劍、甲冑、銃器、鳥羽織、至る所の店頭に幷羅せらる、已にして米艦六日を以て進て本牧に入るや、幕府直ちに大會議を起し、布衣以上の意見を徴し、曉に徹して已み、假りに國書を受くるに決し、林大學頭及び浦賀來行戸田伊豆守、井戸石見守をして館を浦賀の北一里、九里濱に築きてペルリー等に應接せしむべしと。期する所開國にあり。戰鬪を目的とせざるペルリー即ち文明節制の兵を示めし、膽氣を以て挫かんとし、三百七十餘人の陸戰隊を率へて上陸し、先づ國書を封したる箱を與ひ、次に幕府及び兩奉行に國產器械、種子、圖書を贈る。ペルリー思らく日本必らず異論あらん、宜しく天下の大勢を論して之を折破すべしと。柔巧なる正弘は案外なる命令を傳へしめて曰く、答辭は明年を以て長崎在留の阿蘭船長によりて傳へしむべしと。期する所開國にあり。戰鬪を目的とせざるペルリーは爭ふ能はずして歸りぬ。ペルリーは一時歸りぬ。然れとも歸す能はざるは天下の大勢にして、幕府此より旋渦に投ぜらる。

**四百二十九節　幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に離る**

此の時に方つて將軍家慶六月二十二日を以て死せしかば、其第三子家定を立てゝ將軍とす。大政猶ほ柔巧温和なる正弘の手中にあり。七月正弘、諸侯を集め米國の國書を和解せるものを示めして其意見を問ふ。是れ實に幕府自ら其足下に蹉跌の石をおくものなりき。幕府の主義は獨裁也。假令ひ衆議を集むるの要あるも、密議先づ譜代の謀士に決せられて、僅かに諸侯をして之を潤色せしむるに過ぎず。今や幕府即ち自ら其歷代の大主義を捨てゝ諸侯の議を取らんとす。此に於てか諸侯は久しく縻ぜられたる口を開くの機會を得て、縱論橫議の端を開らく。況んや幕府にして衆議の決する所に從ふて猛進するの決心あらば、即ち其力を強固ならしむるを得べきも、幕府は此の決心あるにあらず、實に疑ふて自ら決する能はず、惑を衆議に質したるのみ。是より諸侯其議を以て幕府を制肘するの端を開らく。諸侯は外事に暗きは幕府より甚しきもの多し、爭でか自ら進んで國を開くを知

らんや、十中七八は醵擾を主とするものなりき。此に於てか正弘令を下し米艘明年來るも、開港を諾せざるべきを豫報し、然るも猶ほ平穩を主とし、我より事端を開くなからんことを令しぬ。已にして蘭人また露船の來つて請ふ所あらんことを報ず、此に於てか水戸侯齊昭をして登城して政事を參せしむ。彼は曾つて常に幕府に拮抗して地歩を占めんとせるものにして、天保年間に梵鐘を毀ち、大砲大船を作るの資に供し、佛寺を廢し、冗費を省き、迷信を破せんとし僧侶等が幕府の内帑と表裏拮抗せるによりて閉門せられたるもの也。また薩島四郎太夫の舉を許るして、江川太郎左衛門の部下となりて諸侯諸士に砲術を傳へしむ。彼は曾つて外人と密商せりとの名を以て、罪を幕府に得て一族朋友離散したるもの也。また大船禁止の令を解く。是れ歷代の禁令にを作らしむ、是れ曾つて幕府が禁じたるもの也。また大船禁止の令を解く。是れ歷代の禁令にして北國の船舶は、外國船に似たるの故を以て航行、造築を禁ぜられたることありき。今や此令出るや、島津齊彬、十五隻の大船を造つて品川灣に入りぬ。また諸國の商人までも令を下して曰く、今回の事國家の安危、四民の憂にして、防禦筋に於ては四民共力を盡くさすべしと。曾て犬馬の如く遇したる町人に國防を命じて金を徵しぬ。此の如く、幕府は其舊敵に下り、舊令を廢し、舊行を改む。其威信滔々として流るゝが如くに落ち去りぬ。江戸の市民大變或は卒として起り、武士に對する貸借の全く消滅せんことを恐れて、武士と關係を斷つ。是より諸士

なり。此に於てか正弘令を下し米艘明年來るも、開港を諾せざるべきを豫報し、然るも猶ほ平穩を主とし、我より事端を開くなからんことを令しぬ。已にして蘭人また露船の來つて請ふ所あらんことを報ず、此に於てか水戸侯齊昭をして登城して政事を參せしむ。彼は曾つて常に幕府に拮抗して地歩を占めんとせるものにして、天保年間に梵鐘を毀ち、大砲大船を作るの資に供し、佛寺を廢し、冗費を省き、迷信を破せんとし僧侶等が幕府の内帑と表裏拮抗せるによりて閉門せられたるもの也。また薩島四郎太夫の舉を許るして、江川太郎左衛門の部下となりて諸侯諸士に砲術を傳へしむ。彼は曾つて外人と密商せりとの名を以て、罪を幕府に得て一族朋友離散したるもの也。また大船禁止の令を解く。是れ歷代の禁令にを作らしむ、是れ曾つて幕府が禁じたるもの也。また大船禁止の令を解く。是れ歷代の禁令にして北國の船舶は、外國船に似たるの故を以て航行、造築を禁ぜられたることありき。今や此令出るや、島津齊彬、十五隻の大船を造つて品川灣に入りぬ。また諸國の商人までも令を下して曰く、今回の事國家の安危、四民の憂にして、防禦筋に於ては四民共力を盡くさすべしと。曾て犬馬の如く遇したる町人に國防を命じて金を徵しぬ。此の如く、幕府は其舊敵に下り、舊令を廢し、舊行を改む。其威信滔々として流るゝが如くに落ち去りぬ。江戸の市民大變或は卒として起り、武士に對する貸借の全く消滅せんことを恐れて、武士と關係を斷つ。是より諸士

微臨烈號
ミニストルハン
コロニエン
鞠陀

日本國王殿下へ
和蘭國王より奉
獻する貢物目
錄
一和蘭國王製繪
一水晶大燭臺二本
一大花生一對
一六提込筒筒一揃
一カラヘイン一筒
一新刊地圖一枚
一全大一枚
一シユリナー一冊
一道中記一冊
一和蘭國領分東
印度風土記三冊
一東印度草木の
繪二冊
一爪哇草木之繪
圖三冊
一日本草木之繪
圖一冊
一同獸類之繪圖
四冊
一星學に拘りし
地理書二冊
一地理書二冊
一星學書二冊
一天文書五冊
一テカラーフ
(人名)星學書
一冊
一ハンカタン
(人名)星學書
一冊
一總世界之風土

窘迫して殆んど佩んとするものあり。幕府令を下して之を禁むれども得ず。已にして七月露國の使節プーチヤチンまた軍艦四艘を率ゐて長崎に入りて交易を乞ふ。且つ北地の境域を正さんことを乞ふ。安政元年正月米艦十艘また琉球によりて浦賀に入り、前年の約を果さんことを求む。筒井肥前守、川路左衛門尉等をして露使に應接せしめ、林大學頭をして米使に應接せしむ。此時に方つてや露國土耳古問題の爲め英佛と隙あり。開戰の機目前に迫り、英佛の軍艦、露國海軍の薄弱を知り、至る所に之を追躡して、開戰前に壓沈せんと欲す。故に露國は東方に於ける英國艦隊を避くるの地を日本に得んと欲して、プーチヤチン等日本に接すること必らずしも強硬ならず。以て日本の歡心を得んと欲し、且つ日本國勢の完備せざるを論じ、列國雄を爭ふの時、速かに國防を之れを整發せんと欲し、温言好語、筒井川路と語り、歐洲の大勢を語つて充實せざるべからざるを論じ、若し或ひは求むるあらば、露國、日本のために力を盡すを妨げずと稱す。然かも筒井等が祖宗の法禁、一朝急に改むべからざるを言ふや、また必しも強請せず、他日、外國と交通を約するの日、露國をして其第一にあらしめよと豫約して去りぬ。然れども米人に至つては前年四艘の軍艦を增して十艘として來たり、其の意初より必らず日本をして國を開かしめずんば已まさらんとし、容易に聽かず、反覆辨論、幕府若し開港を拒絶せば、直ちに兵火に訴ふるの決心を示めす、幕府辭令の以つて之れを拒絶すべきなく、兵力の以つて

記一冊　一萬物之說錄一冊　一サテルテス（基名）論之說錄一冊　一コンケー基星說錄一冊　一星學綴古書一冊　一ハルレイの彗星說錄一冊　一天文書一冊　一彗星觀於之書一冊　一萬物之說錄一冊　一町人の武藝を禁ず一冊

七月大坂町人なるもの三十七人、百十二萬四千兩兵庫、堺、西宮の町人より十二萬兩を獻せしむ。

七月町人の長脇差を禁ず

八月日本人民漂流するこあるも庶、荷閙の手なれば、之を請取らざるべきを內外に公示す。

十二月弘化と改元す

之れに抗すべきなく、其の言ふ所に從つて横濱村に會し、三月三日遂ひに和親條約十二條を締結し、下田、箱舘の二港を開くを約す。幕吏、諸侯、老中等が前年の令に反するを尤むるもの多く、水戸侯齊昭、また其の主戰論の容れられざるを憤つて幕府を退く。已にして七月、英艦來つて英佛二國露國と戰端を開きたるを告げて、軍艦を港中に繫かんことを報じ、八月、遂ひに米國條約を基礎として和親を約し、長崎箱舘の二港を開くを約し、十二月、露人、また來つて下田箱舘の二港を開かんことを請ふて條約を締結し、同月米國人、其の大統領の條約批准を携へ、將軍をして記名せしめんとす、幕吏之れを拒んじ、往復數回、遂ひに大君の命を以て老中連署すとして交換す。繼て和蘭にもまた同一の特典を與ふ。此の如く幕府の施設歩々開國寛裕の主義に傾くや、天下紛々幕府が外夷に屈するを難ず。

**四百三十節　吉田寅次郎、佐久間修理の監禁、壯士の現出**

此時に方つて幕府をして眞に經綸の手腕ある政治家によりて運轉せられしめ、獨り自ら開港の已むべからざるを知るのみならず、天下萬民をして歐洲文明の狀態を知らしめば、猶ほ以て天下を率ゆるに足りしならんに、沿襲政策を以て主義とせる政府は、此かる非常の時に於てすら其政策を改むる能はず、強ひて國民の耳目を鎖して、歐米の情に通せざらしめんとす。米艦浦賀にある時、吉田寅次郎、金子重介の二人、



米艦に投して歐米に入らんとするや、幕府之を執へて監禁し、吉田の師、佐久間修理に及ぶ。修理夙に西洋の事情に通じ、砲術に精はしく、開國の已むべからざるを主持するものにして、其の大主義に於ては幕府に近きもの也。此の如く幕府は國民を愚にせんがために、外航をすら嚴禁し、鎖國論者に對して幕府の政策を辨護すべき文明論者をすら拘禁せしかば、國民海外の事情に通せず、風說は訛傳を生み、憤慨は盲目を生じ、益す國民をして列國を以て夷狄とし、之に交るを以て國運を危殆ならしむるものなりと信せしむるに至り、物情恟然、不平鬱勃、大亂應さに起らんとするの兆あり、此に於てか二百五十年間、沈默したる壯士は此風雲に乘じ、大聲疾呼して出で來りぬ。

**四百三十一節　封建制度の中心力消滅す**

此の時に方つてや封建社會は已に燗然して漸く墳裂せんとす

封建社會は幕府を最上級として諸侯を歷し、上級の武士を以て下級の武士を歷し、武士の階級を以て、一般平民を歷し、歷力を以て經緯とするの社會也。然るに二百五十年の太平は歷力の中心たる幕府旗下の諸士をして、驕奢遊惰によりて其力量氣魂を失せしめ、武力時代已に去つて富の時代來るに遇ふて全く其主權を町人に奪はれ、旗下の士の空谷に餓ゆるもの少なからざるに至り、天下を震恐せしめたる旗本なるものは、已に天下を鎭壓するに足らずして、毛利島津、鍋島、細川、水戸の諸侯は、陽に幕命を奉するが如くするも、實は已に自ら爲さんと欲

する所をなし、また幕府の節度を奉せざるの實を示めし、水野忠邦をして其部下を飛しむるに
九州中國諸侯の形勢、闘るべからざるものあるを以てせしむ。彼等をして背叛せしめざるもの
は、唯だ幕府の二百五十年間の惰力のみ。今や此の惰力は外交困厄の蹉跌に遇ふて全く盡きぬ
最大壓力たる幕府の旗下已に此の如くなるや、驕奢淫逸の風は滔々として諸侯列藩を衰弱せし
め、小藩の君主、大藩の君主の子を褒ふて家を繼がしめ、其養子の持參金を以て、別居して豪
華の生活を營むに至り、時人之を『大名の貧乏』と云ふに至る。君主已に此の如くなれば、大身
の諸士相率ゐて之に擬し、文武の業地を拂つて空しく、僅かに才幹あるものは卑賤の地にあり
て用らるゝを得ず。武士と町人の關係が富のために一變したるが如く、智識の分配はまた武士
中の階級を一變し、上なるもの愚痴となり、才幹あるもの下に沈淪し、上級の勢力は以て下級
を壓するに足らざるに至りぬ。此の如く旗下は諸侯を壓する能はず、大身は小身を壓する能は
ず、而して封建社會の最大中心たる武力は、已に町人の富に對して屈伏しつゝ初る。封建社會
は其立つべき基礎を失したる也。此に於てか新奇なる結合を生ぜずんば、薩社會は漸やく解躰
して維持すべからざらんとす。而して此社會新結合の機已に來りしを會得せるものは、幕府の
渦中に投せずして、殆んど傍觀の地に立ちし九州、四國、中國の諸藩、殊に長州、薩摩の二侯な
りき。長州は中國の雄を以て、薩摩は九州の雄を以て、聲望四隣を壓しながら、關ヶ原一敗の
ため德川氏の前に膝行順首せりと雖も、其素志にあらず。何の時か中原に勢威を振はんとする
の念は、一日も其藩士の胸中を去らざりき。而して長州は其祖先毛利元就が、曾つて皇室に獻
金したる以來の關係あるを以て、京都に藩邸を置くの特權を有して、幕府も之を禁ぜざりしか
ば自然に皇室に接近し、薩摩は齊彬の女を家齊の夫人として、婚姻政略によりて重を幕府に致
さんとしたり。二侯共に其實力の絶大にして、幕府に屈したるは機會に背きたるに過ぎざるを
知るが故に、幕府歷代の政策また之を壓迫せず、內政は其の自由に一任せしかば、列藩諸侯は
過大なる幕府の重力に壓迫せられて、漸やく壞頽して自立の氣力を失する時、此の二藩は士馬
精銳、獨立抨拒の氣象を有し、水野忠邦をして幕府を亡ぼすものはそれ薩長、肥前、肥後かと
云はしむるに至る。彼等は今や幕府が自ら擾夷的精神を養成しつゝ此精神に背叛して外國と條
約を締結し、漸やく國民の不滿を招くを見て、薩社會解躰の機に乘じて、新結合を起さんと欲
せしかば、一劒天下を橫行して各藩の士人と交を締するもの續々として西南より出づ。

### 四百三十二節　國家なる理想の現出、脫藩人の擡出

外には歐米軍艦の帆檣林立して迫るあり。內には封建の中心的勢力已に頹廢して、薩社會の解躰せんとするあり。擧國震慴、人心擾々の中より先づ霞の如く、雲の如く、幻然として現出せるものは『日本國家』なる理想なりき。幾百年間英雄の制壓、二百年間の封建制度は日本を分割して、幾百の小國たらしめ、小國をして互ひに藩屏

關所を据へて、相猜疑し、相敵視せしめたれば日本人民の腦中、藩の思想は錙石の如くに堅けれども、日本國民なる思想は微塵ほども存せず、之が爲めに日本全躰の利益を取つて、一藩の犧牲とせんとする者少からざりき。士人識者にして已に此の如くなれば、商賈農夫に至つては殆んど郡の思想あるに過きず。慨して云へば、愛國心なるものは、殆んど芥子粒とも云ふべく形容すべからざる微小なるものにてありき。然れども米艦一朝浦賀に入るや、慓嘆恐懼の餘り船を同して風に逢へば胡越も兄弟たりと云ふが如く、夷敵に對する敵慨の情のためには、列藩の間に存する猜疑、敵視の念は融然として搔き消すが如くに滅し、三百の列藩は兄弟たり、幾百千萬の人民は一國民なるを發見し、日本國家なる思想は油然として湧き出で、同藩、同國、同格の力は以て有志の徒を驅するに足らず、其の藩籍を脫して他藩の士人と來往して、國事を經營するものを生ずるに至り、解躰せる舊社會に代りて、新結合を興さんとする新活力は、滔々として此の新理想に向つて進みぬ。

**[四百三十三節　第二の關ヶ原、尊王攘夷論の興起]**　然れども幕府をして一意、後を顧みずして開國策を取らしむる乎。然らずんば斷じて攘夷策に出でしむれば、猶ほ暫らくは其運命を保つべかりし也不幸にして、太平の政治家、阿部正弘は進んでは外國を攘ふ能はず、退ては諸侯諸士の横議を鎭壓する能はず、外に向つては開港を諾し、内に向つて攘夷家の說をも取らんとするの風を示

一かゝる事情なるを以て、合衆國政府、須臾も猶豫するとあたはず、日本將軍に書翰を贈り、以て我民の忠を除かんとを謀るを以て、咬唎吧在留のコンシュルより此道理正實の望みを以て、日本政府に於ては、日本強國に對し、この希望を遂ぜざれば、やまざる也、然して此江戸松前の港に於ては、一艘のフレカット艦二艘の軍艦を以て、彼國なる日本政府を騷擾なる日本政府なして、速に我本意に服從せしむるに足らん、此時、我朝に供する海軍、大に備はれるを以て、人或は日本を輕擊するの企と思へり然るに、萬民の爲に、交易をなされば、との志望なれば、戰鬪和睦の旨として、他事なし、只其勢威を以て、日本を以て好其なる我政府に伏せしむるの計策たるにすぎず、

七月日章旗を定む。

七月關人、國王の命を奉じて電信機を送り來る。

十一月、露人風濤の爲めに船を失し戸田浦に我大工を指揮して新船を作る四洋造船術の入るの之より初まる。



めず。此に於てか、攘夷の論益す盛んにして、諸藩浪士の氣燄愈よ上り、日本國家の新理想に向つて赴かんとする新結合の勢、靄々として天下を動かし來る。第二の關ヶ原は至る所に諸藩浪士の胸中に畫かれ、皆つて平民の爲したるが如く南朝黨の爲したるが如く、天子を擁して幕府に敵し、以て天下の權を爭はんとするものあるに至る。此に至つて幕府は歷代、享保の縮小政策を以て摸範とするの失策なるを悟るに至りぬ。綱吉が幕府を廣充して政治、社交、文學、工藝の中心としたるに加へて、家宣は更らに京都の公卿的尊嚴を江戸に移し、幕府をして實權のみならず、名義に於ても日本國王たらしめ、天下、不平の徒をして千百年、天子を擁するの地なからしめんとしたり。然るに將軍吉宗出るに及びて、二代の擴張政策を非として、自ら縮小政策を取り、驕奢尙文の弊を矯むるのみならず、併せて皇室に對して謙讓柔順の地歩に立ち萬事其令旨を承じて事を爲さんとし、將軍職を其世子に讓ることすら天皇の旨を伺ふに至れり之より專權獨斷、上に主なく、下に臣なき將軍の地位は、一變して天子の旨を奉行する一の臣僚に過ぎざることを天下に示めし、水戸學派及び、和學者が千言萬語を費して證明せんとする王覇の辨は、一朝にして吉宗の爲めに事實に於て證明せられたり。是より歷代の政治家多く享保の政治を摸範として、事を執りしかば、天子主たり、將軍臣たるの義は、益す天下の人心に刻まれたり。幕府の政治家其他日に於て、幕府に對して根本的打擊を與ふるもの此の見解に存

するを知らさりき。今や時は來りぬ。吉宗の爲めに植られし種は、生長して家定のために茂られんとし、天下の浪士は王覇の辨を實行し、天子を尊び、外に於ては夷敵を攘はんとするの論、至る所に倡唱せらる。其唱首は水戸の藤田虎之助等也。

*父は幽谷と號し水戸の市民也。

**四百三十四節　藤田東湖と人物、幕府内外政策の矛盾、堀田正篤出づ**

藤田虎之助は東湖*と號す。水戸齊昭の側用人にして權變の才に富み、縱橫の術に長じ、元明慷慨の文字に熟し、氣を以て後進を使ふ。彼は固より攘夷の行ふべからず、開國の已むべからざるを知らさるものにあらず。然れども光圀によりて唱へられし王覇の辨は、彼の時代に至りては、辨說に止らずして實行せらるゝの氣運に近つきたるを見しかば、彼は尊王攘夷の大運動を起し、之によりて王覇の辨を實行せんと欲しぬ。彼は固より幕府を倒すへしとは吟言せざりき。然れとも其尊王の論を演繹すれば、倒幕に至らさるべからさる也。彼は固より何人を以て幕府に代はつて天皇の親政を奉行する執政たらしむるべきかを明言せず。然れども水戸侯は其幕府の宗室にして、天下の望を負ふの故を以て、古へより副將軍と號せられたるの故を以て、而して當今の攘夷主義の唱首たるの故を以て、新將軍たらんものは水戸侯の外あらさるべしと信したるが如く解せられぬ。彼は固より攘夷の結果を明言せす、然れとも攘夷は行ふべからずして、日本の敗北に歸すべく、日本の敗北は士氣を鼓舞すべきが故に、宜しく外交の手段に敗れんよりは、兵力に於て敗れて、禍を轉じて福となさんとするものと信ぜられたり。彼は日本の主義は、國民の胸中に普通に思はれし所なるも、彼の言語擧動を經ては、高調せられ、鼓舞せられて、熾々たる熱氣を帶び來りぬ。此に於てか西南諸國の浪士、皆な京都を中心として雲合霞集し、公卿を遊說して、必らず開國策を制肘せしめんとす。幕府は火焰の已に其の座下に回れるを知らず、京都朝廷に屬する部兇驅河守をして、外交の始末を皇室に奏せしむ。それ家康が定めたる禁裡法式に於て「政道奏聞に及ばず」と定めたるに、幕府自ら外交の始末を奏するに至るは是れ公卿の背後にある浪士の陷穽に陷りて、外交制肘の端を開くもの也。また水戸齊昭が海防愚存を呷し和すべからざる十條を呈するや、海防掛石河土佐、松平河内守、川路左衛門尉、江川太郎左衛門等之に答へて其十條に理ありとするも、急に戰ふは國勢の許さゝる所あるを以て、先づ露國をして列國を退けしめ、露國に交易の特權を與ること和蘭の如くならしめ、暫時の平和の間に國力を養つて、更らに露國を退けんと云ひ、遂に水戸齊昭を强ひて國政に與からしめ、其臣にして攘夷的著述家たる會澤恒藏をして將軍に謁見せしむ。此の如く外に開國を約しながら、内には攘夷黨を養ふ。阿部正弘の腦髓亂れて一定の廟算なきを示めす。已にして安政二年十月江戸を中心として近傍の地大に震ひ、都下の火災一時に五十ケ所より起り、死者二

八月陸奥其新造の平樣を獻す昌平丸と名づく。

十月江戸近傍地大に震ふ都下の火災五十餘ケ所一時に起る死者數十萬人。

安政三年正月土井能登守獨力北蝦夷を開かんことを乞ふことを許るす。

三月幕吏取調所を九段坂に立つ

*藤田虎之助また死す。

萬餘人、已に外難に恐怖せる人心之を以て醜虜國神を怒らすとする時に、阿部正弘、漸く士氣にあらざるを示せしかば、堀田正篤出でゝ老中となり、外國御用掛となるに及び、幕府の政策開國の一方に傾きぬ。

**四百三十五節　幕府の政策開國に決す、ハルリス謁見の禮**

堀田正篤*は下總佐倉の城主にして、曾て水野忠邦の時一たび老中たりしと雖も、忠邦の政策を不可とし、病に托して退隱するもの十四年、夙とに蘭學者の說をきゝて、略ぼ泰西の形勢に通じ、西力東漸の衝に當りて孤立鎖國せんとするの得べからさるを知り、早く開國の見を持す。今や阿部正弘、曖昧模稜、內外の間に窮するや自然の勢堀田をして外交專務の老中たらしめたり。正篤已に幕府の大柄を取るや、上田侯松平伊賀守忠優を延きて老中たらしめ、志を併せて開國の方針を執る。忠優曾て一たび老中たり、阿部正弘の模稜、大奥に依賴するを憎みて之を除かんとして成らず、却つて斷けらる。此に至て堀田と相合ふや、正弘久しからずして死す。幕府の形勢之より一變し、攘夷黨に媚ふるの擧動を廢し、決然として開國の方針を取り、跡部甲斐、土岐丹波守、松平河內守、川路左衛門尉、水野筑後守、岩瀨修理太夫、大久保右近將監等をして外國掛たらしめ、略ぼ外務省の形を作り、安政三年二月には蕃書取調所を九段坂に設け、蘭學に通するものを集め、蘭書を翻譯し、外國形勢の咨問に備へしむ。唯だ幕府の繁文褥禮、因襲風を爲して容易に破るべからさるものあり

*後に正睦と稱す

開國論者たる堀田もまた舊窠を脫する能はす、尊大を以て外國使臣に對するを常とし、安政三年七月米人タウセンド、ハルリスが總領事に任せられて來聘し、外國使臣の特權として江戶に出でゝ將軍に謁し、且つ閣老に面會せんことを求むるや、大に其舊慣に背くを厭ひ、且つ江戶に入らば、市民の耳目を激せんことを恐れ、卽ち明年四月より下田箱館の兩奉行を置くを以て外國の使臣は一切之と談論すること、閣老と談論するが如くせよと云ふ。ハルリス聽かず。已にして和蘭人また上書して、支那が自尊徒大を以て英國に臨みて兵端を開らき、英人連戰連勝、廈門を取り、廣東を燒き、東方の形勢方に一變せんとするを告ぐ。幕吏、已に自ら外人待遇の方法を得ずして、自尊煩縟の禮を課する多きに過ぐるを疑ひしに、今やまた此報に接す。卽ち安政四年八月を以てハルリスが日本に來りしより入京の禮を爭ふこと前後十四ケ月也。水戶及び溜詰の諸侯、上書して之を爭ひ、國躰を辱しむとなす。中心之を以て國躰に背くと爲さゝるも、滔々の勢に乘じ、國事に忠なるの名を得んがため之を爭ふものあり。之より米人の恐迫無狀は傳られ、風說は風說を生み、淸廉、篤實、模範的淸敎徒たるハルリスは堀田の邸中に少女を辱めたりと云はるゝに至りぬ。其實ハルリスは日本を以て義俠國となし、如何なる事あるも砲火を以て脅かす勿れとの訓令を奉する、最も忠實なるものなりし也。然れども已に狂熱によりて盲目となりし攘夷黨は、此間の消息を解する能はず、或は解する能

はさるを装ひ、鶚々として幕府を責め、其勢漸やく恐るべきものなるが如く信せらるゝに至りぬ。

**四百三十六節　ハルリスの外交談判、踏繪令の廢止、日本通商條約**　安政四年十月、ハルリス將軍に謁見の禮終るや、大事を閣老に告ぐる所あらんことを乞ふ。正篤即ちハルリスを其邸に招き、外國掛の諸吏其席に列して其の言ふ所を聽く、彼は先づ米國の國是は世界に對して一視同仁の主義を持するにありて、併呑を事とせざるを說き以て衆心を安んじ、次に蒸氣電信の發明によりて世界統一の時機來れるを說き、東洋の諸國のみ長く此の形勢に抗して孤立する能ざれば遂に開國して有無を通じ、智識を世界に求め、富強の實を擧ぐべきを告げ、赤誠を示して開說するもの六時間、正篤以下開國を主義とするも唯だ勢に抗すべからざるを以て其の理由とするものあり。今やハルリスの開說は彼等に敎ゆるに、一國の富強獨立は唯だ開國によりて得べきを以てせしかば、之より益す銳意、開國の方針を取りて、日米通商條約を作り、ハルリスを恃みて外交顧問として列國に應接し、其上書を和解して諸侯に示めし、以て衆心を和げんことを求む。然れどもハルリスが強いて幕府に登城せる一事よりして、攘夷黨の氣燄益す揚りぬ。諸侯往々之に服せず上書して之を爭ふ。水戸齊昭の如きは大言して自ら米國に至り、開國の約を廢せんと主張す。正篤退けて容れず、ハルリスと江戸、大坂、兵庫、新潟を開らくを約し、且つ內外人を



問はず、基督の畫像を踏ましむるの法を廢す。攘夷黨ます〳〵平ならず。

**四百三十七節　急進的開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨**　此時に方つて、國內の人心外交に關しては三黨に分る。一を勇進的開國黨とし、二を開國的攘夷黨とし、三を鎖國的攘夷黨とす。勇進的開國黨は之を上にしては堀田、上田の二侯、幕府の外交官、閣學者にして夙に列國の形勢、文明の事態に通したるもの多く、民間志士の群に於ては熊本の橫井平四郎其の魁首たり。橫井は小楠と號す性情高邁、心識遒活、殆んど詩人的の高調と直覺の才あり。博通にして慧敏、哲學的總括力を有し、議論快活、辨論、縱橫、之に接するものをして熊澤蕃山なりき。彼は其見る所の形勢と、聞く所の世態を以て、ども彼は寧ろ敏活の手腕を有せさる蕃山なりき。彼は其見る所の形勢と、聞く所の世態を以て、一國の富強獨立は唯だ國を開きて列國と交り、萬里の波濤を開拓するにありとなし、純然たる自由貿易の議論を主張し、一代の大勢力たる攘夷主義に向つて正面の打擊を加へぬ。勇進的開國黨は開國の一事を危險とせさるのみならず、開國せさるを以て國家の患害とし、目前一切の事情に拘泥せずして、四境を開かんとし、開鎖の利害は論ずるに足らずとなす。開國的攘夷黨は全く之に反す。開國的攘夷中に二派あり、甲派は開港の已むべからず、勢に於て支ゆべからさるを知ると雖も、今日の如き世態に際して、無條件に開國するを以て人心外に屈するの端を爲すものとなし、一戰して人心を警醒し、內は以て遊惰苟安の夢を破て、外は以て侮るべからざ

るを示めし、而して後、列國と和すべくんば和せんと欲するもの也。乙派は開國の勢抗すべからざるが故に、暫らく列國と和を通じ、彼の文物、工藝、兵法を學び、國力の富實するを待て、而して後、彼を攘はんとするとの二者なりき。甲派は藤田東湖吉田寅次郎等、其魁首にして、各藩に於て通常攘夷黨と稱せらるゝものゝ中、時務に通じたる首領は多くは此意見を有するものなりき。吉田寅次郎は松陰と號す。長門の人にして松下村塾を開らきて諸生を敎育す。其學風は國民的自覺心に歸化せられ、國史によりて彩られたる儒學にして、大躰に於ては水戸派と相似たり。當時の漢學者が漢唐宋明に依りて各〻門戸を分つ間に立ちて、別に一法門を開らく。其人、極めて熱頭、極めて激烈にして、而して極めて忠厚、極めて狹隘、極めて直哉にして、而して、極めて權數に富む。彼は多くの反對したるが如き性情を、極めて多量に混化したりき。故に輕俊敢爲なる長防の少年、之がために感發せられたるもの多く、天下少壯の徒、風を聞き文を讀みて、爲めに其心胸を開發せらるゝもの少からず。水戸の學は藤田東湖のために沼々乎たる時勢の中に突入せしめられたりと雖も、東湖死するや、其運用の手腕を失したるがため、水戸の士、多くは固陋、狹隘の鎖國說に落ち去りしかば、水戸學派の勢力は長防に移り、東湖の位置は吉田寅次郎に移りき。吉田は固より東湖の敏腕を有せずと雖も、彼よりも人に愛せらるべき忠厚の風ありき。彼は固より東湖の如き政治家にあらざりしと雖も、天成の戰國的革命家な



りき。開國的攘夷主義は東湖の手腕によりて播種せられ、今やまた松陰等の熱頭によりて温育せらる。三派中最も有力なるは甲派なりき。乙派は國民的精神を主として、勇進的開國黨の世界的自覺を欠くに於ては、全く甲派と同根生也。然れども彼等が甲派と異なる所以は、其の現在の國狀を顧みざるがため也。彼等は世界的自覺を欠くがため、契丹、石敬塘、五胡雜居の歷史を以て今日の事態に比して、外交は必らず幾多の患害を生すべきを信ず。然れども今日に於て之を排攘するは、勝敗の數明なるがため得策にあらずとなし、鎖國自ら弱むるの愚策をすてゝ斷じて國を開らき、彼の兵術、工藝を學び、彼若し排攘すべくんば彼の干戈によりて彼を排攘せんと欲す。幕府中列國の形勢に明ならざるもの、多くは此の派に屬し、民間畧ぼ列國の事情を聞くものはまた之に屬す。而して佐久間象山は其の翹楚とも云ふべきものなりき。從來の開學者は多くは醫學、砲術を傳ふる專門家にして、常に屬僚の地位に立ちぬ。今や象山に於て、初めて一派の首領たるべき政治家を見たり。象山は信州の人、夙とに國防の急を知つて蘭學を學び、兵術を研究す。其の銳利の才、博通の學、天下に比なく、傍ら砲術に通じ、兵法を知る當時の攘夷論者も、開國論者も、彼を仰ひて先覺とせざる能はざりき。彼は泰西の學術、工藝を識認して何事を捨つるも之を學ばざるべからざるを信ずるの點に於ては、關學と見識を同うすと雖も、而かも小楠の如き詩人的哲學的靈活の見地なし。彼は國民的精神を把持するの點に

於ては、東湖松陰と同一の立場に立つと雖も、然かも東湖松陰の如き革命的の氣風を有せず。彼は多くの點に於て人の首領たるべき性質を欠けり。然れども其學識實力に至ては、各派の首領の到底企及する能はざるものありき。此の如く開國的攘夷黨の二派は、同根生にして、等しく見地を同うし、松陰の如き、また衆山に師事したるに係らず、今や同一系統を有する二派は相攻撃して已まず。甲派は乙派を罵つて臆病、無勝、性惰、耻なく、國を賣るものとなすや、乙派は甲派を罵つて輕慓、無謀、國を過つものとなし、乙派は却つて勇進的開國黨と聯結し、甲派は却つて第三黨なる鎖國的攘夷黨と相合す。鎖國的攘夷黨は徹頭徹尾、外人を犬羊とし、犬羊に迫られて國を開らくは、國家頽滅の端を開くものなりとなす。紛々たる凡衆は皆な此派に屬す。彼等は何が故に同一根生にして相爭へる乎。是れ現在の國狀問題より來る。甲派は現在の政局に滿足せず、外患に乘じて之を打破し、以て新結合を起さんと欲し、乙派は現在の政局を以て足れりとして、之を根本的に改めず、國家の秩序を維持せんと欲して、外交に關する爭議の中には、明々に內國の政局に關する異見あるがため也。此の政局頽壞の事たる明言せられずと雖も、天下現在の政局に不滿なるものは直覺的に之を覺知し、水戸齊昭を首領として、諸藩の下級にありて志を得ざるもの、幕府の大臣に私怨あるもの、幕府の頽壞により利を得べき諸侯公卿、少年氣銳にして功名の念あるもの、皆な期せずして開國的攘夷黨の甲派の大傘中に入る。



當時幕府の權、老中堀田正篤の手にあり。正篤は忠誠謹愿の政治家にして、中心よりして國家の興隆を目的とするもの也。彼は銳意して開國の政策を斷せんとするも、また國內の人心統一せず、或は不測の變あらんことを恐れ、務めて反對黨を緩和せんと欲して、果敢の施設なし。已にして攘夷黨の漸やく跋扈するや、即ち朝廷の力を以て諸侯を屈伏せしめんと欲し、安政四年十二月、林大學頭、津田半三郎をして嘉永以來、外交の顚末を朝廷に奏して、日米新條約を批准せんことを乞ふ。幕府思らく、朝廷は危疑すべし。然れとも利害難易を說かば、必す之を諾せんと。圖らざりき久しく德川氏の世祿に滿足せしとし、內には開國の非を論して天皇に奏し、外には林、津田の二人を閉却して其說を述べしめず、また聽かず。此に於てか天子の旨を奉りて諸侯に令せんとしたる幕府は、初めて火燄の已に座下に回りしを發見し、國難に乘じて政局を顚覆せんとするものあるを發見し、漸やく憂ふべきは外交にあらずして內憂にあるを知る。此に於てか堀田正篤は、京都の事を他人に委托せす。安政五年正月勘定奉行川路左衛門尉、目付岩瀨肥後守等を率ゐて京都に出で廟議を變ぜんとす。浪士、激昂、詭譎百端也。正篤即ち一方には極慓なる公卿に賄ふに黃金を以てし、一方に

は諸藩浪士の京に入るを禁じ、再三開國の已むべからざるを奏すと雖も、已に深く浪士の說に動されたる公卿は、容易に之を聽かず、巧みにも開國は國家の大事なるを以て更らに諸侯をして會議を開かしめ、其議決を提へて來るべしと云ひ、之に加ふるに幕府は早く將軍の世子を定めて、以て天下の民心を安すべしと云ふ。是れ實に至大なる陰謀家が公卿の後に存するの證據なりき。それ諸侯の議決を携へて來れと云ふも、諸侯の多くは鎖國に雷同するや明白なるか故に、諸侯の力により幕府を苦しむるもの也。且つ世子を定めよと云ふは、また幕府中、世子の撰擇に關して二個の黨派あるに乘じて、之を衝突せしめんとするもの也。之より先き將軍病あり、一橋慶喜を立て世子とせんとす。慶喜は水戸齊昭の子にして、一橋家を繼ぎたるもの也。水戸侯は久しく幕府のために忌憚せられ、時としては危疑せられ、或る時火災あるや、時人荒忙して水戸の謀叛を傳呼するものありしほどにして、藤田虎之助等が尊王攘夷の說を唱へて天下を聳動するや、水戸に對する幕府の危疑は其頂上に達しぬ。藤田虎之助死して、水藩またまた天下の浪士を擯斥するの手腕なきがため、此疑惑は幾分か減せしと雖も、全くは消へざりき。故に將軍が一橋慶喜を世子とせんとするを悦ばず、水戸に天下を奪るゝの感あり。而して最も之を悦ばざるものは大奥の婦女也。紀伊家茂の從臣、また其間に遊說して、必らず慶喜を排して家茂を世子たらしめんとす。越前、尾張の諸侯之を聽かず、慶喜を立てんとして相爭ふ。朝廷の早く世子を定めよと云ふもの、實に此兩黨の間に尖子を挿まんとするもの也。

**四百三十九節　井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす**

外には外交の難局あり、內には諸侯浪士の難あり、而して幕府中また繼嗣の爭あり。此等の難局や詮し來れば政治上の中心力たる幕府政權の微弱より來る。之を救ふの策は、唯だ老中政治を廢して、一大名自ら大老となりて確固として政權を把持するの外策なしとせられたり。此の如くして衆人の目は、自然に彥根の城主井伊直弼に注ぎぬ。彼は譜代諸侯の最大最強なるものにして、其祖先直政が家康の先鋒たりしが如く、今や德川氏の先鋒たらさるべからさるに至りぬ。彼は一橋慶喜を迎ふるの議を非とせり、大奥の婦女、老中の非水戸派、諸士は齊しく彼に嚮へぬ。此に於てか歷代久しく欠けたる大老職は彼の身に落ち來りぬ。是れ堀田正篤が京都の公卿間に往來してありし間の事也。正篤未だ歸らず。而して日米條約に調印せんと約したる三月五日は已に過きさりぬ。此に於てかハルリスに請ふて期を伸べしに、正篤は歸れり。然れとも勅裁を得すして寧ろ幕府の難局を增しぬ。此に於てか更らに列藩會議を開らきて朝廷の意を安せんとし、七月を以て調印せんことを約すれば、水戸、尾張、越前を初めとして諸侯多く攘夷を唱ふ。已にして調印の七月未だ至らずして、六月十三日、ハルリス軍艦に乘して小柴沖に至り、露艦また下田に來り、共に英佛軍艦

の海を掩ふて至らんとするを報す。外國掛ハルリスに就きて英佛軍艦の何の意あるかを問ふ。ハルリス答ふるに英佛の聯合軍清國と戰つて北京に城下の誓を爲さしめ、餘勢を日本に加へて開港を促かさんとするを報じ、速に日米條約に調印して、以て不法の恐迫條約を命せらるゝを避けんことを勸む。幕吏倉皇、歸つて會議を開らく、皆な萬國の勢到底孤立すべからざるを說き、速に調印して以て後難を免れんことを促かす。上田侯松平伊賀守曰く、長袖の公卿、天下の形勢を知らずして妄議す。若し其の滿足を得んとせば、百年また足らざるべし。國を以て膏、公卿の私意に殉すべからずと。井伊直弼、沈思すること稍ゝ久うして、決然として斷じて曰く、縱令や今日樽俎の間に之を退くるも、到底避くべからず。一旦戰つて勝を制するも、到底、滑國の覆轍を免れさるべし。敗れて後に和を乞ふて、恐迫條約を命せらるゝは、寧ろ今にして締約するに如かず。當機幕府に一任せられたり。勅裁なしと雖も、機に臨み變に應じて國家を保全するは幕府の責也。若し勅裁を待たさるによりて事起らば、直弼一身を以て之に當らんと。遂に下田奉行井上信濃守、目付岩瀨肥後守を神奈川に遣はして、日米條約に調印せしめ、また急に紀伊の家茂を迎へて世子とす。時に年十三歲也。

**四百四十節　將軍直弼を責む、直弼水戸侯以下を罰す**

英佛が戰勝の威を挾はさみて其飽くなきの慾を遂けんとするに先つて、日米條約に調印するは、是れ當時に於ける唯一の安全策にして、若し直弼にして躊躇せば一層汚辱なる條約を迫られしならん。此時に方つて君命は輕ろくして國家重もし、況んや君命と稱するもの、唯だ公卿の議論のみなるに於てをや。直弼の施政は寧ろ失敗中の成功なりし也。然れとも外には擾夷に狂熱して、實力の比較を忘れ、內には政權の爭奪に熱して、百年の得失を顧みざる公卿浪士は、直弼を以て違勅の徒となし、合從大呼して、之を攻め、眼中殆んど幕府なきが如し。水戶、越前、尾張の親藩、また直弼の獨斷專決違勅の命を受くるを責め、交ゆるに一橋慶喜を世子とせさりしに不滿の情を以てし、水戶侯の如きは憤激、己を失し、殿中に疾聲大呼して井伊と爭ひ、遂に直弼をして切腹せしめずんば已まずと壓言するに至る。而して幕吏中、外國の形勢に明かに、初より開國說を主張したる堀田正篤も、また一橋黨なりしがため井伊直弼の下に老中たる能はすして退きぬ。此の如く幕府の敵手は公卿浪士のみに止らす、世子の爭ひより親藩中及び開國黨中敵を出すに至る。而して彼等は共に直弼を責むるに違勅を以てし、直弼をして速に京都に上りて罪を朝廷に謝せしめんとし、嚣々として已まず。彼等は云ふ、是れ天下の人心に副ふて幕府を保安するの道也と。直弼は固より越前尾張が直に幕府の利害を思ふを信ず。然れとも水戶齊昭は此の如き誠實の心術ありと信ずる能はず。遂に水戶齊昭、尾張慶恕、越前の慶永を其の別邸に謹愼せしめ、一橋慶喜の出仕を止む。

**四百四十一節　直弼の人物、擅權、家族將軍となる**

徳川武士の典刑は直弼に於て見るべかりき。彼は涼

然たる大勝よりも、猛烈なる鋭氣を有したり。彼は機に乘じて人を用ゆるの權變なしと雖も、一直線に突進するかため、敵手をして之を躲避するの餘裕なからしめたり。彼は曲折に從つて其才を屈伸するの力なしと雖も、果敢斷行の力を有したり。彼の人物は甚だ高からすと雖も、甚だ堅實也。彼の性情は甚だ清潔ならすと雖も、其心識を貫くには極めて執着力あり。彼は政治家にあらずして武士也。最初の德川武士は、皆な此の如くなりき。時世の推移に卷き去られんとする德川時代は、彼に於て其最後の權化を見たり。彼は外交を好むものにあらすと雖も、世界の大勢已むを得さるを見て、寧ろ勢に從つて一國の獨立を全うせんと欲す。彼は外交の事局は安易なるにあらすと雖も、一國の大難は外交よりも内紛にあらんとするを見たり。此の内紛たるや諸侯の權大にして、幕府の力之を鎭壓する能はさるにあるを見たり。此に於てか彼は家光時代の光榮を回復して、威力を以て天下を鎭壓せんと欲す。彼は權力を好むものにあらずと雖も、其德川氏と國家のために計る萬全の策此にありとなしたり。彼は此政策を實行せんがため、第一に親藩の君主すら幽閉せり。彼は更らに何事を爲さんとする乎。已にして安政五年七月將軍家定、病を以て死し、嗣子家茂立つて將軍となる。直弼之より悉く一樞機を却けて、掛川侯太田資始、鯖江侯間部詮勝、西尾侯松平和泉守乘全と共に大事を斷じ、專權擅橫、上下の議を省せず、天下囂々、物論の沸騰此に至つて極る。



**四百四十二節　京都、長州藩士の手に落つ、列藩會議により幕府を制せんとす**

此時に方つて、京都の朝廷は全く長州藩士の手に落ち、浪士、街衢に充つ。今や江戸に於ては直弼が大老となりて條約に調印するも、違勅の罪を犯して人心を失し、また親藩の望に背きて、紀伊の家茂を立てゝ之がために德川氏の勢力兩分し、水戸が不平黨の首領たるの姿あるを見て、更らに水戸を起して列藩會議を開かしめんとし、水戸、尾張、越前、加賀、薩摩、長門、安藝、備前、肥後、伊勢、阿波、土佐、因幡、筑前の十三藩に勅書を與へ、之を京師に招きて列藩會議を朝廷に起し、一舉して幕府の實權を朝廷に移さんとし、近衛、鷹司、一條、三條、二條の諸公卿、主として之を唱ふ。彼等は浪士の言を聞き、天下の事一舉して定るべしと信したる也。獨り關白九條尚忠、岩倉具視猶ほ幕府の實力を識認して應せず。此策の遂に實際に行はるべからさるを唱ふ。公卿聽かす、遂に勅書を發す。水戸齊昭、老中を其邸に招きて之を示めす。老中之を奪つて返さす、他の十二藩また幕府を恐れて一人京師に出るものなし。公卿怒を九條尚忠に移し、迫つて其關白を辭せしめ、近衛忠熙をして内覽せしむ。

**四百四十三節　間部詮勝の浪士掃蕩、刷新開國に決す、獲夷論の開息**

今や京都は南北勢力の爭地となりぬ。公卿浪士の陰謀は、幕府をして外交の局面より首を回らして、必らず京都を掃除して禍機を除

かんと決心せしめたり。間部下總守詮勝は其使命を帶びて安政五年九月京都に上り、外交の顚末を朝廷に奏すと稱して、私かに浪士を跡踪し、先づ越前の梅田源二郎を捕へ、次に水戸の京師留守居鵜飼吉左衛門父子を執へ、其他浪士と聲音を通ずる公卿の執事を捕ふるもの無數、浪士風を聞き遁逃すれとも、搜索、嚴密、往々にして羅致せられ、之より安政六年に至るまで四方に於て縛せらるゝもの七十餘人、越前の橋本左內、長州の吉田寅二郎等浪士の首領其中にあり。公卿の頑む所浪士にあり、浪士已に逃散して公卿色を失ふ。間部詮勝即ち一方には黃金を散じて貧寒なる公卿の心を購ひ、一方には伏見奉行內藤正縄をして公卿の間に遊び、內外多難の形勢を述べて、外交を以て已むべからざるの事態となし、軍備を整理せば、他日必らず外夷を擊攘せんことを說かしむ。朝議爲めに一變して、外國と和親を通ずるを許るし、猶ほ國防を嚴にして、他日攘擊を實行すべきを命じ、九條尙忠をしてまた關白たらしめ、近衛の內覽を已む。幕府更らに應司前の關白、近衛左大臣、應司右大臣、三條前の內大臣をして剃髮して、身を引かしめんとす。是れ其家臣を糺斷して、幕府を傾けんとするの陰謀ありとの事實を發見したれば也。天皇之を肯めんとして再三書を間部に與ふ。間部聽かず、天皇が三大臣を保護せんとするは、公武の間をして離隔せしむるものなりと爲し、安政六年五月三大臣に迫つて遂に剃髮せしめ、一條左大臣、花山右大臣、二條內大臣を以て之に代ゆ。井伊の强硬政略は遂に其効を奏したり。間部下總守詮勝は其使命を帶びて安政五年九月京都に上り、外交の顚末を朝廷に奏すと稱して、私かに浪士を跡踪し、先づ越前の梅田源二郎を捕へ、次に水戸の京師留守居鵜飼吉左衛門父子を執へ、其他浪士と聲音を通ずる公卿の執事を捕ふるもの無數、浪士風を聞き遁逃すれとも、搜索、嚴密、往々にして羅致せられ、之より安政六年に至るまで四方に於て縛せらるゝもの七十餘人、越前の橋本左內、長州の吉田寅二郎等浪士の首領其中にあり。公卿の頑む所浪士にあり、浪士已に逃散して公卿色を失ふ。間部詮勝即ち一方には黃金を散じて貧寒なる公卿の心を購ひ、一方には伏見奉行內藤正縄をして公卿の間に遊び、內外多難の形勢を述べて、外交を以て已むべからざるの事態となし、軍備を整理せば、他日必らず外夷を擊攘せんことを說かしむ。朝議爲めに一變して、外國と和親を通ずるを許るし、猶ほ國防を嚴にして、他日攘擊を實行すべきを命じ、九條尙忠をしてまた關白たらしめ、近衛の內覽を已む。幕府更らに應司前の關白、近衛左大臣、應司右大臣、三條前の內大臣をして剃髮して、身を引かしめんとす。是れ其家臣を糺斷して、幕府を傾けんとするの陰謀ありとの事實を發見したれば也。天皇之を肯めんとして再三書を間部に與ふ。間部聽かず、天皇が三大臣を保護せんとするは、公武の間をして離隔せしむるものなりと爲し、安政六年五月三大臣に迫つて遂に剃髮せしめ、一條左大臣、花山右大臣、二條內大臣を以て之に代ゆ。井伊の强硬政略は遂に其効を奏し

安政三年十二月薩摩の島津齊彬南部利順の女を養て子としまた之を近衛家の養女として將軍の夫人とす。

四年六月岡部正弘死す、七月長崎に製鐵所を作る

ぬ。諸侯恐怖して皆な幕府の命を奉じ、各藩中の保守派大に力を得て、革命派を攻め、嚴峻、酷烈の手段を以て浪士を追跡す。浪士漂泊、天地の間身を容るゝに地なく、生命を變じ、服裝を替へて潛伏し、薩摩の浪士西鄕吉之助の如きは、革命派の僧月照と、海に投じて死せんとし、擾夷黨の巢窟たる長州に於てすら、開國黨の首領長井雅樂の說行はるゝに至りぬ。

**四百四十四節　公武合躰黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行**

此時に方つて國民の政治思想に一新色相を加へ來る。諸侯の多數は、固より擾夷黨たり、然れども水戸、長州、薩摩等野心を加味するものゝ外は皆な、必しも、之を以て幕府を苦しめ、之を以て政局を打破せんと欲するものにあらず唯だ開國は國家の禍患を信じて之を唱ふ也。今や天下の浪士の爲す所を見るに、彼等は獨り擾夷に止らず、之を以て幕府を夷覆せんと欲するものにあるを察するに至り、幕府を助けて皇室と相和せしめ、國一致の力を以て擾夷せんとして內にあるを欲するものあり。開國黨に於てもまた區々目前の爭を爲さずして朝廷(公)幕府(武)を合躰せしめんとするものあり、此に公武合躰黨なるものを生じ、其團結中には擾夷派と開國派の相異なれる分子を存ず。長州の長井雅樂の如きは、開國黨にして公武合躰黨たるもの也。薩摩の島津三郎の如きは、鎖國黨にして公武合躰黨たるもの也。今や公武合躰黨を中心として、一方には純乎たる佐幕黨あり、幕府を佐けて其權を家光時代の古に復回せんとするものにして井伊直弼

の如き是也。一方には純乎たる討幕黨あり。公卿を助けて幕府を討ち、其權を朝廷に收めんとするものにして、功名に急なる浪士の一派是也。而して公武合躰黨は主として浪士の跋扈を制せんとせしかば、勢幕府の權力を地方に助長するに至りぬ。此に於てか幕府は益す前途の望を生じ、安政六年七月水戸齊昭に永蟄居を命じ、一橋慶喜に隱居謹愼を命じ、水戸藩慶に差控を命じ。一橋慶喜を世子とするの議に黨せし作事奉行岩瀨肥後守、軍艦奉行永井玄蕃の職を奪ひ西丸留守居川路左衛門尉等を謹愼せしむ。十二月粟田宮を永蟄居せしめ、更らに水戸侯に命じて前年の勅書を返さしむ。水戸の士民隊を爲して江戸に出で、幕府に訴ふ、之より先き、米國が領事を慣の外、和闘もまた安政六年四月を以て領事を江戸におき、五月、英國また其公使アルコックを江戸に置き、六月には横濱、長崎、箱館の三所に於て內外貿易を行ふを許るし、八月には露國と本條約を結び、其公使を江戸に置くを諸し、九月には外國奉行新見豐前守、村垣淡路守、目付小栗上野守、軍艦奉行木村攝津守、勝鱗太郎等をして米國に航して本條約を交換し、且つ其文物を見せしめ、また前年以來の囚人を刑罰す、横夷黨は已に其の首領とも云ふべき水戸齊昭の蟄居せしめられしか爲め一毫の希望をだに有する能はず落膽、絶望を極めしが、中にも水戸の擾裏黨は開國黨に對して私怨あるもの少からざりしがため憤激最も甚しく、四方に徘徊し、財を貧民に徹して事を起さんとし、また横濱に外人を

大阪の守備を嚴にし以て京師の意を安せんとす。



殺傷す。幕府近傍の諸侯に命じ、兵を出して之に備へしむ。

**四百四十五節　井伊直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す**　萬延元年三月三日大老井伊直弼江戸城に上らんとして櫻田門外に來るや、水戸の浪士佐野竹之介等十七人、薩摩の浪士有村治左衛門と共に襲ふて之を殺ろす。暗殺は已に成功して、幕府の中心力を拔く、天下傳唱、幕府の威權地に落つと爲し、地方佐幕の諸侯また驚惶して方嚮に迷ふ。是より浪士また志を得、暗殺を以て、最良の武器となし、漸やく血に渴し來る。已にして八月水戸齊昭老を以て死す。幕府は老侯既に死するを聞くや之に連座せられたる慶喜及び越前の慶永、土佐の山內容堂の謹愼を許るす。齊昭已に在らずんば彼等を忌憚すべき理由なきを以て也。然れとも關東の諸士は齊昭死するや主人を失したる馬の如く、狂躁、妄動、甚爲さんと欲する所を爲し、横濱居留地に入つて外人を殺ろし、外交の局面を困難ならしめて、以て開國黨を苦しめんとし、十二月、米國公使館を麻布古川に襲ふて其譯官ヒウスケンを殺ろし、文久元年五月、商輪の英國公使館を襲ふ。風說は事實を誇張し、誇大の風說は浪士をして血に渴せしめ、民心大に動搖し、縱令ひ通商條約に從て此年の一月を以て新潟若しくは其代用港を開らくも、外人生命の安全を保つべからず況んや、京都に近き兵庫大阪の開港に至つては猶ほ更らに危險也。此に於てか文久元年十二月外國奉行竹內下野守、松平石見守目付京極能登守等をして歐洲に航して開港の延期を乞はしむ。

安政五年七月ハルリス日本小判一兩は一分銀十二枚の價ある云つて世界の金價な數ゆ是より洋銀と同位の銀を作る

外國醫法の禁を解く英國蒸氣船を獻す

英國は之を睹したり。然れども無報酬にはあらずして、酒類の輸入稅を減じ玻璃器を五分稅品中に入るゝロンドン覺書を生じたり。此の如くして浪士は着々幕府を難局に陷逐せしが、之より先き、英佛已に露國とクリミヤに戰つて之を挫き、世界の海港より露國を封せんと欲す。文久元年英佛、支那を攻めて北京に入るや、露國支那のために周旋して黑龍江畔七百里の地を得、英佛即ち露淸の漸やく近づきて東洋多事ならんとするを見て、日本海に根據地を得んとすと傳唱せらる。露國即ち其機先を制せんとして、文久元年二月、其軍艦をして急に對馬の尾崎浦に入り、兵士を上陸せしめ、近傍を抄掠し、殆んど之を占領せるものゝ如し。幕府即ち外國奉行小栗豐後守等をして之を詰つて退去せしむれども聽かず。即ち更らに外國奉行野々山丹波守、目付小笠原攝津守等をして、外交談判を開始せしめ、且つ英人の助力を乞ふて遂に之を退くるを得たり。此の如く外交の局面は內よりも、外よりも、ます〳〵多難を加ふ。

**四百四十六節　安藤信睦の執政、討幕論起る、和宮の降嫁**　井伊大老の死したる後は、また大老なく政權已に老中安藤對馬守信睦の手にあり。彼は固より巨膽猛氣一代を鎭壓するの才幹あり、事に臨んで應せざるの勇あり、外自ら信ずるや強固にして、また其の自信を貫くの忠實あり、水野忠邦以後の良宰相にして、浪士が數ば外交の挾制と智識あり、責任を避けさるの勇あり、外人を殺はんとするや、喟然として嘆して曰く、浪士にして血に渴せば、寧ろ余を殺ろし、若しくは將軍を弑して內亂を起すも、外人を殺ろして國難を釀もず勿れと。其碎厲國事を思ふの情憐むに堪たるあり。然れとも大廈の將に倒れんとするや、一木の支ふべきにあらず、浪士已に井伊大老を倒すや、氣に乘じ勢に激まされ、眼中幕府なく、井伊の鎭壓政策のために一旦四方に逃散せし浪士は、今や潮の如くに盛り返して京都に集まり、長州の藩士、久阪玄瑞等、京都にありて專ら之を繰縱す。彼等は固より幕府に不滿なるもの也。加ふるに井伊の鎭壓政略によりて激昂し、今や攘夷よりも寧ろ討幕の擧を急にせんとして、公然之を論するに至り。政界の空氣全く一變す。幕府猶ほ知らず。舊の數奇屋坊主、長坂淸喬、九州諸侯の情僞を述べ、德川氏の運命に關するを云ふも省せず。萬延元年、皇女和宮を乞ふて將軍の夫人とし、以て皇室と親を結び、隙を拒がんとし、前將軍の侍女姉小路勝光院をして京師に上りて周旋せしむ。公卿多く之を不可とす。九條關白及び侍從岩倉具視、頻りに之を慫慂し、遂に天皇の寵姬、右衞門內侍によりて奏する所あり、幕府の乞を許るす。時に公卿、之を以て天皇の意にあらずとなし、老中小濱侯が和宮を欺きて天皇を要して許可を得たるものとなし、和宮別に臨みて天皇に謁するも、幕吏一語を交ゆるを許さゝりしと訛傳し、以て民心を激昂せんとす。是より所在相傳へて幕府の專橫を憤り、討幕の論益す盛ん也。

**四百四十七節　薩長藩を爭ふ、外人殺擊の風、平野二郎討幕の擧を上る**　文久元年の冬、浪士等遂に薩摩に入

りて天下の形勢を說き、鹿兒島侯が兵を擁して京師に出で、天下の機先を制せんことを乞ふ。十一月鹿兒島侯、近衛氏の手を經て朝廷に密奏し、兵を出して京師を護り、攘夷の勅旨を貫徹せしめんと奏し、曾つて幕府の勢力中に滲入して重を爲さんとせる薩摩、今は漸く京師に接近せんとす。長州は其壯士の大勢、已に討幕に傾きたるに關らず、長井雅樂等の勢力、猶ほ主君を擁して討幕に嚮はしめず、必らず公武を合躰せしめて國家を經營せんと欲せしが、今や浪士が薩摩を中心として京都に據らんとするを見て天下大亂の兆となし、急に江戸に上りて幕府に說くに天下の形勢を以てす。幕府大に懲き、毛利氏をして京都に周旋せしめ、朝廷を薩摩及び浪士の手より離れしめんとす。此かる間に攘夷討幕の氣焰勃々として擧がり來り、英國の官吏が浪士の襲撃に懲りて、出入兵を備ひ、其兵銃槍を帶ぶるや、浪士は以て外兵國に入るの端となし、安藤信睦が數ば外國公使と來往するや、姿を外人に與て之に媚附すと流言せられ、外人我官吏の柔順恐怖するを見て放縱慢罵を逞ふするや、幕吏國を賣つて私利を營むものと誇張せられたり。此に於てか文久二年には下野の大橋順藏等、浪士を募つて横濱を襲撃せんとして執られ、文久二年正月には下野の醫師早田顯三、水戸の浪士小田彦次郎、越後の川本杜四郎等、安藤信睦を阪下門外に襲ひ、銃丸信睦の髷をかすめて去る。從士擊つて多く兒徒を殺ろし、餘黨逃走す。三月、九州、中國、四國、諸藩の士、脫藩して大阪に會するもの數百人、皆な京師に

文久元年九月水野筑後守をして小笠原島を巡視せしむ、外人占領の說あるを以てなり。



入らんとす。四月筑前の浪士平野二郎討幕の議を朝廷に上る。是れ公然討幕を以て朝廷に勸めたる最初の奏議にして、攘夷開國の論は一變して永久の後を襲ふ南北政權の爭とならんとす。彼は先づ鹿兒島侯が朝旨を奉ずするの意切なるを述べ、其京師に出るを待つて直ちに大坂城を拔き、天下に號令し、幕府の政權を奪つて而して後、夷狄を拂ふべしと云ひ、朝廷をして鹿兒島侯に依頼せしめんかため其領する所は千二百八十四萬八千八百石にして一百二十八城、陣屋三百四十八、船舶三千艘ありとなして以て公卿を鼓舞す。之より公卿の氣愈よ大也。時に高知藩士數十人、其參政吉田元吉の公武合躰を唱ふるを惡み、襲ふて之を殺ろして京師に走る。已にして鹿兒島侯の支族島津三郎久光、六百の兵士を率ゐて京都に入る。浪士久光を擁し先づ九條關白を斬りて所司代に及び、兵を擧げんとす。久光聽かず其從臣をして激徒を殺ろさしめ、從臣の內西鄕吉之助は、浪士を煽揚したるの故を以て沖の永良部島に流さる。

**四百四十八節　薩藩の公武合躰說、幕府遠に屈して政權朝廷に歸す**　島津三郎が京師に入つて先づ主張したる所は公武合躰の政策なりき。彼は第一に幽閉せられし粟田宮、近衛前左大臣、鷹司父子を放免し、幕府に於ては德川氏の親藩宗室の幽閉を釋き、近衛氏をして關白たらしめ、越前侯をして幕府の大老たらしめ、老中安藤對馬守信睦の官を罷め、朝廷の意を容易に浪士に洩らさゝらんことを計り、此の如くして公武を合躰せしめんとす。已にして長州侯の世子毛利元德江戸より

國に歸らんとして京師に至るや、朝廷之を止めて島津三郎と力を合して浪士を鎭撫し、京都を護衛せしむ。已にして土佐侯山內豐範もまた兵を率へて、出でゝ京都を守護す。京師の公卿、意氣大に擧かり、即ち大原重德をして勅使たらしめ、島津三郎をして之を護衛せしめ、幕府の改革を江戶に迫らしむ。曰く將軍速に上洛して諸侯と朝廷に公議して民心に從つて國安を圖るべしと。曰く沿海の五大侯を五大老として國政に參與せしめ、國防を充實せしむべし。曰く一橋慶喜を將軍の後見とし、越前侯を大老たらしむべしと。幕府已に人物なく、また大勢の赴く所を察する能はず、勉强して朝廷の意に從ひ、以て安を圖らんとし、悉く其云ふ所を聞き且つ井伊直弼以來、幕府の開國政策を把持したる諸臣を黜陸し、越前侯に大政を委す、越前侯春岳橫井小楠の議を聽き參勤交代の制を改めて簡易に從はしめ、諸侯の質を放つて國に歸らしむ。之より幕府の威權、滔々として地に落ち、京都に於ける九條關白、千種少將、岩倉中將、宮小路中務少輔等幕府に黨するもの悉く退けられ、遂に朝廷の中に國事掛を置き、關白、大臣、議奏、傳奏を以て之に充つ。此に於てか、京都は事實に於ける主權者となり、德川氏立てより二百六十年にして、政權また漸やく朝廷に歸す。之より將軍の上洛となり、長州に於ける討幕擁夷黨の專權となり、薩長兩藩の軋轢となり、幕府に於ける會津、桑名兩藩の佐幕運動勝を制し、歐米軍艦の下の關砲擊となり、英人の櫻島攻擊となり、幕府の開國政策の放棄となり、長州壯士の京師亂入となり、反覆の綸旨となり、水戶筑波黨の暴擧となり、長州征伐となり、小栗上野の雄藩討殲策となり、薩長二藩の聯合となり、兩度の長州征伐となり、將軍家茂の死となり慶喜の將軍就職となり、大勢遂に維持すべからずして慶應三年十月の政權奉還となる。

二千五百年史 終

## 二千五百年史の筆を洗はんとして

昔しはウヲタア、ラレー、其目瞠したりと信ずる事の、實に背くを見て、目未だ曾て見ざる事變を錄するの歷史は遂に信ずべからずとなし、自ら其歷史を燒きたりと云ふ。

余、曾て廿七年の役、在朝鮮の友人より戰歿の役に剛叛卒某が銃傷を受け最後の呼吸まで進軍剛叛を奏したるを聞き、感慨已む能はず、乃ち垂死の剛叛卒と題する小品を國民新聞に掲ぐ。之より天下唱和、遂に歐洲の新聞紙に上り、垂死の剛叛卒は、乃ち白神源次郎なるものとせられしに、後、陸軍省は之を以て白神にあらずして、木口小平なるものなりしと爲す。目前の事すら往々此の如し。千百年前の事を論ずる、また何ぞ此過誤謬綱なきを保せん耶。讀者若し此の書の所論、事實に於て誤れりとするものあらば、幸に告ぐる所あれ。余は是正に吝なるものに非ざる也。

著者識す


明治二十九年五月廿五日印刷
明治二十九年五月廿八日發行
明治二十九年七月廿五日再版發行

定價金壹圓五拾錢

著者　竹越與三郎　東京芝區芝田町五丁目十六番地
發行者　福永文之助　東京市京橋區出雲町一番地
印刷者　高田乙三　東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
發行所　警醒社書店　東京市京橋區出雲町一番地
印刷所　秀英舍　株式會社　東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

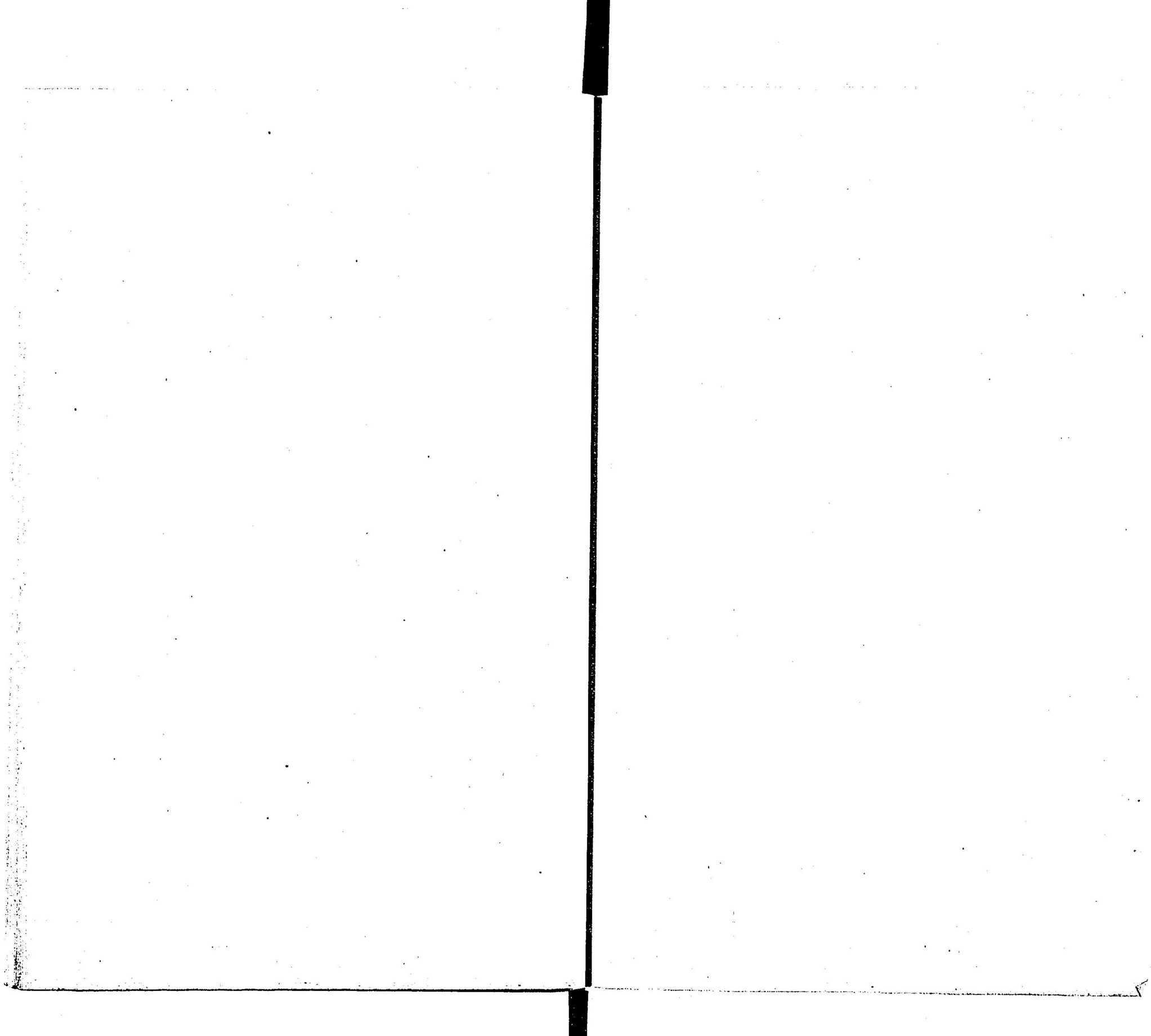
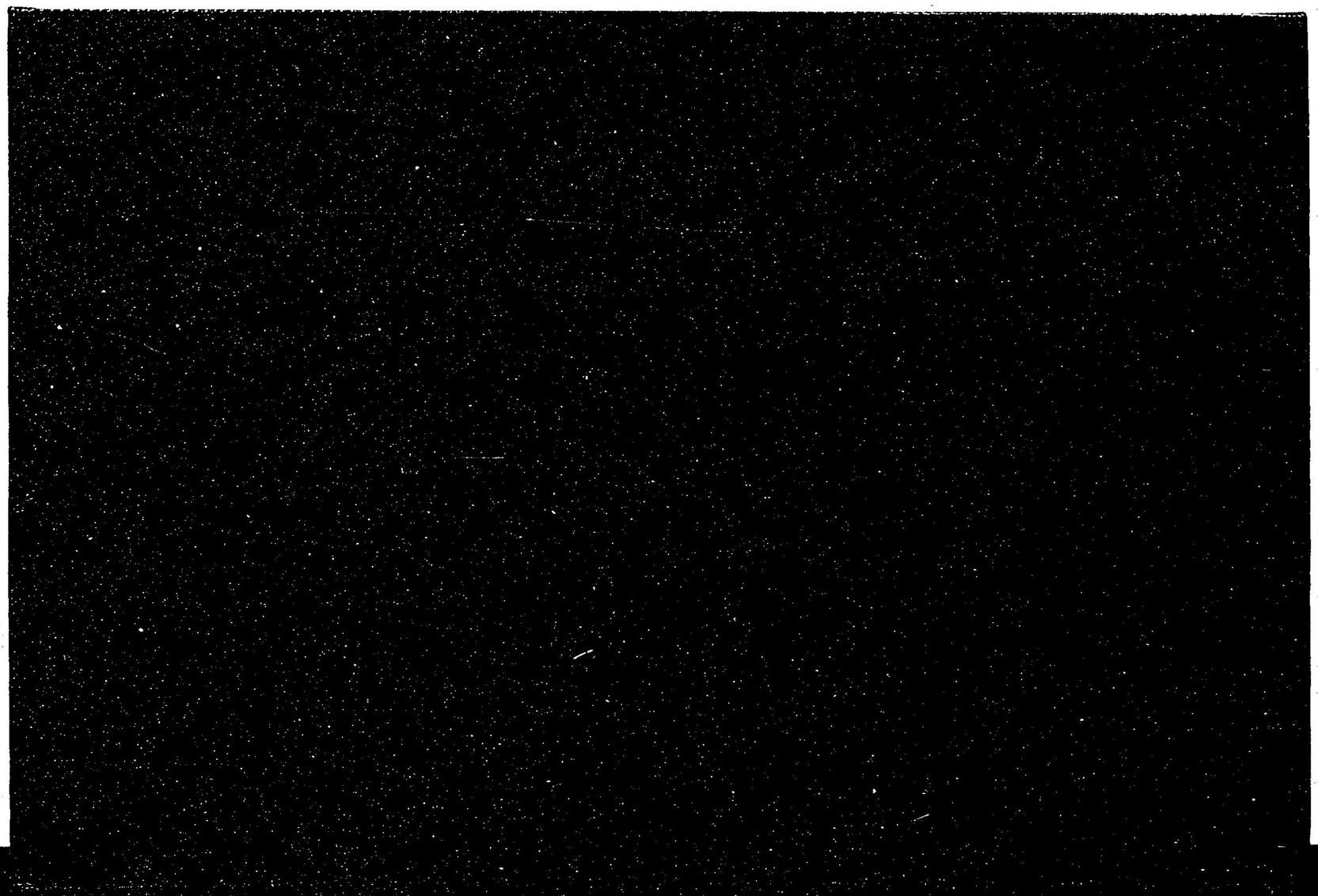
사2G8